

平成31年第1回定例会

浦臼町議会会議録

平成31年 3月 5日 開会

平成31年 3月22日 閉会

浦 臼 町 議 会

浦臼町議会第1回定例会 第1号

平成31年3月5日（火曜日）

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般報告
- 4 行政報告
- 5 議案第 3号 平成30年度浦臼町一般会計補正予算（第7号）
- 6 議案第 4号 平成30年度浦臼町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 7 議案第 5号 平成30年度浦臼町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 8 議案第 6号 平成30年度浦臼町下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 9 議案第 7号 浦臼町一般廃棄物最終処分場設置及び管理条例の一部を改正する条例について
- 10 議案第 8号 浦臼町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更について
- 11 平成31年度町政執行方針
- 12 平成31年度教育行政執行方針
- 13 議案第 9号 浦臼町長等の給与に関する特例措置条例の一部を改正する条例について
- 14 議案第10号 平成31年度浦臼町一般会計予算
- 15 議案第11号 平成31年度浦臼町国民健康保険特別会計予算
- 16 議案第12号 平成31年度浦臼町後期高齢者医療特別会計予算
- 17 議案第13号 平成31年度浦臼町下水道事業特別会計予算

○出席議員（9名）

議長	9番	阿部敏也君	副議長	8番	小松正年君
	1番	野崎敬恭君		2番	中川清美君
	3番	柴田典男君		4番	東藤晃義君
	5番	折坂美鈴君		6番	静川広巳君
	7番	牧島良和君			

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町	長	齊	藤	純	雄	君
副 町	長	川	畑	智	昭	君
教 育	長	浅	岡	哲	男	君
総 務 課	長	河	本	浩	昭	君
総 務 課 主 幹		明 日 見		将	幸	君
くらし応援課長		大 平		雅	仁	君
くらし応援課主幹		中 田		帯	刀	君
長寿福祉課長		齊 藤		淑	恵	君
長寿福祉課主幹		鎌 田		隆	司	君
産業振興課長		石 原		正	伸	君
建 設 課 長		馬 狩		範	一	君
教 育 委 員 会 長		武 田		郁	子	君
事 務 局 長						
農 業 委 員 会 長		大 平		英	祐	君
事 務 局 長						
代 表 監 査 委 員		笹 木		政	廣	君

○出席事務局職員

局	長	加 賀 谷	隆 彦	君
書	記	西 川	茉 里	君

◎開会の宣告

○議長

おはようございます。

本日の出席議員は9名全員でございます。

定足数に達しております。

ただいまから、平成31年第1回浦臼町議会定例会を開会いたします。

◎開議の宣告

○議長

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表に基づき、順を追って進めてまいりますのでよろしくお願いをいたします。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長

日程第1、会議録署名議員の指名を、会議規則第118条の規定において、議長において、5番折坂議員、6番静川議員を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定

○議長

日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から3月22日までの18日間をしたいと思います。

ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から3月22日までの18日間と決定いたしました。

◎日程第3 諸般報告

○議長

日程第3、諸般の報告をいたします。

初めに、平成30年第4回定例会以降本日までの議長政務報告をお手元に配付してありますので、お目通し願ひ、主なもののみ報告をいたします。

2月25日、北海道町村議長会70周年記念式典が札幌のポールスターで開催されました。この北海道町村議長会は昭和24年に創設をされております。この式典においては高橋知事、大谷道議会議長、全国市町村会長、全

国町村議長会会長を来賓に迎え、それぞれに祝辞をいただき、盛会に開催をされました。

祝辞が終わり、50周年記念から70周年記念までの20年間の歴代役員に感謝状が贈呈されました。そのご労苦に表彰状が授与されたものであります。

以上で、議長の政務報告を終わります。

次に、監査委員より平成30年12月分から平成31年2月分に関する例月出納検査の報告がありましたので、写しをお手元に配付しておりますので、報告済みといたします。

続いて、総務常任委員長より所管事務調査の報告がありましたので、その写しをお手元に配付のとおりですのでご承知願います。総務常任委員会所管事務調査は報告済みといたします。

続いて、農林建設常任委員長より所管事務調査の報告がありましたので、その写しをお手元に配付のとおりですのでご承知願います。農林建設常任委員会所管事務調査は報告済みとします。

以上で、報告を終わります。

◎日程第4 行政報告

○議長

日程第4、行政報告を行います。

初めに、町長から行政報告の申し出がありました。これを許します。

齊藤町長。

○町長（齊藤純雄君）

皆さん、おはようございます。

平成31年第1回定例会の開会に当たり、一言ごあいさつと行政報告をさせていただきます。

本日をもって招集いたしました第1回定例会では、議案14件を上程しております。各議案提出の際には詳細にてご説明いたしますので、十分にご審議をいただき、町政発展のため議員各位のご賛同を賜りますよう、お願いを申し上げます。

この際、第4回定例会以降の行政報告について、配付資料をごらんいただき、口頭から1点申し上げます。

2月8日、月形町にて札沼線廃線届け出に伴う国土交通省の意見聴取会が開催をされています。これはJR北海道が廃線届けをしたため沿線の今後の公共交通維持などが確保されているかどうか、4町長がそれぞれ自分の町について意見を述べているものであります。

これまでの経過を踏まえて、町がそれぞれ意見を述べ、担当官の北海道運輸局鉄道部長が一つ一つの町に対して感想を述べられておりました。廃線の手続的には町の関係する部分についてはこれが最後となります。

以上です。

○議 長

次に、教育長から教育行政報告の申し出がありました。これを許します。
浅岡教育長。

○教育長（浅岡哲男君）

おはようございます。

第4回定例会以降の教育行政につきましては、お手元の報告書に記載のとおりでございますが、3点についてご報告させていただきます。

1点目は、1月13日開催されました平成31年新成人のつどいには、対象者20名のうち17名の出席のもと厳粛な中で新成人のつどいを挙行いたし、その後、アトラクションではふるさと浦臼町で過ごした思い出のスライドを上映し、門出を祝福しております。

2点目、1月22日、第11回B&G全国サミットにおきまして、優良センター表彰として特A表彰を受けてまいりました。平成29年度まで8カ年連続の評価となり、この表彰が10年連続になりますと新たな修繕助成の対象となります。これからも適切な運営に心がけ青少年の健全育成と適正な施設維持が容易にできる環境整備に努めてまいります。

3点目につきましては記載がございませんが、1月17日、悪天候により小中学校ともに6時限を休講し、集団下校としました。

1月21日には、吹雪、悪天候により小中学校の臨時休校となりました。

翌22日から24日までの間は、小学校1年生においてインフルエンザA型による学級閉鎖となりました。本年度は臨時休校が相次ぎ、所定の授業時数確保に心配はありましたが、今のところ想定の範囲であるとの報告を受けております。

また、いじめ、不登校等の重大となる報告は受けておりません。

以上、行政報告といたします。

○議 長

これで、行政報告は終わりました。

◎日程第5 議案第3号

○議 長

日程第5、議案第3号 平成30年度浦臼町一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

明日見主幹。

○総務課主幹（明日見将幸君）

議案第3号 平成30年度浦臼町一般会計補正予算（第7号）。

平成30年度浦臼町一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ9,289万3,000円

を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ35億4,846万6,000円とする。

2 歳入歳出の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表繰越明許費補正」による。

(債務負担行為の補正)

第3条 債務負担行為の追加及び変更は、「第3表債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第4条 地方債の追加は、「第4表地方債の補正」による。

平成31年3月5日提出

北海道浦臼町長 斉藤純雄

初めに、第2表繰越明許費の補正についてご説明を申し上げます。8ページ目をお開き願います。

第2表 繰越明許費補正。

1. 追加。

事業名、農地整備事業負担金。金額、2,392万5,000円でございます。こちらは農地基盤整備事業の一部を繰越事業として設定するものでございます。

次に、債務負担行為の補正でございます。9ページをお開き願います。

第3表 債務負担行為補正。

1. 追加。

事項、ホームページ保守業務委託料。期間、平成30年度から平成31年度。限度額58万9,000円。

次に、事項、ネットワーク機器等保守業務委託料。期間、平成30年度から平成31年度。限度額187万4,000円。

次に、事項、セキュリティクラウド保守業務委託料。期間、平成30年度から平成31年度。限度額36万7,000円。

次に、事項、戸籍電算システム保守業務委託料。期間、平成30年度から平成31年度。限度額7万6,000円。

次に、事項、連携サーバー関連保守業務委託料。期間、平成30年度から平成31年度。限度額191万9,000円。

次に、事項、全国町・字ファイル保守委託料。期間、平成30年度から平成31年度。限度額17万6,000円。

次に、事項、ごみ収集運搬業務委託料。期間、平成30年度から平成31年度。限度額1,214万6,000円。

次に、事項、水処理施設維持管理業務委託料。期間、平成30年度から平成31年度。限度額308万2,000円。

次に、事項、町立診療所X線コンピューター断層撮影装置保守点検業務委

託料。期間、平成30年度から平成31年度。限度額81万8,000円。

次に、事項、町立診療所レセプトコンピューター保守業務委託料。期間、平成30年度から平成31年度。限度額39万9,000円。

次に、事項、町立診療所超音波診断装置保守点検業務委託料。期間、平成30年度から平成31年度。限度額14万4,000円。

次に、事項、地理情報システム保守業務委託料。期間、平成30年度から平成31年度。限度額58万9,000円。

次に、事項、鶴沼公園等管理業務委託料。期間、平成30年度から平成31年度。限度額1,129万2,000円。

次に、事項、町道等維持補修業務委託料。期間、平成30年度から平成31年度。限度額1,652万円。

次に、事項、地域おこし協力隊コーディネート業務委託料。期間、平成30年度から平成31年度。限度額120万円。

各業務とも年度当初より実施する必要があることから追加をするものでございます。

次に、10ページ目をごらんください。

2. 変更。

事項、地力増進施設維持管理業務委託料。期間、平成29年度から平成32年度。限度額を831万6,000円から限度額2,495万6,000円に変更でございます。平成31年度及び平成32年度分を計上するものでございます。

次に、地方債の補正でございます。下の段をごらんください。

第4表、地方債の補正でございます。

1. 追加。

起債の目的、現年発生単独災害復旧事業でございます。限度額160万円。昨年9月に発生しました台風21号による暴風雨に係る復旧事業費で160万円の財源として借り入れをするものでございます。

次に、1段下でございます。

起債の目的、過疎地域自立促進特別事業。限度額6,920万円でございます。こちらは過疎対策ソフト事業に係る財源として借り入れをするものでございます。通常の発行限度額4,550万円に財政力指数の低い町の加算配分されず限度額分を加えたものでございます。

ただし、限度額超過分につきましては、減額配分となる場合もございます。

次に、1段下でございます。

起債の目的、食肉加工施設等建設事業。限度額1,430万円。こちらはジビエdeそらち食肉加工施設等建設事業の調査設計、給水工事实施設業務に係る財源として借り入れをするものでございます。

次に、1段下でございます。

起債の目的、聖園川改修事業。限度額1,930万円でございます。聖園川改修工事に係る財源として借り入れをするものでございます。

起債の方法につきましては、証書借り入れでございます。利率につきましては6.5%以内。ただし利率見直し方式で借り入れする資金について、利率見直しを行った後においては当該利率見直し後の利率とするものでございます。

償還の方法につきましては、政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによります。ただし財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、または繰上償還もしくは低利に借りかえすることができるものでございます。

続きまして、歳入歳出予算の補正について歳出よりご説明を申し上げます。23ページをお開き願います。

なお、今回の補正予算の内容につきましては、各事業の決算見込みによります事業費の精査等でございます。まず主なものについてご説明を申し上げます。

2款総務費、1項1目一般管理費、補正額156万7,000円の減額でございます。主なものにつきましては7節賃金につきまして、臨時職員の雇用者数の減少によるものでございます。

2目、財政管理費、補正額1億2,419万3,000円の追加でございます。25節積立金につきまして、過疎地域自立促進特別事業基金に1,500万円、ふるさと応援基金に799万3,000円、財政調整基金に1億120万円を積み立てするものでございます。

3目企画費、補正額556万円の減額でございます。主なものにつきましては19節負担金補助及び交付金につきまして、定住促進住宅取得応援助成金におきまして新築住宅3件、住宅リフォーム等補助金におきましては11件の助成を行っておりまして、執行残として225万円を減額するものでございます。

続きまして、25ページをお開き願います。

8目諸費、補正額1,366万円の追加でございます。主なものにつきましては、8節報償費におきましてふるさと納税記念品に係る費用として1,483万9,000円を追加するものでございます。3月4日現在なんですけれども、ふるさと納税寄付申し込み件数は1万6,345件でございます。申し込みの金額につきましては1億8,719万1,000円でございます。

9目地方創生事業費、補正額1,057万7,000円の減額でございます。主なものにつきましては13節委託料におきまして各委託料の入札執行残によるものでございます。

続きまして、27ページをお開き願います。

4項1目戸籍住民基本台帳費、補正額439万7,000円の減額でございます。主なものは13節委託料におきまして、総合行政システム更新委託料の執行残によるものでございます。

3款民生費、1項1目社会福祉総務費、補正額613万5,000円の減額でございます。主なものは19節負担金補助及び交付金におきまして、社

会福祉協議会補助金において専任事務局長の人件費分として289万6,000円の減額、20節扶助費におきまして除雪費助成金の減額、28節繰出金におきまして国民健康保険特別会計の決算見込みによりまして171万円の減額でございます。

5目障害者福祉費、補正額1,221万3,000円でございます。

次のページをお開きください。

主なものですが、20節諸費につきまして、社会福祉サービス給付費の確定により減額するものでございます。

3項1目老人福祉総務費、補正額421万6,000円の減額でございます。

次のページをお開き願います。

主なものは19節負担金補助及び交付金におきまして、介護予防地域生活支援総合事業負担金の減額によるものでございます。

4款衛生費、2項2目し尿処理費、補正額187万5,000円の減額でございます。19節負担金補助及び交付金におきまして、事業実績の確定により減額するものでございます。

続きまして、33ページをお開き願います。

5款農林水産業費、1項5目農業振興費、補正額156万円の減額でございます。19節負担金補助及び交付金におきまして、各事業実績の確定により減額するものでございます。

35ページをお開き願います。

11目基盤整備推進費、補正額2,392万5,000円の追加でございます。19節負担金補助及び交付金におきまして、農地整備におきまして国の補正予算により事業費が追加となり、繰り越して事業を遂行するため負担金を追加するものでございます。

続きまして、37ページをお開き願います。

7款土木費、3項2目公営住宅費、補正額183万1,000円の減額でございます。15節工事請負費につきまして、入札執行残により減額するものでございます。

4項1目下水道整備費536万7,000円の減額でございます。28節繰出金につきまして、下水道事業特別会計の決算見込みによる減額でございます。

8款消防費、1項1目消防費、補正額193万2,000円の減額でございます。19節負担金補助及び交付金におきまして、本年度購入しました消防ポンプ車における入札執行がございまして負担金の精査を行い、減額をするものでございます。

2目水防費、補正額149万5,000円の減額でございます。主なものにつきまして18節備品購入費におきまして、Jアラート機器の購入における執行残でございます。

9款教育費、1項2目事務局費、補正額201万2,000円の減額でご

ございます。主なものは19節負担金補助及び交付金におきまして、各事業実績の確定により減額するものでございます。

39ページをお開き願います。このページにつきましては、事業の精査による増減でございますので、説明を省略させていただきます。

41ページをお開き願います。

5項3目学校給食費、補正額82万6,000円の減額でございます。主なものは19節負担金補助及び交付金におきまして、奈井江・浦臼学校給食組合負担金の確定によるものでございます。

歳出合計9,289万3,000円の追加でございます。

以上が歳出についてのご説明でございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。11ページをお開き願います。

歳入につきましても、ほとんどが額の確定による補正でございますので、主なものについてご説明を申し上げます。

1款町税、1項1目個人分、補正額2,375万1,000円の追加でございます。1節現年課税分として収納率の増加に伴う増額でございます。

2目法人分、補正額604万9,000円の追加でございます。1節現年課税分として法人税割におきまして企業の収益の増加によるための増加でございます。

2項1目固定資産税、補正額1,154万8,000円の追加でございます。1節現年課税分として、主な要因は償却資産の増加によるものでございます。

13ページ目をお開き願います。

9款地方交付税、1項1目地方交付税、補正額1,654万2,000円の追加でございます。3月交付の特別交付税を見込み追加をするものでございます。

11款分担金及び負担金。1項3目農林水産業費負担金、補正額324万6,000円の減額でございます。主なものは3節基幹水利施設管理事業、徳富ダム負担金ですが、事業量の減少が見込まれるための減額でございます。

続きまして、15ページをお開き願います。

13款国庫支出金、2項3目衛生費国庫補助金、補正額210万8,000円の減額でございます。主なものは2節保健衛生費補助金におきまして、妊娠出産包括支援事業費の確定により減額するものでございます。

5目土木費国庫補助金、補正額588万9,000円の減額でございます。主なものは1節住宅費補助金で、ひばり団地実施設計業務、ひばり団地解体工事、スパーク21改修工事、中央団地の外壁改修工事の確定によるもの、2節道路橋梁費補助金につきましては、除雪事業費の確定により減額をするものでございます。

続きまして、17ページをお開き願います。

14款道支出金、2項1目総務費道補助金、補正額1,231万1,00

0円の増額でございます。主なものにつきましては今年度実施しました鶴沼公園に関する工事、また農村センター大規模改修工事が地域づくり総合交付金の事業採択をいただいたものでございます。

4目農林水産業費道補助金、補正額1,915万1,000円の追加でございます。主なものは道営土地改良事業促進費補助金の追加でございます。

続きまして、19ページをお開き願います。

16款寄付金、1項1目一般寄付金1億1,199万円の追加でございます。4名のご寄付をいただきまして、そのうち1名、高額の寄付をいただいたものでございます。

2目ふるさと応援寄付金、補正額629万5,000円の追加でございます。ふるさと応援寄付金に629万5,000円を追加するものでございます。

18款諸収入、3項5目地域支援事業費委託金、補正額904万3,000円の追加でございます。包括的支援事業費の増額による見込みによるものでございます。

続きまして、21ページ目をお開き願います。

19款町債、1項7目総務費、補正額7,890万円の追加でございます。主なものは過疎ソフト事業の財源として6,920万円を追加するものでございます。

20款繰入金、1項1目基本財産繰入金、補正額2億1,671万3,000円の減額でございます。1節財政調整基金繰入金におきまして、財源調整に伴い財政調整基金に繰り戻しを行うものでございます。3節減債基金繰入金におきまして、財源調整に伴い減災基金に繰り戻しを行うものでございます。4節ふるさと浦臼応援基金繰入金におきまして、財源調整に伴いふるさと応援基金から繰り入れを行うものでございます。

歳入合計、歳出と同じ9,289万3,000円の追加となっております。

以上、議案第3号 平成30年度浦臼町一般会計補正予算（第7号）の内容でございます。ご審議いただき、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議 長

これより、質疑を行います。議事の進行上、歳出から進めたいと思います。予算書の23ページをお開きください。1款議会費から34ページ、4款4項1目上下水道施設費まで質疑を受けます。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長

次に、34ページ、5款農林水産業費から最後まで質疑を受けます。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長

それでは、歳出全款にわたって質疑を受けます。質疑ありませんか。

牧島議員。

○7番（牧島良和君）

26ページであります。地方創生事業にかかわる委託料の部分で、いろんな調査設計業務委託料がある中で、ここでいう減額の範囲というのは当初の委託料が幾らで1,013万6,000円少なくなったのか、その金額をお伝え願いたい。

○議 長

答弁願います。

石原課長。

○産業振興課長（石原正伸君）

ただいまのご質問にお答えいたします。

こちらの委託料としまして、総額で2,450万円の当初予算を組ませていただいております。

そして、今大きな減額といたしまして1,013万6,000円の減額の部分でございますけれども、食肉加工施設調査設計業務といたしまして契約額が1,080万円、同じく食肉加工施設給水工事に係る実施設計業務につきまして356万4,000円という契約額になってございますので、その差額分が減額となっております。

以上でございます。

○議 長

牧島議員。

○7番（牧島良和君）

ご案内の数字から見ますと、当初見積もりがなぜこれほどに大きくなって、結果としてこれだけの減額があるわけです。当初の見積もりとの大きな差の要因というのは通常の経営ではなかなか読みにくい数字かなと私、思うのですが、どういうことがありますか。

○議 長

石原課長。

○産業振興課長（石原正伸君）

当初見込んでございました2,450万円につきましては、全体構想を見据えた中での設計業務の業者さんから出していただいた概算の大枠としてとらせていただいたんですけれども、実際それぞれ施設の規模ですとか、設置に必要な施設等の精査を行いまして、最終的に設計を組んだ段階で大きく当初予算を下回るという結果となっております。内容の精査による当初設計の減額という内容でございます。

以上です。

○議 長

ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長

次に、歳入に入ります。11ページをお開きください。歳入全款にわたり質疑を受けます。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長

それでは、歳入歳出全款にわたって質疑を受けます。質疑ありませんか。
小松議員。

○8番（小松正年君）

9ページなんですけれども、地域おこし協力隊のコーディネート事業委託という、このコーディネート事業委託はどういうものなのか、ちょっと説明をお願いしたい。

○議 長

武田局長。

○教育委員会事務局長（武田郁子君）

こちらの業務につきましては、うちの方で英語のALTを地域おこし協力隊として雇用させていただいております。

それで、外国人なものですから、諸手続きのために滝川市の業者に業務委託を現在させていただいているところでございます。よろしいでしょうか。

○議 長

ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長

これより、討論を行います。討論ありませんか。

反対討論をお願いします。

牧島議員。

○7番（牧島良和君）

その全体はここで示されているように、各事業における精査ということでおおむね理解をするところであります。

ただいま私も質問した委託料のかかわりで、当初の調査設計の費用たるものが的確なのかどうなのかというのは、基本的には私は疑問があります。国の予算の引きようなので、そこをかなり甘く見積もった結果ではないのかなとは思いますが。ただ内容的にわからないから、その点でのこれ以上の指摘はできません。

もう一つ、私はこの間、ジビエ d e ウラウスにかかわって、私の力の限りでいろんな調査を含めてしてきているところではありますが、水処理の問題、それから施設の安全性、こうしたところで私にとってはまだ理解できないものがあります。

後の一般質問等でも議論はしたいと思いますが、そうしたところがまだ私自身にできておりませんので、この補正予算についてはその点での指

摘をし、反対するものであります。

○議 長

次に、賛成討論の発言を許します。

小松議員。

○8番（小松正年君）

賛成の立場から討論に参加したいと思います。

30年度の一般会計補正予算につきましては、おおむねほとんどの部分について補正の精査による見直しということで、事業内容すべてにおいて精査されたものと考えます。

以上、賛成の立場から意見を申し上げます。

○議 長

ほかに討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議 長

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第3号 平成30年度浦臼町一般会計補正予算（第7号）を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議 長

起立多数です。

したがって、議案第3号 平成30年度浦臼町一般会計補正予算（第7号）は原案のとおり可決をされました。

◎日程第6 議案第4号

○議 長

日程第6、議案第4号 平成30年度浦臼町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

中田主幹。

○くらし応援課主幹（中田帯刀君）

議案第4号 平成30年度浦臼町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）。

平成30年度浦臼町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ4,342万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億8,558万2,000円とする。

2 歳入歳出の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の

歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成31年3月5日提出

北海道浦臼町長 斉藤純雄

歳出より説明いたしますので、10ページをお開きください。

今回の補正予算につきましては、決算見込み及び額の確定に伴うものでございますので、主なもののみ説明申し上げます。

1款総務費、1項1目一般管理費4,679万4,000円の追加でございます。財政調整基金積立金の増でございます。

2款1項1目空知中部広域連合納付金318万5,000円の減額でございます。

4款保健医療費、1項1目特定健診事業費18万1,000円の減額でございます。

歳出合計4,342万8,000円の追加でございます。

続きまして、歳入について説明申し上げます。6ページをお開きください。

歳入につきましても、決算見込み及び額の確定に伴うものでございます。

1款1項国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税1,184万2,000円の追加でございます。

1款1項2目退職被保険者国民健康保険税50万7,000円の減額でございます。

2款財産収入、1項財産運用収入、1目利子及び配当金3万7,000円の減額でございます。

3款1項1目繰越金219万4,000円の追加でございます。

4款諸収入、3項3目雑入1,858万1,000円の追加でございます。空知中部広域連合国保広域化支援給付基金の解約による返還金でございます。

4款3項4目過年度収入1,983万2,000円の追加でございます。平成29年度の空知中部広域連合分賦金の確定に伴う返還金でございます。

5款繰入金、1項1目一般会計繰入金171万円の減額でございます。分賦金の確定に伴う減額でございます。

10ページをお開きください。

5款2項1目基金繰入金676万7,000円の減額でございます。平成29年度分の分賦金返還金等がございましたので、基金からの繰り入れを減ずるものでございます。

歳入合計、歳出と同じ4,342万8,000円の増額となっております。

以上が、議案第4号 平成30年度浦臼町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)の説明でございます。ご審議いただき、議決賜りますようお願いいたします。

以上です。

○議 長

これより、質疑を行います。歳入歳出一括して質疑を受けます。質疑あり

ませんか。

静川議員。

○6番（静川広巳君）

歳入の7ページの諸収入、雑入なんですが、基金の返還ですけれども、もうちょっと詳しくお聞きしたいんですが、最終的に基金を積んであったものの解約とお答えをいただいています、今中部広域連合は各町村が入っていますが、多分基金を積んでいると思うのですが、その基金の例えば総額が幾らでそれをどのように返還をされたのか、よろしくお願ひします。

○議 長

大平課長。

○くらし応援課長（大平雅仁君）

ただいまのご質問にお答えいたします。

空知中部広域連合では、国保広域化支援給付基金というものを積み立てておりました。それが今回の道への広域化という部分の中で、この基金の必要性がなくなったことに基づき、これを解約し、各市町に返還するとなったものでございます。

これにつきましては、各市町均一の金額でそれぞれ分けるということで、当町におきまして1,858万1,000円が来るということになってございます。

以上です。

○議 長

ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議 長

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議 長

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第4号 平成30年度浦臼町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願ひします。

（賛成者起立）

○議 長

起立全員です。

したがって、議案第4号 平成30年度浦臼町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第5号

○議 長

日程第7、議案第5号 平成30年度浦臼町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

中田主幹。

○くらし応援課主幹(中田帯刀君)

議案第5号 平成30年度浦臼町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)。

平成30年度浦臼町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ8万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,554万5,000円とする。

2 歳入歳出補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成31年3月5日提出

北海道浦臼町長 斉藤純雄

歳出より説明いたしますので、8ページをお開きください。

今回の補正予算につきましては、決算見込み及び額の確定に伴うものでございます。

1款総務費、1項1目一般管理費8万1,000円の減額でございます。

歳出合計8万1,000円の減額でございます。

続きまして、歳入につきまして説明申し上げます。6ページをお開きください。

歳入につきましても決算見込み及び額の確定に伴うものでございます。

1款1項後期高齢者医療保険料、1目特別徴収保険料3万2,000円の減額でございます。

1款1項2目普通徴収保険料12万1,000円の減額でございます。

3款繰入金、1項1目一般会計繰入金7万2,000円の追加でございます。

歳入合計、歳出と同じ8万1,000円の減額となっております。

以上が、議案第5号 平成30年度浦臼町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)の説明でございます。ご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○議 長

これより、質疑を行います。歳入歳出一括して質疑を受けます。質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議 長

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議 長

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第5号 平成30年度浦臼町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議 長

起立全員です。

したがって、議案第5号 平成30年度浦臼町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第6号

○議 長

日程第8、議案第6号 平成30年度浦臼町下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

馬狩課長。

○建設課長（馬狩範一君）

議案第6号 平成30年度浦臼町下水道事業特別会計補正予算（第2号）。

平成30年度浦臼町下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ300万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,329万1,000円とする。

2 歳入歳出補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表債務負担行為補正」による。

平成31年3月5日提出

北海道浦臼町長 齊藤純雄

内容についてご説明申し上げます。

まず、初めに債務負担行為についてご説明を申し上げます。6ページをお開きください。

第2表 債務負担行為補正。

1. 追加事項としまして、マンホールポンプ所管理業務委託料。期間は平成30年度から平成31年度まで。限度額144万3,000円でございます。

す。

内容につきましては、浦臼地区4カ所、鶴沼地区1カ所のマンホールポンプの管理業務を円滑に行うためでございます。

次に、歳入歳出についてご説明申し上げます。

今回の補正予算につきましては、決算見込みによるものでございます。主なもののみご説明させていただきます。

歳出からご説明させていただきます。9ページをお開きください。

1款1項1目総務管理費3万3,000円の減額でございます。各節とも執行残によるものでございます。

2目下水道建設費につきましては、財源更正のみでございます。

3目下水道維持管理費297万6,000円の減額でございます。昨年11月に下水道担当職員が退職したことにより、2節給料、3節職員手当、4節共済費の減額によるものでございます。19節負担金補助及び交付金、石狩川流域下水道組合負担金の確定によるものでございます。

2款1項1目元金、2目利子及び3款1項1目予備費につきましては財源更正のみでございます。

歳出合計300万9,000円の減額でございます。

以上が歳出でございます。

次に、歳入についてご説明を申し上げます。7ページをお開きください。

1款1項1目受益者分担金31万2,000円の増額でございます。住宅等の建設により猶予していた受益者負担金分担金4件分を解いたことによる増額でございます。

2款1項1目下水道使用料24万8,000円の追加で、内容としまして使用料増加分22万1,000円、使用料滞納繰越分2万7,000円を追加するものでございます。

3項1項1目一般会計繰入金536万7,000円の減額でございます。一般会計繰入金につきましては歳入歳出決算による減額でございます。

4款1項1目繰越金145万9,000円の追加でございます。繰り越しにつきましては平成29年度の歳入歳出決算によるものでございます。

5款1項1目雑入33万9,000円の追加でございます。平成29年度石狩川流域下水道事業分担金の精算によるものでございます。

歳入合計、歳出と同じ300万9,000円の減額でございます。

以上、議案第6号 平成30年度浦臼町下水道事業特別会計補正予算（第2号）の内容でございます。ご審議いただきまして、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議 長

これより、質疑を行います。歳入歳出一括して質疑を受けます。質疑ありませんか。

小松議員。

○ 8 番（小松正年君）

9 ページですか、職員が 1 名やめられたということですがけれども、その後の職員の入れかえとかそういったことはどうなんでしょうか。そのまま欠員のままなんでしょうか。

○ 議 長

馬狩課長。

○ 建設課長（馬狩範一君）

質問にお答えします。

それ以降は欠員のままの状態でございます。

○ 議 長

小松議員。

○ 8 番（小松正年君）

欠員のままということは、業務は 1 人いなくても継続してやれるという解釈でよろしいですか。

○ 議 長

馬狩課長。

○ 建設課長（馬狩範一君）

下水道業務につきましては、基本的に 2 人でやっているんですが、下水道会計はそもそも赤字となって、一般会計から繰り入れしていることもございまして、1 人でできるということではなくて、料金の関係とかございますので、新年度ではまた 1 名分計上する予定でございますが、1 1 月から 3 月までの分については計上しなかったということになっております。

以上です。

○ 議 長

ほかに質疑ありますか。

[「なし」と言う人あり]

○ 議 長

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○ 議 長

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第 6 号 平成 3 0 年度浦臼町下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○ 議 長

起立全員です。

したがって、議案第 6 号 平成 3 0 年度浦臼町下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）は原案のとおり可決されました。

これより、暫時休憩といたします。会議の再開は11時5分といたします。
お願いします。

休憩 午前10時56分

再開 午前11時05分

○議長

休憩を閉じ、会議を再開いたします。

◎日程第9 議案第7号

○議長

日程第9、議案第7号 浦臼町一般廃棄物最終処分場設置及び管理条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

大平課長。

○くらし応援課長（大平雅仁君）

議案第7号 浦臼町一般廃棄物最終処分場設置及び管理条例の一部を改正する条例について。

浦臼町一般廃棄物最終処分場設置及び管理条例の一部を次のように改正する。

平成31年3月5日提出

浦臼町長 斉藤純雄

提案理由といたしまして、学校教育法の一部を改正する法律が公布されたことにより、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部が改正されたことに伴い、技術管理者の資格要件を改めるため本条例の一部を改正しようとするものでございます。

改正内容につきましては、別添参考資料にてご説明させていただきますので、参考資料の1ページをお開きください。

なお、今回の改正は大学制度の中に位置づけられる新たな高等教育機関として専門職大学及び専門職短期大学の制度を設けることになったことに伴い、技術管理者の資格に関する項目に必要な事項を加えるものでございます。

浦臼町一般廃棄物最終処分場設置及び管理条例の一部を改正する条例。

それでは、表の左側をごらんください。改正後の方でございます。

本条例、第5条第2項（6）及び（7）で、それぞれ括弧書きにおきまして学校教育法に基づく短期大学には同法に基づく専門職大学の前期課程を含むこととし、さらに高等専門学校等の課程で各課目をおさめて卒業した場合に学校教育法に基づく専門職大学の前期課程を修了した場合を含むこととしたものでございます。

それでは、議案の5ページにお戻りください。

附則、この条例は、平成31年4月1日から施行する。

以上が、議案第7号 浦臼町一般廃棄物最終処分場設置及び管理条例の一部を改正する条例についての説明でございます。ご審議いただき、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議 長

これより、質疑を行います。質疑ありませんか。

牧島議員。

○7番（牧島良和君）

こうしたことでの改正がなされることによって、本町にあっての処分場にかかわる従事者の要件として適合するのか、改めた何らかの対応をしなければならないのか、ここにも5年以上の廃棄物処理に関する事実上の実務に従事した経験者を有する者とも書いてあるので、そういう範囲で理解をすればいいのか、その点、ちょっと併記して持たなければならないのか、後段の経験がその従事者たることになるのか、そのちょっとお尋ねをいたします。

○議 長

大平課長。

○くらし応援課長（大平雅仁君）

ご質問にお答えいたします。

現在の町の廃棄物処理場におきましては、職員がこの管理資格者になってございます。その方につきましては今回の改正により何らかの変更を必要とはしません。

今後、いろんな資格管理者を雇用するケースが出る場合も、それはまた今度この改正されたそれぞれの資格に応じて採用することになると思いますが、この（6）、（7）のみで管理資格者を採用するわけではございますので、一応その中の一つが改正されたということでご理解願えればと思います。

○議 長

ほかに質疑ありますか。

[「なし」と言う人あり]

○議 長

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議 長

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第7号 浦臼町一般廃棄物最終処分場設置及び管理条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議 長

起立全員です。

したがって、議案第7号 浦臼町一般廃棄物最終処分場設置及び管理条例

の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第8号

○議長

日程第10、議案第8号 浦臼町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

明日見主幹。

○総務課主幹（明日見将幸君）

議案書の6ページをお開き願います。

議案第8号 浦臼町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更について。

浦臼町過疎地域自立促進市町村計画の一部を変更したいので、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第6条第7項の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成31年3月5日提出

浦臼町長 斉藤純雄

提案理由につきましては、浦臼町過疎地域自立促進市町村計画に新たな事業を追加するものでございます。

次のページ、7ページ目をお開き願います。

別紙様式1、過疎地域自立促進市町村計画【変更】をごらんください。

1、産業の振興区分。変更後の事業名に（4）地場産業の振興、加工施設を追加し、事業内容、ジビエd eそらち食肉加工施設等建設事業を追加し、事業主体欄に町を追加してございます。

次のページをお開き願います。

別紙様式5、過疎地域自立促進市町村計画参考資料【変更】をごらんください。事業費の追加につきましてご説明をいたします。右側の変更後の下線部分の事業費の追加でございます。

1、産業の振興区分。事業名、（4）地場産業の振興、加工施設。事業内容、ジビエd eそらち食肉加工施設等建設事業。事業主体、町を追加し、平成30年度の事業費1,436万4,000円を追加、平成31年度の事業費に2億5,800万円を追加するものでございます。本年度及び実施予定の事業を本計画に追加するものでございます。

以上が、議案第8号 浦臼町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更についての内容でございます。ご審議いただき、議決賜りますようお願いいたします。

以上でございます。

○議長

これより、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

牧島議員。

○7番（牧島良和君）

前段討論もいたしました。昨年来の議事の中で私自身まだ理解できないところがあります。

議事の進行上、こうしたことが随時追認されていくものと思いますが、これら議論の中で不十分さは否めないものとは考えております。

私の中にまだその安全性について、それから経営上のリスクを考えたときに到底同意できるものではありません。

○議 長

次に、賛成討論の発言を許します。

小松議員。

○8番（小松正年君）

過疎地域自立促進市町村計画の変更についての賛成の立場から討論に参加させていただきたいと思っております。

今回追加されますジビエ d e そらち食肉加工の施設の建設事業費ということで、先般、臨時議会等におきまして、十分にこの内容については協議がなされたものと考えております。

よって、この変更についての正当性といえますか、妥当なものと考えて、賛成意見とさせていただきます。

○議 長

ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第8号 浦臼町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議 長

起立多数です。

したがって、議案第8号 浦臼町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更については原案のとおり可決されました。

◎日程第11 平成31年度町政執行方針

○議 長

日程第11、平成31年度町政執行方針を行います。

町政執行方針についての説明を求めます。

斉藤町長。

○町長（斉藤純雄君）

平成最後となる平成31年第1回浦臼町議会定例会に当たり、新年度の町政執行への私の基本的な考え方と重点的な施策について申し上げ、議員各位初め町民の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

昨年は天候不順により水稻や農作物が8年ぶりの不作となり、また9月には台風21号、胆振東部地震などが集中、ブラックアウトを経験するなど災害対応について再考させられた1年でありました。

ことしは5月に年号が変わり、12年に1度の統一地方選挙と国政選挙があり、そして10月からは消費税増税となるなどよくも悪くも変革の年となります。

私が平成28年4月の町長選挙において2期目の町政を担うことになってから、早くも最終年度を迎えます。

この間、私は1期目に引き続き、町の活性化とだれもがいつまでも住みやすい安心のまちづくりに向けて、議員の皆様、町民の皆様の深いご理解をいただきながら、公約の実現に向けて、また時々の課題解決のためにさまざまな施策に取り組んでまいります。

さて、我が国の現状を見ると、アベノミクスにより国内景気が都市部を中心に回復基調が続いていますが、中小企業や小規模事業所、さらには地方の我々にはいまだ十分に景気回復が感じられない中、ことしになって毎月勤労統計の不適切な事務処理からアベノミクスの効果に疑問の目が注がれ、さらには平成27年度からのまち・ひと・しごと地方創生も、首都圏一極集中の是正目標を断念するなど政府の肝いりの政策が次々と不発に終わっている状況にあります。

さらには、外交では隣国韓国とのさまざまな摩擦の過熱化、ロシアとの北方領土問題解決の難しさなど出口が見えない状況にあります。

こうした中、本町では人口が1,900人を切り、過疎化が一段と進んでいます。今できることを一つ一つしっかりと考え実行し、町民の声を聞きながら議会との議論を踏まえながら、将来につなげる活力あるまちづくりに挑んでいきます。

まちづくりの基本である浦臼町総合振興計画と浦臼町総合戦略が計画最終年度を迎え、この二つの計画、戦略の整合性を保ちながら、推進に全力で取り組んでまいります。

計画を推進する中で、時には柔軟な発想で、時には強いリーダーシップを発揮して、スピード感を持ち、チャレンジしていく考えであります。

人口減少、高齢化がどの町でも想像以上に早いスピードで進展している現状から、地方自治体の政策にも成果が見えづらく、先行き不透明感が覆い始めています。

この厳しい状況の中、ことし本町は明治32年に月形村から分村してから開町120年の節目の年を迎えます。

未開の大地に開拓のくわを入れてくれた先人たちのご労苦に感謝しつつ、

今を生きる私たち町民はこの町をもっともっと元気に活力ある、そして魅力あふれるふるさととして次の世代に引き継いでいく責任があると思っています。

大きな課題ですが、全町民の知恵と勇気を結集して、町民一丸となって気持ちを前面に出して、ふるさと再生に向かって進むしかありません。

私は、その先頭に立って強いリーダーとして努力してまいりますので、ご理解、ご協力をお願い申し上げます。

以下、主要施策について申し上げます。

1点目は、安全・安心のまちづくりについてであります。

昨年9月には台風21号が北海道を襲い、胆振東部地震によって40名以上のとうとい命が犠牲となり、約2日間北海道全域がブラックアウトとなるなど、北海道にはこれまでにない甚大な被害が発生をしています。

このことを踏まえ、災害時の中心施設である浦臼消防団本部について、昭和51年設置と老朽化が進み、耐震強度もないために、新たに庁舎を同じ場所に建設します。

今年度は基本・実施設計を行い、次年度に旧庁舎の解体と新設工事に着手してまいります。

このことにより、災害時に先頭に立って活躍する消防団員の皆様にもスムーズな救助活動や火災対応がより充実し、町民の安全・安心が高まるものと考えております。

また、大きな災害が雪深い時期に発生するなど最悪の事態を想定しながら、町民の皆様の安全確保を最優先に新たな対応策を構築していきます。

また、今年度は聖園川の豪雨時はんらんを解消するための改修工事を昨年度から引き続き継続実施し、田畑の冠水被害を最小限としてまいります。

また、豪雨時の早急な対策として、浦臼町中山間地域連絡協議会のご協力をいただき、排水ポンプや発電機を充実装備し、夏期だけの常設管を設置して、豪雨災害への迅速な対応と被害を減らす取り組みを継続してまいります。

近年、さまざまな犯罪や事故の解決に多大な効果を発揮している防犯カメラについて、今年度町内3カ所に設置し、犯罪や重大交通違反の抑止効果に期待をするところであります。

2点目は、子ども子育て支援についてであります。

子育て支援事業については、町民待望の中核施設として認定こども園なかよしを平成30年度に開設、あわせて園内に子育て支援センターも設置し、事業の充実を推進したところであり、町民の多くが当初から期待してきた施設として、定員45名に対し43名の子供さんが利用されました。

町としても、より利用しやすい施設とするため、保護者の負担軽減策として、保育料の5割助成や給食費の無料化などを実施し、支援強化に努めたところでもあります。

今年度は10月から国の子育て支援として保育料の無償化が実施される予定ではありますが、給食費などはその対象外となっており、町としては給食費

無料化を継続し、国の施策実施とともに保育料の完全無料化を検討してまいります。

さらに、未就学児童への助成事業を初め、育児用品への助成・出産祝金事業なども継続して、子育て家庭の支援をしてまいります。

また、町の子育て支援のかなめであります子ども子育て支援事業計画が平成31年度で終了することから、今後に向けて第2期の計画策定を今年度より行い、現状に満足することなく、より一層の子育て支援を推進し、子育てに最も優しい町を目指してまいります。

また、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的環境を提供し、子育て支援の充実と子育てしやすいまちづくりを目指してまいります。

また、学校給食費の無料化、高等学校通学等支援助成事業、18歳までの医療費無償化なども継続し、保護者の負担を少しでも軽減しながら、子育てに優しいまちづくりを推進してまいります。

3点目は、住民の健康づくり推進についてであります。

町民の健康増進につきましては、健康増進計画、高齢者保健福祉計画に基づき、引き続き各種保健福祉事業を進めてまいります。

各種検診費用の自己負担の軽減施策を継続実施し、健診未受診者に重点を置いた疾病の早期発見のための受診勧奨、疾病の早期発見、重症化予防と個人の生活状況に沿った保健指導、健康教育を展開し、若い世代からの健康づくりを支援してまいります。

母子保健分野では、昨年度より設置している子育て世代包括支援センターを中心に、この地域で親子ともに健やかに過ごすことができるよう児童虐待の発生予防や育児不安軽減のための相談を実施し、関係機関職種との連携を図りながら、切れ目のない子育て支援を手厚く行ってまいります。

また、妊婦・幼児から高校生まだと就学前の子を持つ保護者のインフルエンザ予防接種費用の全額助成を実施し、集団感染の機会の軽減に努めます。

高齢者分野では、住みなれた地域でその人らしい生き生きとした生活を送ることができるよう、生活支援コーディネーターを中心に生活支援サービスを見直し、相談や見守り体制の強化をしてまいります。

また、冬場の生活安全確保のため、従来母屋だけに限定しておりました高齢者世帯等除雪費助成制度を見直し、車庫や物置、店舗兼住宅も対象とし、より使いやすい制度に変更します。

障がい者福祉対策につきましては、障害者総合支援法に基づき障がい者の個々の能力や適性に応じ、自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、身体障がい者の自動車改造費の助成、日中一時支援事業などの地域生活支援事業を継続実施し、地域社会における共生の実現に向け、福祉の向上に取り組んでまいります。

歯科保健分野では、浦臼町歯科保健計画を策定し、最後まで自分の口で食べることを目標に、全ライフステージに応じた歯科保健対策の展開を進めてまいります。

4点目は、産業振興についてであります。

農業振興につきましては、農家の高齢化を初め、農家戸数の減少や後継者・担い手不足の問題など、依然として厳しく、課題は数多く存在しておりますが、本町の基幹産業として将来にわたり維持発展していかなければなりません。

昨年は6月の天候不順により、水稲は作況指数90と8年ぶりに不作となり、そのほかの多くの農作物も平年収量を下回り、厳しい年でありました。

さらには、昨年暮れにはTPP11、ことし2月にはEPAの自由貿易協定が相次いで発効され、ワインなどはすぐに関税撤廃となり、牛肉の輸入量は前月比1.6倍となるなど、安い農作物の流入によって北海道農業が大きな打撃を受けることとなります。

今後においても、その影響を最小限に食いとめるよう国に対して財政支援策を含めた対策などを関係機関と連携しながら要望活動を行い、その動向を注視してまいります。

このような状況の中、昨年から始まった若手農業者チャレンジ応援事業については、初年度9名の農家がこの応援事業を活用し、総事業費2,400万円のうち420万円ほどを補助している状況であります。

多くはスマート農業を見据えたGPS設備関連事業であり、今年度も継続して支援してまいります。

また、水田センサー補助事業についても継続し、農家の負担軽減とデータ管理による効率化を支援してまいります。

また、中山間事業についても、平成32年度からの第5期対策に向けて、航空測量により傾斜や面積などの整理を進め、集落活動体制の維持強化を図り、農用地の保全・活用に向けて取り組んでまいります。

また、アライグマやシカによる農業被害の軽減に向けて、有効な手法などについて関係機関と検討をしてまいります。

農業基盤整備の柱である道営土地改良事業については、2地区のうち今年度で浦臼鶴沼地区が終了し、晩生内地区も平成33年度終了予定であり、計画どおり進むよう引き続き支援をしてまいります。

そのほか新規就農者担い手対策については、農地中間管理機構の指導による農地活用や新規就農者などへの育成に対するサポート体制を継続推進してまいります。

商工業の振興では、中小企業支援事業や企業誘致推進事業を継続しながら、積極的に企業誘致を進めてまいります。

人口流出が激しく進み、町内購買力が著しく低下しています。

このため地域外への消費流出を少しでも抑えるためにプレミアムつき商品券の発行を継続支援するとともに、今年度は開町120年を記念し、プレミアム率を3割にし、町民への還元と地域経済振興につなげてまいります。

また、観光の拠点である鶴沼エリアの整備については、過去2年間進めてきた産業観光推進ランドデザインの基本計画を多くの町民の意見をもらい

ながら形づくりを推進してまいります。

さらには、基本設計までを見据えて、早期の実現を目指してまいります。そのことで産業観光振興による交流人口や関係人口増につなげ、町の振興活性化に結びつけていきたいとするものであります。

また、先日のエキアカリイベントでは、町職員や地域おこし協力隊などが中心となって、町内のさまざまな団体、個人を巻き込んだ冬のイベントが盛大に開催されたことを踏まえ、観光や町の魅力情報発信にも力を入れてまいります。

さらに、東京浦臼会のご協力を得ながら、ことしも都内代々木公園でのふるさとPRや移住定住PRなど大都市での広報事業にも積極的に参加をしてまいります。

5点目は、地方創生です。

地方創生も今年度は最終年を迎え、仕上げの年であります。総合戦略のジビエdeそらち事業を積極的に推進し、ふるさと再生につなげてまいります。

平成27年度に策定した浦臼町総合戦略に基づき、新たな1次産業への挑戦プロジェクトとして、有害鳥獣駆除を強化し、地域農業を守り、駆除後のエゾシカ肉の有効活用により新たなジビエ産業による雇用の創出と地域の活性化を目指し、平成28年度から地方創生交付金事業として検討してきましたが、昨年度に国から北海道唯一のモデル地区としてジビエ倍增モデル整備事業の認定を受け、施設的设计業務や捕獲運搬マニュアルの作成などを進めてまいりました。

北海道からの職員の派遣も決定いたし、本年10月稼働を目指し施設建設に着手してまいります。

また、有害鳥獣駆除活動に対する猟友会への各種支援の拡充を図り、猟銃免許取得支援や免許更新等への支援も継続し、ジビエ事業とあわせて効果が上がるよう空知管内での事業連携も図りながら取り組んでまいります。

以上、平成31年度の町政執行に臨む私の所信の一端を申し述べました。

平成20年度を境に、日本全体が人口減少に転じ、地方創生が叫ばれる中、浦臼町の人口も1,900人以下にピーク時の4分の1と激減しています。

さらに、少子高齢化が加速的に進行する中、浦臼町が危機的状況である現実を町民の皆さんにご理解いただいた上で、将来へ町を残していくことを真剣に考え、荒波の中を進んでいくしか道はないと思っております。

活力あるまちづくりを町民の強い連帯感を持って、そして町の魅力あふれる豊富な資源に誇りとふるさと再生の可能性を信じ、手を取り合って進んでいこうではありませんか。

私は、開町120年の今、開拓先人から受け継いだみどり豊かな自然の大地をしっかりと次の世代に引き継いでいくため、何事もあきらめない気持ちを強く持って、職員一丸となってまちづくりの先頭に立ち、最大の努力を傾注してまいりますので、議員の皆様、町民の皆さんの一層のご理解・ご支援をお願い申し上げて、町政執行方針といたします。

◎日程第12 平成31年度教育行政執行方針

○議 長

日程第12、平成31年度教育行政執行方針を行います。

教育執行方針についての説明を求めます。

浅岡教育長。

○教育長（浅岡哲男君）

教育行政執行方針の1ページをお開き願います。

I はじめに

平成31年第1回浦臼町議会定例会に当たり、浦臼町教育委員会が所管の教育行政執行に関する主要な方針について申し上げます。

本町が明治32年に月形村から分村し、本年で120年の節目に当たり、ふるさと浦臼としてこの地で暮らしてきた私たちは、先人が築き積み重ねてきた文化と歴史の偉業を重んじ、託された貴重な財産を大切に守り、この文化・歴史を我が町の将来を担う子供たちに引き継いでいく責務があります。

一方で、これからの社会は、IOTや人工知能を初めとした情報・グローバル化の進展で絶え間ない技術革新、生産人口の減少により家庭形態の変容や価値観の多様化など急速に社会変化しております。

すべての子供たちが複雑で難しい社会でたくましく生き抜く力の育成が必要となってきます。

浦臼町の将来に確かなる力となる「心優しい人づくり」に努めていくことが肝要であり、これまで取り組んできた人づくりの継続強化を図り、町との連携を密にし、わかりやすい教育行政に努めます。

II 基本方針

浦臼町教育理念並びに浦臼町教育大綱を踏まえ、これまでの取り組みのさらなる拡充を図り、一人一人が輝いて生き抜く力、「笑顔で生き生き学ぶ」教育の推進をいたします。

III 重点施策

学校教育の充実

1. 社会に立ち向かっていける力の育成

～確かな学力の定着～

学校運営において、コミュニティースクール（学校運営協議会）の導入2年目となり学校の運営方針をより理解し、地域住民や保護者などだれもが気軽に参画することによって、ともに歩み開かれた学校をよりよいものにしていこうとする意識の高まりを学校が的確に受けとめ、活発な協議を進め学校運営の改善・充実に努め、確かなる力と心優しい人づくりを推進します。

また、就学援助制度、高等学校通学等支援助成、給食費の無料化などの子育て支援を継続し、各種検定料の拡充助成により学びの意欲と基礎学力の向上に努めます。

中学校修学旅行でのふるさと教育では、高知県本山町の歴史、文化、習慣

を知ることによって浦臼町を理解し、ふるさと意識をはぐくむ取り組みの推進に努めます。

本年は、浦臼町の開基120年に当たり、さまざまな記念行事が予定されることから、児童生徒が参加できる環境を整え、我が町の歴史文化の継承に努めます。

教育課程について、「生きる力」を支える「知・徳・体」の調和を重視し、伝統文化を尊重、開基120年記念事業に参加することで、ふるさとを大切にすることをはぐくみ、これまでの「何を学ぶのか」に加え、言語活動を重視し、「どのように学ぶのか」「何ができるようになるのか」、さらには「なぜ学ぶのか」という学習意義の推進に努めます。

文化芸術に直接触れる機会を多く設け、子供たちの興味と感性を養う教育を進めます。

学習指導について、平成30年度の全国学力・学習状況調査の結果を真摯に受けとめ、基礎知識・技能の定着に向け、小中連携し統一した授業のスタイルや学習規律、主体的・対話的で深い学びの指導方法の確立を目指します。

小学校においては、学びの基礎基本が重要であることから、町独自に教諭を配置し、個に応じた学習環境を整え、学びの支援を続けます。

また、グローバル化の進展による厳しい挑戦の時代を生き抜く資質能力を備える人材育成に向けて、情報技術を生かした授業を推進するため、教育支援端末機器（コンピューター）の更新に合わせ、多機能機、各教室には大型モニター化を図り、機能的な授業改善により質の高いICT教育の指導体制の充実に努めます。

特別支援教育では、共生社会の形成に向け、インクルーシブ教育理念を踏まえ一人一人の教育的ニーズに応じた指導・支援に努めます。

連携教育について、幼児教育は生涯にわたる人格形成の基礎基本を培う上で大変重要でありますので、町部局との連携はもとより、こども園、小中学校のつながりを密に、連携強化に向けた支援に努めます。

また、小1プログラム、中1ギャップの未然防止、小中間の乗り入れ授業の実践や教職員の情報共有を深めます。

地域とともに、コミュニティースクールや家庭サポート企業との連携を活用し、キャリア教育と社会的マナーを身につける環境づくりに努めます。

外国語教育について、新学習指導要領により翌年度から小学校高学年は英語の教科化、中学年は外国語活動として標準授業時数がふえることから、授業を全面的に前倒しし、要領に明記されていない低学年においても取り組みを進めます。

外国語指導助手（ALT）を中学校に通年配置し、中学校英語教育の充実、小学校においては教科化を見据え、子供たちが英語で日常的なコミュニケーションをとることができる力を身につけられるようALTの支援体制を整え、グローバル化による急速な情報化社会で生き抜く力の育成に努めます。

2. 健やかで、人の優しさ痛みのわかる心の育成

～豊かな心と健やかな体～

道徳教育について、昨年は小学校、本年度からは中学校の道徳が特別の教科となります。

これからの時代においては、一人一人が感情を豊かにし、物事を多面的・多角的に考え、自己の生き方についての考えを深める学習を通し、豊かな心や人間性をはぐくむ教育の推進に努めます。

いじめ・不登校について、望ましい人間関係を醸成し楽しい学級生活を送るため、学級集団に関する情報を分析し、児童生徒の意欲や解決すべき課題を把握するアンケート「hyper-QU」を全学年で継続的に実施し、浦臼町いじめ基本方針改定の周知徹底を図り、関係者との連携を密にし、スクールカウンセラーの活用を図り、未然防止と適切な実態把握による早期発見に努めます。

有害情報から子供たちを守るために、学校・家庭・地域と連携し有害情報に対する啓蒙を図り、携帯電話、インターネットトラブル根絶に向け、一定のルール化に向けた取り組みを進めてまいります。

学校保健について、早寝早起き朝御飯を推奨し、食に関する正しい知識や望ましい食習慣の定着を図り、地元食材の活用と食育の推進に努めます。

また、子供たちが安心して学校生活を送ることができるよう食物アレルギー対応指針に基づき安全・安心対策を講じます。

虫歯予防のためには、小学校を初め認定こども園にもフッ化物洗口の有効性をPRし、普及に取り組みます。

違法薬物乱用防止の啓蒙、危険性について情報共有に努めます。

3. 安全・安心な学校

～信頼される学校づくり～

学校運営について、地域全体で子供たちの成長を支えることができるよう学校運営の改善・充実や地域づくりに有効となるコミュニティースクール（学校運営協議会）を平成30年度より本格的に導入し、いい学校はいい地域から育ち、いい学校はいい地域をつくる、取り組みの充実に努めます。

教育の成果は、直接指導する教職員の資質・能力によるところが大きいことから、校内研修の充実、各種研修・研究会等への参加支援を図り資質・能力向上と指導内容の改善に努めます。

また、教職員の服務規律の徹底と規範意識の向上に努めます。

子供の安全確保について、火災や地震などの自然災害から身を守るために必要な知識や能力などの育成に向け、日々校内対策マニュアルの確認、避難訓練などの防災教育の推進や事件・事故に対する危険予測、危機回避能力を身につけさせる防犯教育を進めます。

学校での働き方改革について、教職員が健康で働ける環境、子供と向き合う時間の確保に向けて、浦臼町立学校における働き方改革アクション・プランを改正、部活動のあり方に関する方針などを作成し、持続可能な学校運営体制の整備に努めるとともに、校務支援システムの早期導入に向けた取り組

みの推進に努めます。

学校環境の整備については、小中学校において耐震改修、大規模改修、改築が終わっていることから、施設維持管理に専念してまいります。

また、近年空知管内において、毎日のように不審者情報があることから、防犯カメラの設置により防犯抑止を図り、学校の安全・安心の確保に努めます。

社会教育の推進

4. 地域社会における連携と見守り

～家庭・地域における教育力の向上～

地域の教育力について、小学生の安全・安心な触れ合い・学びの居場所として、浦臼町子ども広場を通年開設し、内容充実を図り継続します。

乳幼児教育について、乳児にはブックスタート事業を継続し、読み聞かせボランティア活動への支援に努めます。

読書の推進について、読書活動推進計画に基づき、だれもが気軽に利用できる環境改善に努めます。

5. 笑顔で生き生き学べる社会の実現

～生涯学習の振興～

芸術・文化について、急激な人口減少と高齢化に伴い、町民文化祭や町民芸術鑑賞会の継続も難しくなっている現状ですが、文化協会と協働し文化芸術の振興に努めます。

また、「町民歌」や「ありがたきこと」を大切にし、文化活動やふるさと教育を通し、我が町の心の歌としてだれもが口ずさみ、なれ親しまれるよう努めます。

学校と地域連携の中で、北海道巡回公演等を活用し、真の伝統芸術を知り、町民の感性を高め、心豊かで潤いの持てる香高い文化の町を目指します。

町民だれもが本格的な施設環境で行われるミュージカル等を鑑賞できるよう移動ツアーも拡充し継続します。

～スポーツ・文化の振興～

スポーツについては、少子化・人口減少社会に対応した活力ある生涯スポーツを目指し、だれもが参加できる楽しいスポーツのPRと場所の提供を推進し、子供から高齢者までのどなたでも笑顔で汗を流せる環境を目指します。

社会教育関係団体について、高齢化や人材発掘の面においても、活動維持が困難となってきたこととあわせて活動する機会の減少もあるため、自主的かつ自発的な活動支援に努め、さらに文化活動など地域活動への推進に努めます。

文化財について、地域における人々の生活や地域の風土によりはぐくまれ、今日まで守り伝えられてきた財産の保護・保存、並びに郷土の歴史を学び、自然・文化遺産資源の発見と発信に努めます。

また、アイヌ遺跡や浦臼町の入植地の保全・維持管理、開拓者への頌徳碑などの劣化が進んでいることから、改修や修繕などの支援対策を継続します。

町民が町の歴史文化に関心を持ち、地域の特色を生かした活動を継続します。

以上、平成31年度に取り組む重点施策について申し上げます。

IV むすび

まちづくりは人づくりにあることを基本姿勢として、次代を担う子供たちが複雑で予想することの難しい社会を受けとめ、みずからが考え、よりよい社会と幸福な人生をみずからつくり出せる力の育成とすべての町民が笑顔で生き生き学び楽しく暮らすことのできる教育環境が重要であります。

地域の学校を柱として、コミュニティースクールのさらなる充実を図り、教育振興とすべての町民が楽しく暮らし、心豊かで香高い文化の町を築いてまいります。

町民の皆様並びに議員各位のご理解ご協力を心からお願い申し上げます、平成31年度の教育行政執行方針といたします。

○議 長

以上で、執行方針を終わります。

これより、昼食のため暫時休憩といたします。午後の議会の再開は午後1時30分といたします。

休憩 午前11時59分

再開 午後 1時27分

○議 長

予定時間少し前ではありますが、全員そろっておりますので、会議を再開いたします。

◎日程第13 議案第9号～日程第17 議案第13号(一括議題)

○議 長

お諮りします。

次に提案されます日程第13、議案第9号から日程第17、議案第13号までの案件につきましては、関連がございますので、一括提案としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、日程第13、議案9号 浦臼町長等の給与に関する特例措置条例の一部を改正する条例について、日程第14、議案第10号 平成31年度浦臼町一般会計予算、日程第15、議案第11号 平成31年度浦臼町国民健康保険特別会計予算、日程第16、議案第12号 平成31年度浦臼町後期高齢者医療特別会計予算、日程第17、議案第13号 平成31年度浦臼町下水道事業特別会計予算の5件につきましては一括議題とすることに

決定いたしました。

これより、日程第13より順次提案内容の説明を求めます。

日程第13、議案第9号 浦臼町長等の給与に関する特例措置条例の一部を改正する条例についての提案及び説明を求めます。

河本課長。

○総務課長（河本浩昭君）

議案第9号 浦臼町長等の給与に関する特例措置条例の一部を改正する条例について。

浦臼町長等の給与に関する特例措置条例(平成12年浦臼町条例第27号)の一部を次のように改正する。

平成31年3月5日提出

浦臼町長 齊藤純雄

提案理由につきましては、行財政改革の一環として平成12年度を初年度として開始いたしました、町長、副町長及び教育長の給料月額の抑制措置を継続するため、所要の改正を行うものでございます。

内容につきましては、新旧対照表によりご説明いたしますので、別冊参考資料の2ページをお開き願います。

第2条に定める町長、副町長及び教育長の給料月額の抑制期間をそれぞれ平成31年4月から平成32年3月までに改めるものでございます。

給料月額につきましては、町長が68万7,200円から73万100円に、副町長が58万1,280円から60万8,900円に、教育長が54万1,200円から55万9,600円にそれぞれ改めております。

また、附則第2項に定める条例の有効期限を平成32年3月31日としております。

本条例につきましては平成31年4月1日から、附則第2項の改正につきましては公布の日から施行しようとするものでございます。

以上が、議案第9号 浦臼町長等の給与に関する特例措置条例の一部を改正する条例についての内容でございます。よろしくご審議の上、ご決定を賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議 長

町長から、平成31年度一般会計予算大綱についての説明のため発言を求められておりますので、これを許します。

齊藤町長。

○町長（齊藤純雄君）

平成31年第1回浦臼町議会定例会の開会に当たり、平成31年度一般会計予算案の大綱についてご説明申し上げます。

政府は、引き続き「経済再生なくして財政健全化なし」を基本とし、地球環境と両立した持続的な成長経路の実現に向けて潜在成長率を引き上げるため、「経済財政運営と改革の基本方針2018」に基づき、一人一人の人材

の質を高める人づくり革命と成長戦略の核となる生産性革命に最優先で取り組むこととしております。

さらに、地方創生、国土強靱化、女性の活躍、働き方改革、外国人材の受け入れなどの施策の推進により、だれもが生きがいを持って充実した生活を送ることができる1億総活躍社会の実現を目指しております。

こうした国の方針のもと、平成31年度の予算編成につきましては、地方創生の仕上げとして、ジビエ倍増モデル整備事業の採択を受け進めてきましたジビエ食肉加工施設の建設を10月の稼働を目指し着手いたします。

また、平成31年度は本町にとって開町120年の節目の年に当たります。

今を生きる私たちは、開拓先人から受け継いだ緑豊かな大地を活力ある魅力あふれるふるさとにして、しっかり次の世代に引き継ぐ責任があります。

本町の喫緊の課題である人口減少・高齢化などの大きな課題に立ち向かっていくためにも、地域が持つ魅力を最大限発揮・発信できるよう、またまちづくり基盤の維持・発展に資するよう編成しています。

予算全体としては、公営住宅ひばり団地建替事業、雪寒機械購入事業及び浦臼消防団本部建替事業など大型の投資的経費を計上していますが、国庫補助金、各種目的基金の繰り入れや地方債の発行により財源確保を行った編成となっております。

予算内容の主なものを費目別に申し上げます。

歳入では、町税が前年度比8.9%減の1億8,277万2,000円となっております。

本町で最も大きな割合を占める地方交付税については、地方財政対策上では総額1.1%の増となっておりますが13億8,500万円を計上しております。

分担金及び負担金につきましては、農業廃棄物等処理負担金、基幹水利施設受益者負担金が主なものであり、前年度比14.9%増の3,141万1,000円の計上となっております。

使用料及び手数料につきましては、公営住宅や鶴沼公園施設使用料が主なものでありますが、前年度比1.5%増の6,921万2,000円を計上しております。

国庫支出金ですが、前年度比63.1%増の3億140万7,000円を計上しており、認定こども園に係る施設型給付費の負担金及びひばり団地建て替え事業に係る社会資本整備総合交付金の増加が主な要因となっております。

道支出金は2億4,041万9,000円で、前年度比6.5%の増となっております。これについても認定こども園に係る施設型給付費の負担金が主な要因であります。

財産収入は526万5,000円で、前年度比3.3%の増となっております。

寄付金は1億1,000円で、前年度比33.3%の減となっております

が、ふるさと応援寄付金による減となっております。

町債は、前年度比30.6%の減額計上としております。前年度浦臼ライスターミナル自動倉庫設備更新事業が完了したことによる減額が主な要因であります。

また、財源補てん分の臨時財政対策債を6,500万円計上しており、町債合計3億9,810万円となっております。

繰入金につきましては、前年度比43.4%増の6億5,079万円を計上しております。内容といたしましては公共施設等建設基金1億4,500万円、ふるさと応援基金1億1,387万円、街路灯維持基金92万円、繰上償還の財源補てんのための減債基金1億円に加え、一般財源の不足分として財政調整基金から2億9,100万円をそれぞれ繰り入れするとしております。

続きまして、歳出について申し上げます。

前年度から2億1,850万円増となる総額35億9,350万円の予算編成を行ったところであります。

性質別経費で主な事業及び増額要因を申し上げますと、人件費で前年度比3.0%増の5億138万円となっております。

物件費は、消費税増税の対応や施設維持管理費の増により、3.0%増の5億384万1,000円となっております。

維持補修費は前年度比17.2%増の5,372万7,000円、扶助費は前年度比2.5%増の1億1,076万3,000円となっております。

補助費については、開町120年記念事業に要する経費や認定こども園に係る施設型給付費等の増により前年度比5.4%増の7億9,917万9,000円となっております。

また、公債費は前年度比0.9%増の4億4,740万円を計上しております。平成29年度決算における実質公債費比率は1.3%となっております。

平成22年度から実施しました縁故債等の任意繰上償還の効果により大幅に数値が改善しておりますが、平成31年度も引き続き1億460万円の繰上償還を予定しております。

投資的経費において、本年度は公営住宅ひばり団地建替事業、食肉加工施設建設事業、雪寒機械購入事業等を実施するため、前年度比23.3%増の9億4,161万6,000円となっております。

繰出金は、国民健康保険特別会計においては減額となりましたが、後期高齢者医療特別会計と下水道事業特別会計については増額となりました。

各特別会計における増減の主な要因については、それぞれの予算大綱においてご説明したいと存じます。

また、性質別予算における構成比については、建設事業費が26.2%となり、次いで補助費が22.2%となっております。公営住宅ひばり団地建替事業、食肉加工施設建設事業、雪寒機械購入事業等の投資的経費に係る費

用が多くを占めている状況です。

以上、平成31年度一般会計予算規模は35億9,350万円で、前年度より2億1,850万円増額計上となっており、詳細につきましては配付いたしております別冊の歳入歳出予算案及び予算案説明資料をご高覧賜りたいと存じます。

以上でございます。

○議 長

次に、副町長より平成31年度特別会計予算大綱についての説明のため発言を求められておりますので、これを許します。

川畑副町長。

○副町長（川畑智昭君）

それでは、まず平成31年度浦臼町国民健康保険特別会計予算案の概要についてご説明を申し上げます。

本町の国民健康保険特別会計は、依然として続く厳しい雇用環境や国民健康保険制度の構造的な問題である低所得者層の増加に伴う税負担の増など厳しい現状にあります。国保加入者の負担軽減のため基金による賦課金への補てんや医療費の増加を抑制するための保健事業の実施などを盛り込みました。

また、予算案では例年同様空知中部広域連合から求められる分賦金が歳出の中心となっております。

平成30年度当初予算においては、国民健康保険制度の都道府県単位化の影響により、前年比27.6%減となっておりますが、本年度は空知中部広域連合分賦金の減から、予算総額1億4,110万円で前年比0.7%減となっております。

歳入につきましては、空知中部広域連合からの分賦金として求められる国民健康保険税、保険医療事業・特定健診事業等に充当するための基金繰入金、また基盤安定負担金や財政安定化支援負担金など一般会計繰入金が主なものとなっております。

歳出につきましては、空知中部広域連合への分賦金を中心に、国民健康保険事業に必要な経費を計上いたしました。

以下、主な歳入につきまして、国民健康保険税として8,998万1,000円の計上となり、前年度と比較し同程度の数値となっております。

歳出につきましては、総務費が1,297万5,000円、前年比4.4%の増となっております。

空知中部広域連合への分賦金として1億1,805万9,000円、前年比1.3%の減となっております。これは空知中部広域連合職員の減によるものでございます。

保健医療費は956万8,000円を計上いたしました。内容といたしましては国保被保険者40歳以上75歳未満を対象とした特定健診・特定指導事業費が主なものとなっております。

繰入金は、国民健康保険税の急激な上昇を抑制するために、基金からの補てんとして基金繰入金670万7,000円を計上、また一般会計からの繰入金は4,251万円となっております。

以上が、平成31年度浦臼町国民健康保険特別会計予算案の大綱であります。数値の詳細につきましては予算書案をご高覧いただきますようよろしくお願い申し上げます。

1枚おめくりください。

続きまして、平成31年度浦臼町後期高齢者医療特別会計予算案の概要についてご説明を申し上げます。

高齢者の医療保険事業の円滑な推進を図るため、例年同様に医療給付に要する費用、事業に要する事務経費等必要な予算の計上をいたしております。

本年度につきましては、後期高齢者医療システムの更新があることから、総額として前年度を上回った予算となっております。

予算総額は4,950万円で、前年比18.1%増となりました。

歳入につきましては、保険料が2,345万5,000円で、前年比25.7%の増、一般会計繰入金が保険基盤安定負担金1,128万2,000円及び事務費繰入金1,460万7,000円で前年比12.0%の増でございます。

一方、歳出につきましては、主なものとして後期高齢者医療広域連合納付金が3,663万3,000円で前年比12.1%の増、一般管理費は人件費を含め1,266万3,000円で前年比40.2%の増でございます。

以上が、後期高齢者医療特別会計予算案の大綱であります。数値の詳細につきましては予算書案をご高覧いただきますようお願い申し上げます。

次のページに参ります。

次に、平成31年度浦臼町下水道事業特別会計予算案についてご説明申し上げます。

下水道は生活環境の改善を図り、水環境の中で重要な役割を担っており、公共用水域の水質を保全する上で欠くことのできない根幹的施設であります。

本町の下水道事業は、流域関連特定環境保全公共下水道事業として、汚水管渠延長1万8,674メートル、整備面積100.9ヘクタールの整備を完了しており、水洗化率は約83%まで推移してございます。

本年度におきましては、下水道施設の適切な維持管理に努め、経営安定化に向けて財源確保のため水洗化率及び収納率の向上を目指し、本年度予算案の総額は、歳入歳出それぞれ8,520万円を予算計上いたしております。

以下、歳出について申し上げますと、総務管理費56万3,000円、下水道建設費166万2,000円、下水道維持管理費2,397万3,000円、公債費5,895万2,000円、予備費5万円でございます。

一方、歳出に見合う歳入といたしましては、下水道使用料1,970万円、繰入金等5,940万円、町債610万円であります。

以上が、浦臼町下水道事業特別会計予算案の大綱であります。数値の詳細につきましては予算書案をご高覧賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長

次に、日程第14、議案第10号 平成31年度浦臼町一般会計予算の提案及び概要説明を求めます。

川畑副町長。

○副町長（川畑智昭君）

それでは、まずお手元に配付しております平成31年度浦臼町各会計歳入歳出予算書の1ページをお開き願います。

議案第10号 平成31年度浦臼町一般会計予算。

平成31年度浦臼町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ35億9,350万円と定める。

2 歳入歳出の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

（地方債）

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

（一時借入金）

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定により一時借入金の借入れ限度額は5億円と定める。

平成31年3月5日提出

北海道浦臼町長 斉藤純雄

最初に、第1条第2項に定めております歳入歳出予算につきまして、ここからはお手元に配付しております各会計予算の説明資料により説明させていただきます。横版の資料となりますので、お手元にご用意いただきたいと思います。

それでは、平成31年度各会計予算案の説明資料の1ページをお開き願います。ここには平成31年度浦臼町各会計予算一覧表を掲載しております。一般会計と特別会計4会計のものをあわせたものを31年度、30年度を比較いたしまして掲載してございます。4会計合わせますと38億6,930万円ということで、前年対比2億3,480万円の増額でございます。率にいたしまして6.5%の増でございます。

各会計ごとでは、一般会計におきまして0.5%の増、国保会計は0.7%の減、後期高齢者医療が18.1%の増、下水道会計が12.8%の増となっております。

それでは、2ページをお開き願います。

平成31年度一般会計歳入歳出予算の、ここでは目的別ということでご説明申し上げます。

まず、上段の方の括弧書きは平成30年度の当初予算を計上いたしております。下段の部分については今回予算提案をしているところでございます。

それでは、歳出の方からご説明申し上げます。

1款の議会費です。3,891万6,000円の計上でございます。対前年比5.8%の増でございます。金額で213万4,000円の増加となっております。

2款の総務費につきましては11億7,580万5,000円、対前年比13.6%の増でございます。金額にいたしましては1億4,032万9,000円の増となっております。主な増額要因は地方創生事業の一環として行うジビエdeそらち食肉加工施設建設関連事業2億5,800万円の増、それに総合行政システムの更新で3,943万1,000円の、ここでは皆減です。ふるさと納税の厳格運用に伴います関連支出で6,699万8,000円の減等を見込んだものでございます。

3款の民生費につきましては4億3,900万8,000円でございます。対前年比2.9%、金額で1,300万9,000円の減でございます。主な減額要因は認定こども園建設関連で4,565万2,000円の減となっており、反面こども園施設給付費2,628万1,000円、空知中部広域連合負担金530万6,000円が増額となっております。

4款の衛生費につきましては1億7,579万4,000円、対前年比4.9%の増でございます。金額で824万4,000円の増額となっております。主な増額要因は保健センター、活性化センター及び町立診療所の改修経費の増となっております。

5款の農林水産業費につきましては3億2,657万9,000円の計上でございます。対前年比36.3%の減、金額で1億8,616万2,000円の減でございます。減額要因は中心蔵ライスターミナルの設備更新2億2,701万6,000円の完了によるものが大部分となっており、反対に増としては中山間航空測量業務、廃プラスチック減容機等更新が新規事業として追加されています。

6款の商工費につきましては8,845万9,000円の計上でございます。対前年比24.1%、金額にいたしまして1,716万2,000円の増加でございます。増加の要因といたしましては企業立地促進助成1,000万円、プレミアム商品券発行事業での還元率のアップ等となっております。

続きまして、7款土木費で6億3,055万4,000円の計上でございます。対前年比75.0%の増でございます。金額では2億7,017万6,000円の増加となります。大幅な増額となっておりますが、ひばり団地建替事業の建設初年度となり、関連予算で2億6,607万9,000円の計

上となっております。その他雪寒建設機械2台、聖園川改修工事、スパーク21等公営住宅の年次的な改修工事による増額となっております。

次に、8款消防費でございます。1億3,539万7,000円の計上で、率にして32.0%、金額で6,370万3,000円の減となっております。消防ポンプ車2台購入の完了により大きく減額となりましたが、今回消防団本部建設にかかわる委託料を新規に計上しているところでございます。

9款の教育費につきましては1億3,008万8,000円、率にいたしまして43.2%の増、金額では3,926万1,000円の増額でございます。主な要因は小中学校パソコン教室の機器更新で4,300万円の計上によるものでございます。

10款の災害復旧費につきましては50万円を計上しております。前年同額となります。

11款の公債費につきましては4億4,740万円、対前年比0.9%の増でございます。金額では406万8,000円の増額となります。内訳といたしましては通常の長期債償還元金が3億2,112万9,000円、昨年比3,973万8,000円の増加となります。繰上償還元金が1億460万円で昨年比2,840万円の減となっております。

12款の予備費につきましては500万円の計上で前年同額となります。

以上、歳出全款合計で35億9,350万円でございます。

次に、3ページをお開き願います。このページは平成31年度一般会計の歳出予算の性質別一覧表となっております。ここでは増減率の大きな部分のみご説明申し上げます。

まず、表の3段目、維持補修費につきましては5,372万7,000円の計上、対前年比788万円、17.2%の増額となっております。

一つ飛びまして5段目、補助費につきましては7億9,917万9,000円の計上です。対前年比4,061万4,000円、5.4%の増となっており、認定こども園の施設型給付費及び企業立地促進助成の増加が主な要因となっているところでございます。

次の建設事業費につきましては9億4,161万6,000円の計上でございます。対前年比23.2%の増、1億7,704万4,000円の増額となります。これにつきましてはジビエ関連の食肉加工施設等の建設及びひばり団地建替事業が大きな増額要因となっているところでございます。

最後に、表の10段目、積立金につきましては1億229万2,000円の計上です。対前年比32.5%、4,920万6,000円の減となっております。これは運用の適正化後のふるさと納税による寄付金の減少を見込み減額計上としたものでございます。

次に、歳入についてご説明申し上げます。2ページにお戻り願います。

まず、1款町税でございますが1億8,277万2,000円、対前年比で8.9%の減、金額で1,776万8,000円の減額となっております。

内訳といたしまして個人住民税で624万3,000円の減、法人住民税で81万3,000円の増、固定資産税で1,165万2,000円の減、軽自動車税で24万9,000円の増を見込んでおります。個人住民税につきましては不作による農業所得の減少を見込んでの減額となっております。

2 款の地方譲与税につきましては4,100万円の計上、前年同額の計上です。

3 款の利子割交付金につきましては20万円の計上です。

4 款の配当割交付金につきましては30万円の計上でございます。

5 款の株式等譲渡所得割交付金は30万円の計上としております。

6 款の地方消費税交付金につきましては3,500万円の計上、対前年比15.9%増480万の増額を見込んでございます。

7 款の自動車取得税交付金につきましては450万円の計上、前年と同額です。

8 款の地方特例交付金につきましては5万円の計上でございます。

9 款の地方交付税につきましては13億8,500万円、対前年比2.5%の減3,500万円の減額でございます。普通交付税といたしまして12億5,000万円、特別交付税といたしまして1億3,500万円を計上したところでございます。

10 款の交通安全対策特別交付金につきましては、前年同額1,000円の科目設定となっております。

11 款の分担金及び負担金につきましては3,141万1,000円の計上でございます。対前年比14.9%の増406万9,000円の増額でございます。

12 款の使用料及び手数料につきましては6,921万2,000円の計上でございます。対前年比1.5%、101万5,000円の増となっております。

13 款の国庫支出金につきましては3億140万7,000円の計上でございます。63.1%の増、金額で1億1,662万9,000円の増額でございます。ひばり団地の建てかえ工事、認定こども園施設型給付費の増が主な要因となっております。

14 款の道支出金につきましては2億4,041万9,000円の計上です。前年比6.5%の増、金額で1,466万円の増となっております。

15 款の財産収入につきましては526万5,000円の計上でございます。対前年比3.3%の増額となりますが、預金利子の増によるものとなっております。

16 款の寄付金につきましては1億1,000円の計上、ふるさと納税による寄付金の減少を見込んだことによるものでございます。

17 款の繰越金につきましては1,000円の計上でございます。

18 款の諸収入につきましては1億4,777万1,000円の計上でございます。140.0%の増、金額で8,620万7,000円の増額でござ

ございます。ジビエ d e そらち食肉加工施設建設負担金及び包括的支援事業費の増加が主な要因となっております。

19 款の町債につきましては3億9,810万円の計上でございます。対前年比20.6%の減、金額で1億350万円の減額計上でございます。これにつきましては前年度の中心蔵改修及び消防車両の整備事業の完了が大きな減額要因となっております。

最後に、20 款繰入金につきましては6億5,079万1,000円の計上でございます。対前年比43.4%の増、金額にいたしまして1億9,711万9,000円の増額計上でございます。内訳といたしましては繰上償還の原資として減債基金から1億円、子育て支援策やふるさと納税への返礼品にふるさと応援基金から1億1,387万円、財政調整基金から2億9,100万円、公共施設建設基金から1億4,500万円を取り崩し計上しているところでございます。

以上が、歳入35億9,350万円に対する説明でございます。

続きまして、第2条の地方債についてのご説明を申し上げます。予算書にお戻りいただき9ページをお開きいただきたいと思います。

まず、起債の目的でございます。臨時財政対策債といたしまして限度額6,500万円。起債の方法については証書借り入れ。利率につきましては6.5%以内、ただし利率見直し方式で借り入れる資金については利率見直しを行った後において、当該利率見直し後の率とするものでございます。償還の方法につきましては、政府資金につきましてはその融資条件によるものでございますし、銀行その他の場合におきましては債権者と協定するものによるものでございます。ただし財政の都合により使用期間及び償還期限を短縮し、または繰上償還もしくは低利に借りかえすることができるものでございます。

臨時財政対策債につきましては、税収等の歳入財源を補う措置といたしまして道から示された発行可能額の範囲で設定するものでございます。

以下、起債の方法、利率、償還の方法につきましては同様でございますので省略させていただきます。

2 番目です。食肉加工施設等建設事業につきましては、建設費1億8,800万円を限度額として充当を予定するものでございます。

次に、昨年に引き続きクリーンプラザくるくる大規模改修工事負担金事業に対し1,880万円を限度額として充当を予定しているものです。

4 点目、廃プラスチック減容機更新事業につきましては、平成12年度設置の機器更新のため1,420万円を限度額として借り入れを予定するものでございます。

次に、雪寒建設機械購入事業につきましては、除雪車両2台の購入のため4,800万円を限度額として充当を予定するものです。

橋梁長寿命化事業につきましては、浦臼内川橋、拓殖橋の調査設計及び東牧橋、拓殖橋の改修工事に対し1,050万円を限度額として充当を予定し

ているものでございます。

次の舗装長寿命化事業につきましては、中央線道路舗装工事の2カ年目として1,540万円の充当を予定するものです。

8点目、南2丁目線道路改良舗装工事につきましては、国道から認定こども園を結ぶ道路線改修のための調査設計費用420万円に対し充当を予定するものでございます。

9点目、聖園川改修工事につきましては、2カ年事業の最終年として1,900万円を限度額として借り入れ予定するものです。

最後になりますが、浦臼消防団本部建替事業につきまして、その基本設計及び実施設計の経費として1,500万円を限度といたしまして借り入れを予定するものでございます。

ただいまご説明いたしました10件の限度額合計で3億9,810万円となるものでございます。

以上が、平成31年度一般会計予算案の概要でございます。ご審議いただきまして、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議 長

次に、日程第15、議案第11号 平成31年後浦臼町国民健康保険特別会計予算の提案及び概要説明を求めます。

大平課長。

○くらし応援課長（大平雅仁君）

予算書135ページをお開きください。

議案第11号 平成31年度浦臼町国民健康保険特別会計予算。

平成31年度浦臼町の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億4,110万円と定める。

2 歳入歳出の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

（一時借入金）

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れ最高額は4,000万円と定める。

平成31年3月5日提出

浦臼町長 斉藤純雄

続いて、国民健康保険特別会計予算の概要についてご説明いたします。

歳入歳出予算事項別明細書にて歳出からご説明いたしますので、137ページをお開きください。

1款総務費1,297万5,000円の計上です。前年度対比54万2,000円、4.4%の増となっておりますが、主に委託しております標準事務処理システムの機能強化経費が増額になったことによるものでございま

す。

2 款空知中部広域連合納付金 1 億 1, 805 万 9, 000 円の計上です。空知中部広域連合職員の減による影響を受け、前年度対比 160 万 1, 000 円、1. 3% の減額となっております。

3 款諸支出金 39 万 8, 000 円の計上です。これは保険税還付金として計上しております。

4 款保健医療費 956 万 8, 000 円の計上です。これは特定健診事業に係る経費です。

5 款予備費 10 万円の計上です。

次に、歳入についてご説明いたしますので、前のページ、136 ページをごらんください。

1 款国民健康保険税 8, 998 万 1, 000 円の計上です。主に一般被保険者の医療給付費分が 3. 2% の増となったことにより前年度対比で 53 万 3, 000 円、0. 6% の増となっております。

2 款財産収入 12 万 8, 000 円の計上です。内容は財政調整基金の預金利子でございます。

3 款繰越金 1, 000 円の計上です。これは科目設定として計上しております。

4 款諸収入 177 万 3, 000 円の計上です。前年度対比 26 万 1, 000 円の増額となっておりますが、標準事務処理システムの機能強化経費の導入経費に係る特別調整交付金を計上した増によるものでございます。

5 款繰入金 4, 921 万 7, 000 円の計上です。前年度対比 188 万 5, 000 円の減額です。主な内容としては財政安定化支援事業の普通交付税算入分に係る一般会計からの繰入金減によるものでございます。

以上が、議案第 11 号 平成 31 年度国民健康保険特別会計歳入歳出予算それぞれ 1 億 4, 110 万円の予算概要の説明でございます。ご審議いただき、議決賜りようよろしくお願いいたします。

○議 長

次に、日程第 16、議案第 12 号 平成 31 年度浦臼町後期高齢者医療特別会計予算の提案及び概要説明を求めます。

大平課長。

○くらし応援課長（大平雅仁君）

予算書 164 ページをお開きください。

議案第 12 号 平成 31 年度浦臼町後期高齢者医療特別会計予算。

平成 31 年度浦臼町の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 4, 950 万円と定める。

2 歳入歳出の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出

予算」による。

平成31年3月5日提出

浦臼町長 齊藤純雄

続いて、後期高齢者医療特別会計予算の概要についてご説明いたします。

歳入歳出予算事項別明細書にて、歳出からご説明いたしますので166ページをお開きください。

1款総務費1,266万3,000円の計上です。前年度対比363万円、40.2%の増となっておりますが、後期高齢者医療システムの更新に係る経費計上が主な要因となっております。

2款後期高齢者医療広域連合納付金3,663万3,000円の計上です。前年度対比394万2,000円、12.0%増となっております。主な要因は医療保険料の負担増となっております。

3款諸支出金15万4,000円の計上です。これは保険料還付金として計上してございます。

4款予備費5万円の計上です。

次に、歳入についてご説明いたしますので、前のページ、165ページをごらんください。

1款後期高齢者医療保険料2,345万5,000円の計上です。医療費負担分の増加を見込み、前年度対比で479万3,000円の増となっております。

2款使用料及び手数料1,000円の計上です。これは科目設定として計上しております。

3款繰入金2,588万9,000円の計上です。前年度対比277万9,000円、12.0%増となっております。これはシステム更新経費を見込んだ事務費繰入金の増が主な要因です。

4款諸収入15万4,000円の計上です。これは保険料還付金として計上しております。

5款繰越金1,000円の計上です。これは科目設定として計上しております。

以上が、議案第12号 平成31年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出、それぞれ4,950万円の予算概要の説明でございます。ご審議いただき、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議 長

ここで、暫時休憩といたします。会議の再開は午後2時30分にします。

休憩 午後 2時17分

再開 午後 2時26分

○議 長

予定時間前でありますけれども、全員そろっておりますので、会議を再開

をいたします。

次に、日程第17、議案第13号 平成31年度浦臼町下水道事業特別会計予算の提案及び概要説明を求めます。

馬狩課長。

○建設課長（馬狩範一君）

予算書の191ページをお開きください。

議案第13号 平成31年度浦臼町下水道事業特別会計予算。

平成31年度浦臼町の下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ8,520万円と定める。

2 歳入歳出の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

（地方債）

第2条 地方自治法230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

（一時借入金）

第3条 地方自治法235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れ最高額は6,000万円と定める。

平成31年3月5日提出

浦臼町長 齊藤純雄

内容についてご説明申し上げます。地方債についてご説明いたします。196ページをお開きください。

第2表 地方債。

起債の目的、石狩川流域下水道事業における石狩川流域下水道負担金に対しての起債でございます。限度額は140万円。起債の方法、証書借入れ。利率、6.5%以内。ただし利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該利率見直し後の利率。償還の方法、政府資金においては、その融資条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定するものによる。ただし財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、または繰上償還もしくは低利に借りかえることができる。

次に、起債の目的、公営企業会計適用化事業。限度額470万円。起債の方法、利率、償還の方法については同じでございます。

合計610万円の地方債でございます。

内容についてご説明を申し上げます。歳入歳出予算別事項明細書でご説明いたします。193ページをお開きください。

歳出よりご説明いたします。

1款下水道費2,619万8,000円の計上で、前年比989万2,0

00円の増額でございます。

3目下水道維持管理費において、下水台帳収納システムの更新、公営企業会計導入に向けた公営企業法的化支援業務委託費を計上したことによるものでございます。

2款公債費5,895万2,000円の計上で、前年比19万2,000円の減額でございます。

3款予備費5万円の計上で、前年と同額でございます。

1ページ戻りまして、192ページをごらんください。

続いて、歳入でございます。

1款分担金及び負担金1,000円の計上で、前年と同額でございます。

2款材料及び手数料1,970万1,000円の計上で、前年比7万9,000円の減額でございます。

3款繰入金5,939万6,000円の計上で、前年比517万9,000円の増額でございます。

4款繰入金及び5款諸収入、ともに1,000円の減額で、前年と同額でございます。

6款町債610万円の計上で、前年比460万円の増額でございます。

以上、議案第13号 平成31年度浦臼町下水道事業特別会計予算の内容でございます。ご審議いただきまして、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議 長

以上をもって、一括議題の提案及び説明を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております日程第13、議案第9号から日程第17、議案第13号までの5件は、議長を除く議員全員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定したいと思います。

これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、日程第13、議案第9号から日程第17、議案第13号までの5件は、議長を除く議員全員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

ここで、暫時休憩いたします。

休憩中に、ただいま設置されました予算審査特別委員会を開催して、委員長並びに副委員長の互選を行ってください。

休憩 午後 2時32分

再開 午後 2時37分

○議 長

会議を再開いたします。

諸般の報告をします。

休憩中に予算審査特別委員会が開催され、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果が議長の手元に参りましたので、報告をします。

委員長に柴田典男議員、副委員長に東藤晃義議員、以上のとおり互選された旨の報告がありました。

◎散会の宣告

○議 長

これをもって、本日の日程は全部終了いたしました。

したがって、本日はこれにて散会といたします。

なお、12日は10時から予算審査特別委員会を開催します。

大変ご苦労さまでした。

散会 午後 2時38分

浦臼町議会第1回定例会 第2号

平成31年3月18日（月曜日）

○議事日程

- 1 一般質問
- 2 議案第 9号 浦臼町長等の給与に関する特例措置条例の一部を
改正する条例について
- 3 議案第10号 平成31年度浦臼町一般会計予算
- 4 議案第11号 平成31年度浦臼町国民健康保険特別会計予算
- 5 議案第12号 平成31年度浦臼町後期高齢者医療特別会計予算
- 6 議案第13号 平成31年度浦臼町下水道事業特別会計予算
- 7 議案第14号 工事請負契約の締結について
- 8 議案第15号 財産の取得について
- 9 議案第16号 財産の取得について

追加日程第1

- 議案第17号 平成30年度浦臼町一般会計補正予算（第8号）
- 10 所管事務調査について（総務・農林建設常任委員会、議会運営委員会）

○出席議員（9名）

議長	9番	阿部敏也君	副議長	8番	小松正年君
	1番	野崎敬恭君		2番	中川清美君
	3番	柴田典男君		4番	東藤晃義君
	5番	折坂美鈴君		6番	静川広巳君
	7番	牧島良和君			

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町長	齊藤純雄君
副町長	川畑智昭君
教育長	浅岡哲男君
総務課長	河本浩昭君
総務課主幹	明日見将幸君
くらし応援課長	大平雅仁君
くらし応援課主幹	中田帯刀君
長寿福祉課長	齊藤淑恵君
長寿福祉課主幹	鎌田隆司君

産業振興課長	石	原	正	伸	君
産業振興課主幹	横	井	正	樹	君
建設課長	馬	狩	範	一	君
教育委員会 事務局 会長	武	田	郁	子	君
教育委員会 事務局 主幹	上	嶋	俊	文	君
農業委員会 事務局 会長	大	平	英	祐	君
農業委員会 代表監査委員	日	下	文	雄	君
	笹	木	政	廣	君

○出席事務局職員

局 長	加	賀	谷	隆	彦	君
書 記	西	川	茉	里	君	

◎開議の宣告

○議長

おはようございます。

本日の出席議員は9名全員でございます。

定足数に達しております。

これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表の2日目に基づき、順を追って進めてまいりますのでよろしくお願いをいたします。

◎日程第1 一般質問

○議長

日程第1、これより一般質問を行います。

順次発言を許します。

発言順位1番、中川清美議員。

中川議員。

○2番（中川清美君）

おはようございます。

平成31年第1回の定例会におきまして、議長のお許しをいただきましたので、私の方から教育長と町長の方へ2点質問させていただきたいと思っております。

まず、第1点、教育長の方にですが、今回新年度の事業におきまして、各小中学校に大型テレビ、またタブレットが各個人に配付されるということでありまして、非常にこのようなIT化が進む中で小学生からそういう場面に触れ合うということは非常に大切なことであり、また有意義なことであると私も考えているところであります。

今回、その点におきまして、中学校におきましては嶺北中学校と修学旅行等の交流も随時推し進められておりまして、しっかりと浦臼町における本山町のかかわりということの中においても、しっかりと効果をあらわしているものと評価しているところであります。

中学校でパソコンではなく対面して交流を深めるということでもあります。

今回、小学校の方にもタブレット等の導入があるということでございますので、その時点から今でいうインターネットを通じまして、小学校同士のインターネットでの交流も深めていけば、さらに中学校に入ってでの交流も盛んになり、また有意義なものになるのではないかと理解をするところでありまして、ぜひとも今回小学校からパソコンに触れていただいて、交流の基礎をつくっていただければ、より効果が望めるものと理解して、教育長の方へ質問をさせていただきたいと思っております。

第2点目でございますが、今回若手農業チャレンジ補助金と、この事業が平成30年度から継続事業として進められているところであります。

この事業においては、50万円以下の機器を補助するということでありまして、その中にも45歳未満の農業経営者という定義がありまして、この経営者ということは基本的には経営移譲された方と理解をしているところでもありますし、実際昨年を見てもそれなりの9名の実績があるところでありまして、非常にこれはやっぱり農業経営者におきましても大変効果のあるすばらしい政策ではないかなと思っております。

残念ながら、この事業、経営移譲者以外のまだ若手の方の方については対象とならないということで、この時代、非常にパソコン等IT事業、スマート農業関係については日々、日進月歩が激しい状況でありまして、この若手農業者もやはりIT関係というものについては非常に興味を持っておりますし、また高い知識も持っているのが現状ではないかなと思っております。

ぜひともその対象枠を若手の経営移譲者前の農業者においても、ぜひともこれは拡大していただきまして、今回の政策のさらなる強化を進めるところであります。

この2点、質問をさせていただきたいと思えます。よろしく申し上げます。

○議長

1点目についての答弁を願います。

浅岡教育長。

○教育長（浅岡哲男君）

2番、中川議員の「本山町小学校とのインターネット交流の実施へ向けて」というご質問にお答えいたします。

現在、本町においては、議員もご承知のとおり中学校において、ふるさと教育ということで本山町嶺北中学校と修学旅行に合わせて相互交流を行い、昨年10月には姉妹校の協定を本町で、また本年5月には本山町で交すこととなっております。

タブレット導入に伴うインターネット交流の促進につきましては、中学校においては総合の学習などを活用した嶺北中学校とのインターネット交流の実施の推進を図っております。

小学校においては、現状の学習指導要領での授業メニューをかんがみますと、早期実施は難しいものと考えておりますが、将来に向けて意識の高まりと相互の交流環境を整えば、交流を推進すべきことと考えております。

以上でございます。

○議長

2点目について答弁を願います。

石原課長。

○産業振興課長（石原正伸君）

2点目のご質問にお答えいたします。

本補助事業につきましては、農業の担い手である若手農業者が新規作物や新技術の導入等にチャレンジするものを支援し、農業振興を図る目的として、平成30年度に創設した制度でございます。

補助の対象事業は、本年在住の45歳未満の経営者で農業経営基盤強化促進法に規定する認定農業者または認定就農者であることとしております。

また、補助金の交付を受けてから5年間事業を継続することを要件としており、新たな取り組みに挑戦し、事業を継続していくためには経営的な判断が必要となることから、農業経営主に限定した補助制度としておりますが、若手農業者の意欲とチャレンジを喚起する制度となるよう他市町村の状況も踏まえて検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議 長

中川議員、1件目についての再質問ありますか。

中川議員。

○2番（中川清美君）

もう恐らく新年度事業も決定されておまして、これからインターネットについての事業というのはなかなか入り込むすき間がないのかなと、大変いろいろメニューも組まれている中、厳しい状況は私もわかっているところでありますが、子供が直接今回パソコンを操作して配信すると、そういうことでなくても、一般の教員が例えば運動会だとか学芸会だとか、そういった遠足等の行事を動画を撮ることによりその動画を配信することによって、浦臼町小学校の活動内容というのは十分に周知できるものと思われま。

ここで本来は子供がやれば一番すばらしい成果が上がるのかなと思えますけれども、事業のメニューもありますので、教員の方は大変本当に忙しい中、時間外もいろいろ勤務されているわけなのですが、そういった中において、動画を撮るということはそう簡単なことでもありまして、時間的な労力、またそれを配信することもそんなに時間、労力がかからないということと思われましますので、ぜひとも今後浦臼町小学校の事業内容を本山小学校、2校あるわけなのですが、そこの方にそういった動画配信ということも考えられないか、考えをお聞かせ願いたいと思います。

○議 長

答弁願います。

浅岡教育長。

○教育長（浅岡哲男君）

議員の言われるとおりなんですけれども、やはり生徒、児童、保護者、教員の気持ちが高まれば、臨機応変に教科に組み込んでいくべきことと考えておりますし、タブレットの活用につきましても、交流に限らず、その活動、活動に応じて使うことによって、技術が向上していきますので、そういった活用をあわせて進めていきたいと思っております。

以上です。

○議 長

再々答弁ありますか。

2点目についての再質問。

○ 2 番（中川清美君）

ぜひともしっかりと実のある効果を期待したいと思っております。

2点目の若手農業チャレンジ資金応援なんですけど、5年間事業を継続することが要件ということもうたっておりますが、これは若手も恐らく経営移譲者も5年間は間違いなくやっていただけるものと確信しながらやらなければならないと思っております。

ここで、他市町村の状況も踏まえて検討してまいりますという答弁なんですけど、この基本的にIT関係、スマート農業関係については、私も小松議員も以前に町の方にRTK基地局の推進を望むということで質問されております。

それで充分検討してまいりますということの答弁をいただきながら、他市町村の状況も踏まえるということで、全然まだ進歩されていないのかなと考えております。

この今のIT、本当に1年1年どんどん変わっていきまして、今やらなければ本当に時代からおくれていくのではないかなというぐらいの大きなスピードで進んでいるのが現状だと思っております。

他市町村の状況でありますけど、町部局は理解しているのかどうかわかりませんが、奈井江町では4月にRTK基地局のアンテナを立てるということで、もう決定済みで実施に向かってるところであります。

今回、その中でホクレンが主体となりまして、RTK基地局のもととなる電波を発信する基地を新たに新設をいたしました。

その電波を利用して奈井江町の基地局が電波を受信し、そして今度各農家が持っているGPSの受信機に配信されるということによって、GPSを使うことによって、自分の機械の位置がしっかりと把握でき、本当に2センチ、3センチぐらいの誤差で作業ができる。

その後においても、また利用することによって、自動操舵の運転も可能になってくると、本当に画期的なIT、スマート農業ととらえております。

ここで、せっかくそういう奈井江町で基地局のタワーを立てていただくということで、農協の方ともいろいろ協議をしたわけなんですけど、奈井江町に立つということで、電波は浦臼町でも十分とることは可能だということでありまして、農協の方でも特段なる推進はできないけれども、電波が欲しい人がおればしっかりとあつせんをできるということでありまして、受信料として年間5,000円を払えばその電波を受信できるということでありまして、まだほかにBluetoothというものが三、四万円かかりますよ。

その電波を受信するのに自分のスマホを使って受信して、その情報を受信機の方に入れてあげれば、しっかりと自分の位置は確保できるような状況であります。

やはり、このようなすばらしい事業が率先して奈井江町でもやられたということで、その電波も5,000円で提供してあげるよということで、非常にこれは本当に画期的な試みであって、その配信に向けても私としてもあり

がたいなと考えているところでもあります。

せっかくこのように電波が配信されるという機会でございますので、ぜひともここはやはり対象を若手農業者に拡大してあげることが、本当にこれからの浦臼町の農業の発展のために欠かせないものと考えているところではありますが、その点から見て、新たな若手までの拡大、これはぜひともやっていただきたいと思いますが、考えを伺いたいと思いますが。

○議 長

答弁願います。

斉藤町長。

○町長（斉藤純雄君）

昨年からやっている、このチャレンジ応援事業でありますけれども、ここまでいろんな意味でこういうことをしてほしいという意見が担当に来ているということは今までのところはないということを知っております。

できるだけ多くの方に使ってほしいというこの事業を立ち上げたわけありますけれども、やっぱりやみくもにだれでもということにはならないのかなと、やっぱりある程度の線引きというのは必要なのかなとは思っておりますけれども、今議員の言われたことも少しわかりますので、検討はさせていただきたいと。

それから、基地局の話なんですけれども、最初に私と新十津川町の町長とお話して、真ん中に立てると大体両方の地域が網羅されるという話がありました。

そして、ピンネの組合長ともお話をしたときに、奈井江町の方に立てればそれでまた浦臼町も新十津川町も網羅できるというお話もしていたのは知っておりますし、何とかそこら辺を連携しながら、うちの町でも使えるように、それから費用的な負担もいろんな話をしながらやっていきたいなと思っていただいております。

今議員の非常に細かい部分については、私も存じ上げないところありますけれども、何とかこれからのスマート農業が進んでいくためには、そういったことも必要だと思っておりますので、これからも検討させていただきます。

以上です。

○議 長

再々質問ありますか。

中川議員。

○2番（中川清美君）

今の答弁の中に、奈井江町と立てれば、浦臼町、新十津川町はカバーできるのではないかなという話はあったわけなんですけど、そもそもそれがITにおくれているところでありまして、実際に新十津川町は滝川市とタワーを立てようというまで話は進んでおりますので、本当にこの事業については1年と言わず一月、二月サイクルでどんどんどんどん変わっていくものなんです。

ぜひともそのサイクルにおくれないために町としてしっかりともう一度現場、状況を見きわめながら、この事業に対して進めていっていただきたいと。

私の中では、浦臼町にはまだ経営移譲していない方が15名ぐらいおられますので、ぜひともそういう若手の希望ある営農意欲をそがないようにしっかりと、町、行政がサポートしていただけるよう、要望といたしまして、私の質問を終わらせていただきます

○議 長

答弁よろしいですね。

○2番（中川清美君）

はい。

○議 長

続いて、発言順位2番、野崎敬恭議員。

野崎議員。

○1番（野崎敬恭君）

おはようございます。

初めに、私の質問事項と町の駅前の策定検討委員会募集とがバッティングをしてしまいました。ちょっと早く私の方が質問を出してしまったんですけど、方向性としては同じ方向に向いているのはよいことかなと思って質問いたします。

我が町の人口は最盛期7,000人台を数え、今や1,800人にまで著しく減少いたしました。

当時の街並みが今も残っていますが、市街地の各所に空き地ができ、ほころびのように見えています。このままでは浦臼町の再生は難しいのではないのでしょうか。

浦臼町に鉄路ができて85年にならんとしましたが、浦臼町は駅を中心に市街地が発展してきました。今後は駅のない街並みを想定したまちづくりをしていかなければならない、そのように思います。

JRからも若干のまちづくり資金があると聞かすが、2,000人前後を想定したまちづくりの構想を早急に想定しておかなければならないのではないのでしょうか。

離農や交通、買い物が不便なために市街地に転居した人たちに市街地の線路跡地など便利なところに公営住宅などの住まいを設置し、残り少ない人生を利便性のよいところに住んでいただくことが町の発展に寄与してきた方々に対する敬意を表することになり、それが浦臼町の温かみではないのでしょうか。

そのようなことで、この町に最後まで住んでいただくことが、人口減少を少しでも和らげることになると思うが、またなるべく一定の住民に住んでいただくことで、コンパクトなまちづくりをすることになり、除雪費等住民サービスなどの出費も抑えられ、相乗効果としての多様な商店も起業できるのではないかと。

市街地部分の線路跡地の利用方法と相乗効果について、町長の考えをお聞かせいただきたいと思います。

○議 長

答弁願います。

河本課長。

○総務課長（河本浩昭君）

野崎議員のご質問にお答えをいたします。

札沼線医療大学・新十津川間が廃線になりましても、現在の浦臼駅はバスや乗り合いタクシーの運行の拠点に変わりはないと考えてございます。

廃線に伴い、新しいまちづくりについても、JR北海道からの支援もあることから、周辺の必要な用地も取得し、居住施設ではなく、町民が交流できる施設、絵画が常設展示できる施設等の建設をと考えておりますが、平成30年第4回定例会において、折坂議員のご質問にお答えいたしましたとおり、市街地の跡地利用や周辺整備につきましては、町民の皆様のご意見を聞いて進めたいと考えており、今月の町内会への配付文書におきまして、浦臼駅周辺整備委員を兼ねた浦臼町総合振興計画策定委員の募集を始めたところであります。

また、平成31年度は、第4次総合振興計画の後期基本計画策定及び総合戦略の見直しを行う予定であり、その経過の中でも今後のまちづくりについて検討してまいります。

以上でございます。

○議 長

野崎議員、再質問ありますか。

野崎議員。

○1番（野崎敬恭君）

JRが来なくなっても、バス停やら、それからふれあいステーションは残る、それは理解しております。

それでも、鉄道がなくなり残念ですが、その残念さをピンチをチャンスに変える、そのチャンスが今来たわけですね。

来年には駅付近の線路跡地、広大な土地が一気にふえてくるわけです。

近年は団塊の世代の高齢化により疾病で苦しんでいる人たちの割合もふえてくるのではないかと。そのためにも町中の便利な駅付近にバリアフリーのついた公営住宅が必要ではないでしょうか。

例えば、今ひばり団地などでも建てかえしているわけですが、町中で住んでいて、疾病にかかり、車いすで生活を余儀なくされる、そのような人があらわれたときに、結局は自分の自宅が改造できない場合はひばり団地まで転居しなければならない。

お店も少なくなり、いろんな便利どころがなくなったところにさらにひばり団地に引っ越ししなければならないという、そのような不便な状態が起きることも想定されるわけでございます。

そして、現在ひばり団地を建てかえしているわけですが、面倒でも建てかえの変更などはできないのか。かなり難しいという話にはなるんでしょうけれど、駅付近の線路跡地に先ほど言っていました検討委員会などが総合振興計画などを募集始めて、これから練っていくわけですが、やっぱり状況が相当変わったわけなんです。

やっぱり駅付近に絵画等をおさめる施設をつくったり、公共的な箱ものをつくったりしても、まだそれでも駅付近には余裕の土地が余ってくると、そういう感じになるのではないのでしょうか。

そこに住宅等を建てないのであれば、あとは公園とか遊歩道にするしかないのかなと思っておりますけれど、そうでなくて、やっぱりある程度コンパクトなまちづくり、2,000人に合ったようなまちづくりをして、そして山間地の方で苦勞してきた人たち、また堤防地の方で苦勞してきて、離農してきた人たちが本当に最後についのすみかで、駅付近に出てきた便利な土地で余生を送らせてあげる、それは当然必要なことではないか、そしてコンパクトなまちづくりが完成するのではないかと思いますけれど、いかがでしょうか。

○議長

答弁願います。

斉藤町長。

○町長（斉藤純雄君）

線路跡地の利用についてなんですけれども、やっぱり線路の幅の中に住宅を建てるということは、それは非常に難しいだろうなという気がします。

そして、それはそれでまた違う検討委員会等々で話し合えば出てくるのかなと思います。

今、ちょっと考えているのは、駅前の前水野さんがいたあの土地あたりを整備をして、今社協からちょっと言われています触れ合いのできる建物、それから町としては今140点ぐらいの絵画がありますので、それらをちょっと常時5点、10点立てられる、そして見に来る人がちょっと見られるという、そういったところを計画していますし、その中にこれから募集する検討委員会がいろんな意見、いろんな視点から言ってくれると思いますので、そういったことでことしじゅうには計画をまとめたいたいなと思っているところであります。

議員おっしゃる、その高齢者専用の住宅というのも必要は十分理解しておりますので、それはそれでまた違うところで議論をしたいなと思います。

以上です。

○議長

再々質問ありますか。

野崎議員。

○1番（野崎敬恭君）

まず、浦臼町で現在やらなければならないことは、人口減少問題なんです

ね。今まで浦臼町は管内でもまだ下の方ではなかった。下の方ではあったけれど、びりではなかった。だけれど抜かれてしまったと。そこには何があったんでしょか。

今はもう1, 800人を割って、例えば町名出して申しわけないですけど、北竜町といいところで何十年も争ってきて、浦臼町は追いつかれることなく頑張ってきたと。

近年になってから追いつかれてしまって、今もう25人ぐらいでしょか、差をつけられてしまったと。

その差というのはどこにあるのか。それはやっぱり行政がしっかりもって考えてもらわないと、このまま放置すると本当にもう今限界集落とまではいかないまでもかなり状況はこれ以上人口減らしてしまったら再生できるのか、そういう危惧をしているわけでございます。

まずは人口をとめることを最優先に、そして線路跡地が出てきましたので、例えば先ほど言いましたひばり団地を、それこそ若い人たちに今、他の町も本当に何十円だとか何百円だとかという単価で、住宅を建てた人には土地を販売しますよと、そういう方向で恐らくひばり団地などは若い人たちに販売してもいいのではないかと、そのように思っています。

そして、本当にここで最後まで浦臼町にしようという高齢者をこの中心地に持ってきて、コミュニティーをつくると。そうすることによって産業的にも、あるいは飲食店ができるかもしれない、商店も1, 800人といえど、一定規模の人口が集まることによって、商売というものは成り立つものだと私は理解しております。

そのような状況をつくり出すのが行政の仕事であろうと思っております。

それと、先ほどから出ていました整備検討委員とか総合振興計画策定委員とか、僕も最近までやっていた人に、ちょっとこの間聞いたんですけど、やっぱり一生懸命私たちやってもなかなかそれを取り入れてくれたことがないんだと、当てはまったことがないと。

やっぱり、本当にそうやって推進委員やら策定委員やらと委員をつくるのであれば、本当にその町民の意見を尊重し取り入れてやっていただきたいなと、そのように思っております。

ですから、行政が難しいと言っている間に、本当に高齢者はもうどんどんと子供のところに行っているわけなんです。

私、前から言っているように、やっぱり拠点病院である砂川市の一つ行くにしても、子供に乗っけていってくれないかといったら、やっぱり子供も大変なんです。一月に一遍といえど。

やっぱり、それならそんな不便なところに行かないで、こっちに来いと。来いといっても恐らく子供のところに来いというわけでなくて、子供の近くに来いということなんだろうと思うんですけど、それは引っ越していった人に聞いた話です。

ですから、本当に利便性をかなえてやれば、浦臼町、こんなに急速な人口

減少は起きないんじゃないかと思う次第であります。

町長の答弁をいただきたいと思いますが。

○議 長

答弁願います。

斉藤町長。

○町長（斉藤純雄君）

人口減少というのは非常に難しい問題だと認識をしておりますし、うちの人口ビジョンでは2040年、20年後に1,300人という想定をしておりますけれども、今のスピードの中では1,000人を切るぐらいの速さになって、対策も難しいなど。

ただ、皆さんと一緒に議論した中で、子育てをしっかりとやっていくことが少し中長期的な部分があります。5年、10年、15年にならないと出生率が上がってこないというのはありますけれども、そういったことを地道にしていくことで、何とか人口の減少を少しでも食い止めると、そういうことではないかと思っております。

また、ひばり団地については、今の入っている人のための建てかえということなので、そこに新たに町内の方を募集して入れるとは今、現状、考えておりませんので、何とかいろんな方策があるのかもわかりませんし、今後とも議員の皆様と協議をしていきたいなと思います。

以上です。

○議 長

発言順位3番、折坂美鈴議員。

折坂議員。

○5番（折坂美鈴君）

平成31年第1回定例会におきまして、教育長に1点、町長に2点の質問をいたします。

まず、1点目であります。浦臼町におけるいじめの未然防止対策について。

昨今、いじめによってとうとい命が失われる痛ましい事件が後を絶ちません。

また、親による児童虐待のニュースも大きな社会問題となっています。

私は、子供たちが日中多くの時間を過ごしている学校においてこそ、日ごろから子供たちが相談しやすい環境を整えることが重要と考えます。

今回の教育行政執行方針では、いじめの未然防止、適切な実態把握による早期発見のために、浦臼町ではQUアンケートを継続的に実施することですが、そのアンケートによっていじめが疑われる場合はどのように対処されるのか伺います。

浦臼町いじめ基本方針の周知徹底を図るため、ホームページなどで公表する手段もあると思いますが。

次に、町長へ1点目の質問であります。

全町避難を想定した避難所の見直しを。

昨年9月に発生した胆振東部地震でのブラックアウトを経験したことにより、道民の防災意識が高まったと言われてしています。

この時期こそ避難訓練を実施するなどして、災害時の避難行動を町民全員で確認することが必要ではないかと考えます。

今回の胆振東部地震後には、浦臼町職員の迅速な対応が町民の間でも評価が高いものでありましたが、関係組織との連携など課題も見つかったのではないのでしょうか。

情報伝達や情報収集の方法として、自主防災組織である町内会を活用する方法も考えられます。

今回提案の災害発生時の職員の初動マニュアルの作成がなされることの意義は大変大きいものであり、評価するものでありますが、職員だけで全町民の安全を確保することはできません。

町長も、大きな災害が雪深い時期に発生するなど最悪の事態を想定した町民の安全確保を最優先に対応策を構築すると言っておられるのですから、全町民が避難する事態を想定して、避難場所の確保と関係機関との連携を模索していただきたい。

滝川市では、避難所の区割りを撤廃して、災害時に一時的に避難できる指定避難所をどの地区の住民でも利用できるようにすることや、避難所を機能別に、職員が常駐する基幹避難所、職員が巡回する地域避難所に分けるなどして、避難所の見直しをしています。

町内会館も自立型避難所として、災害発生後3日間、住民だけでの運営を想定しているそうです。

浦臼町も全町避難を想定した避難所の見直しが急務だと考えますが、いかがですか。

町長に2点目の質問であります。

減量化施設の感染症対策について。

有害鳥獣駆除を強化し、地域農業を守り、駆除後のエゾシカ肉を有効活用するというジビエ倍増モデル整備事業に今年度から着手するための予算が計上されることとなりました。

これまでの議員への協議会や住民説明会の中で、減量化施設は食品加工施設から出た廃棄物を処理するためのものであって、各地で効果が実施をされており、安全性については何ら問題がないとの説明を受けてきました。

私たちは調査を続けるうちに、野生動物の死骸を扱うリスクについての認識が甘かったことを知ることとなり、愕然とした思いです。

事業実施者である町は特に影響が大きいと思われる地元住民に対して、リスクの説明と徹底した衛生管理をすることによって理解を求めるという誠実な態度が足りなかったと言わざるを得ません。

枝幸式発酵減量化マニュアルでは、人や家畜に共通する動物由来感染症のリスクがあるため、感染防止対策も必要と明記されていました。

そのために人家や川から離れた場所に施設をつくることや地下汚染を防ぐ

ためにコンクリート床にすること、重機は専用とすること、専用の作業服、マスク、帽子、手袋、ゴーグル、長靴を使用することとなっています。

病原菌が残存する可能性があるので、すべての発酵処理物を適正に処分し、堆肥としての利用は絶対に避けることとなっています。

感染防止対策として考えられることとして、1、減量化施設と同じ敷地内に食品加工施設を建設することに食品衛生上問題はないのか、どうでしょうか。

2、車両の出入り口に消毒施設を設けるなど、衛生管理の徹底を図ることが必要ではないでしょうか。洗浄、消毒のためには排水溝をつくり、排水は合併処理浄化槽で処理すること。

3、外部からの野生動物の侵入を防ぐためのフェンスは冬場も想定しているか、どうでしょうか。

4、減量化施設を設置するに当たっては、条例の制定が必要になると思いますが、条例には減量化施設が食品加工施設から出た残滓を処理する施設であることを明記し、廃棄物として受け入れる野生動物の死骸は、浦臼町民と浦臼猟友会が搬入するものだけとし、明らかに疾病が認められる個体は受け入れないとする事や異常が認められる個体については関係機関に情報提供することを明記すること。

5、水質検査の実施、監視委員会などの設置を地元町内会とも協議をし、町民が納得した上で協定書を取り交わすこと。最終処分場建設時にもこの協定は結んでおります。

6、安全性が確認できない状態ですので、菌床の最終処分方法として焼却処理をすること。

以上です。

○議 長

ここで、暫時休憩といたします。

会議の再開は11時10分といたします。

休憩 午前10時57分

再開 午前11時08分

○議 長

予定時間少し前でありませけれども、全員そろっておりますので、会議を再開いたします。

折坂議員の質問に対し、答弁を願います。

まず、1件目について答弁を願います。

武田局長。

○教育委員会事務局長（武田郁子君）

5番、折坂議員の浦臼町におけるいじめ防止対策についてというご質問にお答えいたします。

ご質問の要旨でありますQUアンケートによっていじめが疑われる場合はどのように対処するのかということですが、本町で実施しているhyper-QUアンケートは、子供たちが学級に対してどれだけ満足しているか、また学校生活をどのように過ごしているかという意欲調査のアンケートで、直接的ないじめのアンケートではないのですが、このアンケート結果から、子供が感じている学級で置かれている立場、友人との関係、学習意欲、教師との関係・学級との関係や進路意識などについて個人ごとにわかるものとなっております。

この結果をもとに学校では児童生徒一人一人に対しての情報を共有し、日々の学校生活の観察や児童生徒への対応など生徒指導係の教員を中心に取り組んでいるところでございます。

また、文部科学省によるいじめアンケートも年2回実施され、幸い本町においてはいじめ認知件数はゼロ件となっておりますが、昨年いじめの定義が改正され、「いじめの対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」と改められましたことから、本町においても平成27年度に策定された浦臼町いじめ防止基本方針を昨年6月に改正させていただきましたが、議員ご指摘のとおり今後は町ホームページ等を利用し、広く町民への周知を行ってまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議 長

2点目についての答弁を願います。

河本課長。

○総務課長（河本浩昭君）

折坂議員のご質問にお答えをいたします。

現在の避難所を見直す考えは持っておりませんが、昨年9月のブラックアウトを経験し、最悪を想定し、住民の安全・安心を確保するすべを構築したいと考えておりますので、今後、町民のボランティアによる炊き出しや避難者による避難所の運営等、町民の参画による協力体制や町内会や関係機関との連携、防災組織としての町内会の機能強化、冬の停電に備え、町内3地区の中心的な避難所の防災備蓄品の事前配備などの充実について検討していきたいと考えてございます。

また、現在避難所に指定されています施設の有効面積に対して1人当たりに必要な面積を2平方メートルとした場合、本町の場合3,400人を収容できる計算になりますが、災害の種類、また規模、避難の期間、各避難所の特質もありますので、各種の検討を行うとともに、発電機などの必要な備蓄品を継続的に整備していくことが必要であると考えてございます。

以上でございます。

○議 長

3点目について答弁願います。

石原課長。

○産業振興課長（石原正伸君）

3点目のご質問にお答えいたします。

減量化施設と食肉加工施設が隣接することに関するご質問ですが、保健所との協議におきましては、それぞれ独立した建物であることから、食品衛生上、何ら問題がないという回答をいただいております。

次に、消毒施設及び排水処理に関するご質問ですけれども、北海道生物多様化保全課で策定しております、微生物によるエゾシカの減量化処理手引書によりますと、野生動物はさまざまな病原性微生物やウイルス、寄生虫など人獣共通感染症を引き起こす病原体を保有している可能性があり、減量化施設の出入りに車両の消毒ポイントを設けるなど拡散防止対策が必要とされているため、本施設におきましては減量化施設内の出入りに消石灰を散布する予定でございます。

次に、フェンスに関するご質問ですが、屋外堆肥盤等による減量化を実施する場合には、野生動物の侵入防止策としてフェンスを設けることとしており、本町の場合は屋内施設での処理を行うことから、野生動物が侵入することはございません。

また、フェンスは関係車両以外の立ち入りを禁止するために設置しており、冬場は除雪の関係上、門扉を残し、それ以外のフェンスは取り外してまいります。

次に、条例に関するご質問ですけれども、議員が述べられたとおり、減量化施設に搬入できるものについてはしっかりと明記してまいります。

次に、地元町内会との協定書に関するご質問ですけれども、引き続き地元町内会とは協議を行い、不安を解消するよう努めてまいります。

また、浄化槽の管理につきましては、浄化槽法に基づく管理を行い、監視委員会等の設置は考えてございません。

次に、菌床の最終処分についてのご質問ですけれども、現在まで国内でのCWD発生例はございませんけれども、農水省では防疫の観点から堆肥としての利用は禁止しており、一般廃棄物として適正に処理することとされております。

S-PASシステムによる微生物処理を実施しております先進地10施設のうち8施設が最終処分場での埋設処理、残り2施設が焼却処理をしている状況でございます。

本町の処理方法といたしましては、最終処分場に埋め立て処分をする予定でございます。

以上でございます。

○議 長

折坂議員、1件目について再質問ありますか。

折坂議員。

○5番（折坂美鈴君）

QUアンケートについて、私も調べましたので、QUテストの実効性につ

いての質問をちょっとさせていただきたいと思うんですけども、答弁によりますと、このQ Uアンケートによって子供が学級で置かれている立場、友人や教師との関係、学級との関係、そういうものが位置的なものがわかるというアンケートらしいんですけども、私の理解としては、心理テストのようなものであるのかなと考えていまして、今浦臼小学校、浦臼中学校のような1クラス10人から20人程度の学級運営に果たして、このQ Uアンケートというものが必要なのかなと考えました。

教員と生徒の信頼関係というものは、1対1の対話とかクラスでの話し合いなどコミュニケーションを重ねることで築き上げられるものではないかと思しますので、テストに頼る必要があるようには、私には見えないのですが、1回15分程度で年数回テストを行うということをネットで調べたんですけども、その1回15分程度の年数回行う、この時間をぜひとも教員が一人一人の子供と向き合える環境づくりに充てていただきたいと考えております。

テストに頼り過ぎずに、いじめの早期発見に努めていただきたい、このように思いますけれども、それよりも大事なはいじめの未然防止ということになるかと思っておりますけれども、それには人権教育というものが大事であって、そのことに重きを置いて取り組んでほしいと思っております。

だれもが同じ方向を向けるような教育ではなくて、生徒一人一人が違っていいんだという、互いを認め合う、そういう教育がいじめの未然防止につながるのではないかと考えています。

しかしながら、教員の長時間労働の問題、こういうこともありますので、配慮しながら生徒と向き合う時間の環境づくり、これに取り組んでいただきたいと考えています。

浦臼町ではいじめはゼロということでもありますけれども、いじめがあった場合の対処法については、ちょっとお答えがなかったかなと思います。

実際、浦臼小学校にも不登校の子供はいたと聞いておりますけれども、周りの友人や先生たちが学校に行かなくても普通に接してくれた、そういうことを何年も続けてくれたということで、学校に戻れたという話を聞きました。

浦臼町の教育環境はすばらしいものだと理解をしております。

スクールカウンセラーも活用しという話も出ていましたが、なかなか道内でも不足しているということも聞きますので、学校内で完結できるよう日ごろのそういう環境づくりに努めていっていただきたいと思っております。

あと児童虐待についても、少し通告でも触れましたので、そのことをもうちょっとお聞きしたいと思っておりますが、児童虐待防止法は教員に対し、虐待の防止のための教育、啓発に努めなければならないと定めていますが、現役の教員はそのような教育を受けてはいないと思っておりますので、講習会に参加させるなどの配慮も必要ではないかと思っておりますが、いかがでしょうか。

浦臼町の場合は、子育て世代包括支援センターがありますので、そことも連携しながら児童虐待の発生予防に努めることができるのではないかと思います。

ます。

例えば、子供の歯の状態が虐待が疑われる場合もあるそうですので、浦臼町では長寿福祉課の母子の歯科検診の実施も行っているとなっておりますので、日中を子供たちが多く過ごす教育の場での子供たちとのコミュニケーションをとること、あと子育て世代包括支援センターとの連携などを視野に入れながら、児童虐待の発生予防に努めることなどもお願いしたいと思っておりますが、いかがですか。

○議 長

答弁願います。

武田局長。

○教育委員会事務局長（武田郁子君）

全部のお答えにはならないかと思っておりますけれども、学校のアンケートに頼る必要は余りないのではないかというご質問もございましたが、教員の方々は児童生徒の思っていることを知る手段といたしましては、一番いい調査方法なのかなとは思っております。

あと学校の環境づくりとかという面につきましても、今現在教職員の方々、時間に余裕が持てる中で一生懸命頑張っておられておりまして、うちの学校につきましても重立ったいじめがないということになってございますので、今後もそういういじめが起こらないような環境づくりを教育委員会といたしましても学校にお願いをしながら、教育委員会でやれることがあれば協力しながら進めてまいりたいなとは思っております。

私の方からは以上で、終わらせてもらいます。

○議 長

いじめ発生時の対応についての質問がありますけれども、それについての。

武田局長。

○教育委員会事務局長（武田郁子君）

答弁の中でも少しは触れさせていただいているところなんですけれども、何か小さなささいなことでも子供さんたちに異常なところが見られた場合には、教職員が情報を共有しながら、小さなうちからそういう芽をなくそうということで対応しているところでございます。

実際、ささいなことは今までも何件かございましたので、そういうものについては、受けた子と、それをした子と両方から意見をとりながら、教師が情報を共有して、その解決に尽力させていただいているところでございます。

○5番（折坂美鈴君）

児童虐待については。

○議 長

児童虐待について。

浅岡教育長。

○教育長（浅岡哲男君）

そこまで考えてこなかったんですけれども、児童虐待におきましては、教

育委員会、学校、常に気を使っているところなんですけれども、町全体としましては、組織的には浦臼町子ども子育て支援連絡協議会というものが福祉部局なんですけれども、その中で家庭の状況、学校の状況、委員さん中心に情報交換しながらやっております。

それるのかもしれないですけれども、学校内の体罰につきましては常に法律が変わるたびに体罰の認識の確認をしながら日々やっております。

具体策、いじめ、不登校なんですけれども、学校としましては浦臼町はいじめに関する基本方針があります。学校におきましてはいじめ防止対策方針をつくりまして、小学校におきましては委員会があります。

今、認識が変わったんですけれども、いじめの認識が疑いのあることと変わりましたので、ハードルがぐっと厳しいとか注視する率が高くなったんですけれども、それ以前に小学校におきましてはサポート会議というものがあまして、月に1遍、担任とかいろいろなクラスがあるんですけれども、その学年ごとの情報交換をしております。

その中にQ Uのデータの解析を含めた中で情報交流をして、職員、学校、教職員全体での見守りをやっている状況であります。

それで疑いがあるということになると、いじめ防止対策委員会という学校内部の組織があります。その中で発生した場合におきましては、皆様ご承知のとおりいじめ問題対策連携協議会、教育委員会の所管の組織があります。その中で関係団体とか、校長さんを含めて組織の中で協議します。

そこでさらにもっと深める必要があるということになれば、教育委員会の諮問機関であります問題対策審議会というものがあって、そこで調査をさせるという流れになっています。

その結果を最終的には町長に報告するという流れもあります。そういった中身で現在やっております。

○議長

再々質問ありますか。

では、2点目についての再質問ありますか。

折坂議員。

○5番（折坂美鈴君）

防災に関する再質問であります。

私の質問の中に、避難訓練を行ってはという項目があったんですけれども、それについてお答えをいただいておりますが、私は町民の防災意識の向上、今ありますよと言ったんですけれども、それはなかなか続かないものではないかと思っております。

避難行動の手順を確認するための防災訓練を恒常化することで、その意識が継続するということにもなりますし、何よりコミュニケーションを深めることになると思うので、防災訓練は私は必要だと思います。

今、防災意識が高まっているうちにぜひこれを毎年恒例でやってほしいということでもあります。

冬の避難訓練をやっているところもあるように新聞では見受けましたので、ぜひそれは取り組んでいただける検討をしていただけないでしょうか。

それから、自主防災組織ということでもちょっと取り上げたんですけども、これは災害対策基本法にも規定されているそうでありますが、浦臼町の地域防災計画を見てみたんですけども、この中に自主防災組織というのは位置づけられていなかったんですけども、たしか町内会が浦臼町の場合自主防災組織になると私は理解しておりますが、この計画にきちんと位置づけることが必要ではないかと考えていますが、いかがでしょうか。

この自主防災組織の取り組みとして、一人一人が3日間しのげるだけの食料を持って、今回配付になる防災用のリュックをしょって避難場所に集まる、そういう訓練を行ってはどうかと考えたわけです。

要支援者も町内にどういう方がおられて、だれが避難を誘導するのか、そういう確認も今しておくべきではないかと考えます。

それから、町内会館を避難所として整備する、この考え方は去年議論したんですけども、今回は現在の避難所を見直す考えはないということでありまして、町内会館の問題の結論はまだ出ていないのではないかと私は思います。

維持管理費の差額の問題もそのままでありますし、改修や撤去工事にも住民の負担がまだ求められているという、この問題ですね。

まだまだ議論を続けるべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。

この町内会館が避難所となっているということで、町民の間でもちょっと討論になっておりまして、除雪の問題もあるそうなんですけども、避難所ならば毎日除雪をしていなければならないと思うんですけども、毎日除雪している会館もあれば、そうでない会館もあると聞いていますし、消防団の前も常時除雪しなければならないはずなんですけども、排雪していない箇所もあるということで、消防団員の車がとめられない、そういう声も聞きましたので、確認をお願いしたいと思います。

冬場の除雪の問題は緊急時には大変な問題になりますので、そこはきちんとしていただきたいなと思いました。

答弁にありました避難所に指定されている施設の有効面積ということでございますが、3,400人を収容できる計算ということで、これは地域防災計画を見ますと、12カ所避難所があると書いてあったんですけども、その12カ所全部を入れた有効面積なのでしょうか。

町内会館もそこには入っている計算なのかなというところをお聞きしたいです。

物資は200人分が今常時備蓄されていると書いてあったんですけども、町内3地区の中心的な避難所の防災備蓄品の事前配備などの充実について検討していきたいということで、今はそこには配備していないけれども、そういう物資もきちんと町内3地区の中心的な避難所には事前配備しようという議論になっているのかどうか、その辺のところを伺いたいと思います。

○議 長

答弁願います。

河本課長。

○総務課長（河本浩昭君）

それでは、私の方から、ただいまの質問にお答えをさせていただきます。

まず、避難訓練を行ってはいかがかということで、議員おっしゃるように、毎年実施することが望ましいだろうとは考えておりますけれども、31年度については今のところは予算計上等はしておりませんけれども、我々もできるだけ避難訓練については毎年やりたいと思っております。

ただ、いろいろマンパワーだとか予算の関係もありますので、31年度は計上しておりませんが、引き続き、数年前に各避難所、各1回ずつやっていますので、そのような形で継続して訓練についてはやっていきたいと思っております。

それから、自主防災組織ですね、確かに地域計画には登録していないという部分については、中身をもう一度ことし初動マニュアル等を整理しますので、そのときに確認させていただいて、計画の中に位置づけをさせていただきたいと思っております。

ただ、町内会につきましては、自主防災組織は規約を作成しておりまして、各町内会がその自主防災組織であるという位置づけは現在でもさせていただいているところであります。

それから、町内会館の除雪をしているところ、していないところ、ちょっとこの辺、再度確認をさせていただきたいと思っております。

町の避難所に指定されている町内会館につきましては、鶴沼第1会館、それから浦臼第1会館、それから浦臼第7会館が避難所に指定をされている町内会館となっております。

備蓄品の事前配備について検討ということを1回目の答弁で申し上げましたけれども、これは今現在備蓄品は防災倉庫とあと衛生管理上必要だと思われる毛布でありますとか、飲み水とか、そこら辺は一部活性化センターに置いているような状況です。

ただ、避難が必要な場合ですぐ中心的なところから直ちに運べないということも今後考えられますので、何が必要なのか十分検討して、鶴沼の改善センター、それから晩生内のコミュニティーセンターに配備すべきものを収納できるスペースがあるかどうかあわせて検討させていただきますけれども、今後検討したいと考えております。

それから、収容スペースにつきましては、これは各避難場所となり得るスペースをカウントしておりまして、これも先ほど申しましたように、例えば3カ所、町内会館では指定させていただいておりますけれども、例えば鶴沼第1会館であれば広間70平方メートル、和室16平方メートル、合計で86平方メートルとなっておりますし、浦臼第1会館につきましては大会議室52平方メートル、和室28平方メートルで81、それから浦臼第7会館で

は大研修室が60平方メートル、それから和室が19平方メートルで79平方メートルという状況になっております。

ただ、収容人数については、先ほど1人当たり2平方メートルということで申し上げましたけれども、長期の避難になれば、当然1人2平米では全く足りないような状況ですので、ただ全人口が1,800人ほどということを見ると、その災害の種類にもよりますけれども、ある程度のスペースは確保できるのではないかと。

ただ、重立った施設につきましては、平成25年に発電機で暖房等が動かせるような状況になるような改修をしておりますけれども、今後もうちょっと小規模な避難所についてもそれに合わせた発電機を随時用意していく必要が今後あるんだろうと考えておりますので、そこら辺につきましても検討をしていきたいと考えております。

私からは以上でございます。

○議 長

再々質問ありますか。

○5番（折坂美鈴君）

ありません。

○議 長

では、3件目についての再質問。

○5番（折坂美鈴君）

ジビエ事業に関してでありますけれども、町長は地元町内会の反対を押し切って、この事業を推進したということになると思います。その責任は重いということを私は申し上げたいです。

安全性という点での理解を得るためには、減量化施設の設置条例によって徹底した感染症対策と病気のシカは受け入れないという項を必ずやうたってほしいと私は考えております。それが町民に対する誠意ではないでしょうか。

見た目では病気に感染しているとはわからない場合もありますので、それでも70度以上でないと死滅しない菌は残る可能性があります。

ですので、最終的な菌床の処理は焼却しないと私たちは考えております。

答弁では埋め立てをすると。最終処分場に埋め立てをするという答弁が来ておりますけれども、それでは安全性は確保できないと考えます。

最終処分場に他市町村から受け入れた野生動物の死骸が含まれた菌床、これを受け入れられるかどうかという、最終処分場は浦臼町で発生したごみしか受け入れられないというちゃんと規則もありますし、地元の町内会との協定もそう結ばれております。

ですので、この他市町村から受け入れた野生動物の死骸が含まれた菌床、これが最終処分場に受け入れることができるんですか。そういうことを担当課と話ができているかどうか伺います。その解釈はどうなっているのでしょうか。明確にしていきたいと思っております。

今回の場合も、減量化施設は町の施設でありますので、地元町内会との協

定は結ぶべきだと思います。答弁でははっきり協定を結ぶという文言が書いていないんですけれども、設置の同意に関する協定書及び覚書、これは必ず地元町内会と結んでいただく、このことをここで約束していただきたいと考えています。

何点かの質問をしましたので、具体的にちょっとお聞きしたいんですけれども、食肉加工施設と減量化施設の同じ敷地内にあるのはどうなのかという質問をしたんですけれども、保健所と協議した結果、問題はないということだったんですけれども、私も保健所の方に電話をして聞きました。

減量化施設と食品加工施設は67メートル離れているということだったんですけれども、それで大丈夫ですかという質問をしたんですけれども、一般的にはというお答えでしたけれども、60メートル離れていれば大丈夫という、そういう見解があるそうで、法は遵守しているという、そういうことかなと思います。だからといって安全性が保証されたというわけではないと思います。

保健所の方にも言われたんですけれども、屠殺場の近くに肉を販売するところがあるような、そういうところもありますよと言っていたんですけれども、家畜と野生動物は全く別物だと思います。

枝幸式の減量化の施設のマニュアルにもはっきりと書いてありました。減量化施設の建設場所は人家のそばや川から離れたところにつくれと書いてある。

今回この場所は川のそばであるし、人家どころか食肉を扱う工場があるんですよ。私にはちょっと理解ができません。

予算審査委員会でもお聞きしましたけれども、減量化施設のそばに加工施設があるところはあるのかと、ほかに例があるのかとお聞きしましたけれども、ほかに例はないというお答えでした。浦臼町は実験場なのでしょうか。

研究とかそういうことであれば、なおのこと念には念を入れた感染症対策が必要ではないですか。

野生動物の感染症についての考え方が実に甘いと私は答弁を聞いていて思いました。

今は豚コレラがはやっていますけれども、感染がおさまらない状態でありますよね。野生のイノシシからも発生しているわけであります。

答弁にもCWDが出ていましたけれど、シカのプリオン病というものなんですけれども、これは北アメリカで発生したんですが、ここでは養鹿場からでなくて、野生でも発生したんですよ。4,000頭、8,000頭、すごい数のシカを、もう発生してしまったら焼却処分しか感染をとめることができないので、焼却処分されているんですよ。

日本では、感染国からのシカ肉の輸入は禁止されていますけれども、国内で発生しないという保証はないと思います。ここは本当に慎重に対応していかないと、事故が起こった後では遅いというか、そのぐらいの覚悟でやっていかなければならないと考えています。

排水溝が必要ないとずっと言われていて、減量化施設は汚水が発生しないと課長はおっしゃるんですけれども、汚水が発生しないわけがないだろうと私は思うのでありまして、施設に従事する職員がいるわけで、その人は作業服から帽子から何から長靴から全部専用のものにしなければいけないし、それを家に持ち帰るわけにはいかないから、そこで洗浄もしなければいけないだろうし、手も洗わなければいけないですよ。

水は絶対必要でありまして、車両も消毒しなければいけないと書いてありました。

消石灰をその出入り口にまくということでありましたが、そこもお聞きしたいですけれど、冬はどうなるんでしょうかね。石灰まけないですよ、雪ですから。そういう消毒施設はどうなのか。

洗浄は必ず行うということなので、必ず水道は必要だし、衛生管理上、排水溝も必要だと思います。汚水はそのまま、手を洗った水にしても菌が含まれているかもしれないので、そのまま垂れ流しにすることだけは絶対にやめてください。排水溝は絶対につくっていただきたいと思います。

その衛生管理、感染症対策について、今のような状態でコンソーシアムの一員である北海道の認識、これはOKということが出ているんでしょうか。そこを確かめたいと思います。

道の減量化処理の手引書にちゃんと書いてあるんですよ。手洗いできる洗浄設備をつくるように、車両、使用器具の洗浄設備と場所を設けることとなっております。

それにエゾシカを一時的に保管する場所というのは必要ではないですか。全部屋内でやるから、野生動物が入ってくるためのフェンスではないというお答えだったんですけれども、エゾシカを一時的に保管する場所も屋内でやるから大丈夫ということでしょうか。

冬はフェンスも全部取り外すということなので、D型ハウスは閉めるのでしようけれど、その周りにはもう野生動物入ってき放題という状態になるんですよ、冬は。本当にそれで大丈夫なのかなという、そういう思いが強いんです。その辺の考えを伺いたいと思います。

まず、そこまでを再質問でお願いいたします。

○議 長

答弁願います。

石原課長。

○産業振興課長（石原正伸君）

折坂議員のご質問にお答えします。

たくさんご質問されましたので、抜けているところがあれば言っていただければと思います。

まず、CWDというこの感染症のことでございますけれども、議員おっしゃるとおり北米で1967年ですか、相当前に発生したのが初めてということで、その後、韓国、カナダ、ポーランド等、何国かにこういったシカ特有

のプリオン病といいますか、狂牛病に近いシカ特有の病気が発見されてございます。

今現在それに対する世界的な対処方法というのは原因も含めて解明されていないという状況でございますけれども、人体にそれが感染して何か悪さをするという結果はさまざまな研究の結果、まだ得られていないということで、ただ人体に及ぼす影響がないとも確実に言い切れない状態でございますので、日本としては農水省でそういった感染国から入ってくるシカの輸入は完全に禁止していますし、シカ関連の堆肥も含めてすべてストップしているということで、外から入ってこないような措置をしております。

最初、北米で発生したのも、どうやってほかの国に感染していったかという経過を見ますと、すべて輸入による感染が拡大しているということでございますので、目の前にあった菌が飛んでどこかに行ってしまうという状況ではございません。

そういった意味でも、日本国としては今まだそういった事例はございませんけれども、そういった防止策をとっておりますので、今回の施設の中でそういったものが起きるかどうかという部分については、これから10年後、20年後、さらに将来的には絶対ないのかと言われると、それはまだ今の段階では未定のところもございますけれども、これもあくまでも町としての対応というよりも、国としての防疫という観点で、もしこういったものが生じた場合には、国が中心となって対策を講じていくということとなろうかと思っておりますので、そういう部分については本町に関しても十分に注意しながら管理をしていきたいなと思っております。

国の方のマニュアルですね、このCWDが発生したときにどういった処理をするかというマニュアルが農水省ですとか、そういったところからも出てございます。それについては原因がまだはっきりしていないということもございまして、そういった保有しているおそれのある死亡した個体の検査を必ずしなさいという周知ですとか、万が一そういったプリオン病らしき危ういものが発生したときには早急にそういった関係機関に連絡情報を伝達しながら検査をするということのマニュアルが出されていますので、そういったものに沿った形の管理なのかなと思っております。

あと消毒に関するご質問ですけれども、いろいろなところに聞いてみました。当然冬の状態でどのようにやっているのかというところをお聞きしまして、多くのところは枝幸町などは大分前から先進的にやっておりますけれども、枝幸町は冬場も石灰でまいていますという回答でした。

本町の場合は雪が相当降りますので、門扉のところにまいても効果がないと思いますので、施設の出入り口ですね、D型ハウスの出入り口にまくことによって、搬入車両はそこで病原菌を防止、ストップできますし、中に作業する重機についてもそこでストップがかけられますので、施設から外に出ないように、また外から入ってこないようにということで検討しております。

あとシカの一時保管所というお話がございましたけれども、基本的には連

絡が来ればすべて施設の中で受け荷をするということで考えてございますので、外に放置するですとか、そういうことは考えてございませんので、野生動物によるそういった食害といいますか、そういうことは起きないと思っております。

あと汚水の関係ですね、これもいろんな施設、見学等も議員さんもされていると思うのですが、基本的にはこの発酵の過程で菌床の方で60度から70度の発酵熱が発生しますので、どちらかという水散布して必要な湿度を確保するということになりますので、そこからの汚水は出ないということです。

ただ、従事する方々が手を洗ったり、そういったことは起きると思います。

この施設で持っている給水設備としては、床下に散水栓の設備を持ってございますので、その散水口からホースリールですとか、そういったもので必要なところに散水をする、また手を洗う必要があれば施設の中で手を洗う程度のことしか考えてございません。

よその施設でもこの減量化については浄化槽を設置して管理しているというところはございませんので、あくまでも施設から出る汚水はほぼゼロに近いという認識で考えてございます。

協定書につきましては、地域、町内会の方といろいろとこれからも協議していきましますし、必要があればそういった部分をしっかりと約束を交わしながら、管理していきたいと思っております。

以上でございます。

○議 長

再々質問ありますか。

○5番（折坂美鈴君）

あくまでも排水溝をつくると言ってくださらないんですけれど、散水栓があるのでそこで手を洗うということですかね。

車両を洗浄しなければいけないという項目もあったんですよ。汚水が出ないということは私はあり得ないと思って、血液とか浸出水とかもあると思うんですけれども、それらを垂れ流しにすることは私には許せないですよ。

やはり、洗浄施設をきちんとつくってもらって、ほかがないからいいのではなくて、浦臼町の場合はきちんとそういう施設、洗浄する施設、それから排水溝をつくり、その水はきちんと合併処理層につながって川に行くと、そこまで私はしていただきたいと考えています。

町内会との協定書の中身なんですけれども、私が質問の中で言っているように、確実にそれをやっていただきたいので、もう一度言います。

この減量化施設は食品加工施設から出た残滓を処理する施設であるということ明記してください。そのように議会でも答弁なさっているし、何回聞いても食品加工施設から出た残滓を処理する施設なんですと。ごみ処理場ではありませんと何回もおっしゃった。それはちゃんと言葉にして残してください。協定書の中にそれは必ず入れてください。

でも、浦臼町の猟友会から要望があったので、野生動物の死骸も入れるんですよ、減量化施設に。だからそれも限定してください。これとこれしか入れないよ。

それから、最後に一番重要なのは病気のシカです。これは絶対に入れないでください。

ほかの条例を見ましても、病気のシカを入れないとちゃんと書いているところもありました。この枝幸町のマニュアルによりますと、ほかの死骸に比して異常にやせている場合、明らかに疾病が認められる場合は受け入れを行わないと、ここでもきちんと書いてあります。一般廃棄物として適正に処理する。

また、異常が認められる個体については、先ほど課長もおっしゃっていますけれども、必要に応じて関係機関に情報提供すると、そういうこともきちんと明記をしていただく、この3点はきちんと協定書の中で明記していただくということを今ここで町長に約束をお願いしたいと思います。

一般廃棄物最終処分場の設置及び管理条例第9条において、町長は最終処分場の搬入を禁止することができるという項目はあるんですけども、その内容として本町の区域外において発生した廃棄物が搬入されようとしたとき、これは禁止することができるよと規則でも書いてあるんですが、ただし町長が特別の理由があると認めたときはこの限りではないと、規則にはそういうただし書きもあったんですが、協定書と覚書の中できちんと受け入れないということが明記されていたので、今の浦臼町の状態、浦臼町のごみしか最終処分場には入ってきていないという状態が協定書と覚書によって今の状態が保たれているので、絶対にこの部分で浦臼町の減量化施設にはどういふものを入れるのかということを町内会と話し合いながら、納得のいくことを明記していただきたい。

そのことをここで約束をしていただきたいと思いますんですけども、町長、いかがですか。

○議 長

齊藤町長。

○町長（齊藤純雄君）

今回、地域の方に本当に苦渋の決断をしていただいたということでは感謝をしております。

今後、いろんなものが出てくると思うんですけども、町としては情報をすべて公開をし、そして同じ情報を共有しながら、いろんな問題に向かっていきたいと思います。

今議員おっしゃっていたその部分についても、今後皆様とも協議しながら、しっかり明記をしていくと考えております。

以上です。

○5番（折坂美鈴君）

排水溝のお答えも町長に伺ってもよろしいでしょうか。

○議 長

石原課長。

○産業振興課長（石原正伸君）

排水処理施設ですね、当然洗わなければならないものは建物の中で洗いますし、洗浄も行ってまいります。

ただ、よそは建物の中で洗浄したものを特に浄化槽をつけて処理をするような汚水の量が出ていないということで、施設の中ですべてやっているということですね。

○5番（折坂美鈴君）

汚水は発生するんですね。

○産業振興課長（石原正伸君）

手を洗えば当然出ます。施設の中で処理をいたします。

以上です。

○議 長

ここで、昼食のため暫時休憩といたします。

会議の再開は午後1時30分といたします。

休憩 午前11時58分

再開 午後 1時30分

○議 長

休憩を閉じ、会議を再開いたします。

一般質問、発言順位4番、小松正年議員。

小松議員。

○8番（小松正年君）

平成31年第1回定例会におきまして、議長のお許しを得ましたので、町長に1点、それと町長の選挙公約の実行率と自己評価について質問させていただきたいと思っております。

斉藤町長2期目の最終年に当たり、町長が有権者に約束された選挙公約がどのくらい実行されたのか、また自己評価としてどのように思うか。

また、残り1年でどのように取り組むかをお伺いするところでございます。

別紙資料に沿って答弁をお願いいたしたいと思っております。

○議 長

斉藤町長。

○町長（斉藤純雄君）

小松議員のご質問にお答えをいたします。

平成28年に2期目の町政を担わせていただいてから、早くも最後の1年を迎えました。

現在、全国の市町村が急激な人口減少に悩まされている状況は浦臼町も、そしてこの中空知市町村同様に解決の難しい問題と痛感している次第であり

ます。

地方創生については、言葉よりも内容であり、国も東京一極集中が解決されないどころかますます集中傾向が強まる中、地方はなおさら難しい状況にあります。

立候補時の公約達成などについてのご質問ですが、平成28年4月に2期目に挑戦するに当たり、ふるさと再生を中心とした住みやすいまちづくりを目標として、大きく5点の公約とそれ以外の喫緊の課題解決なども推進してきたところであります。

5点の公約について具体的に申し上げますと、1点目の子育てが安心できる元気な町では、認定こども園が平成30年4月に開園と同時に給食費の無料化もあわせて実施しております。

また、小学校、中学校の給食費無料化も平成28年度8月から実施、ことしで4年目となります。

2点目の高齢者が元気な町では、各種検診受診料の助成として、平成28年度にはがん検診の自己負担全額助成により、受信者が増加をしております。

さらには、後期高齢者及び特定健診自己負担全額助成、インフルエンザ予防接種助成対象者拡大、高齢者世帯除雪費用助成、平成29年度からは認知症初期集中支援チームを単独設置するなど幅広く実施してきました。

また、タクシーチケットでは、平成28年7月から、それまでの6,000円から1万2,000円に倍増、平成29年4月からは高齢者の交通事故防止策として免許返納事業を実施、あわせてタクシーチケット3万円を3年間支給することとしたところであります。

3点目の農業商業観光業との連携による元気な町では、平成30年度に若手チャレンジ応援事業を実施、スマート農業に対応するGPS設置などに補助しております。

鶴沼の観光拠点については、現在グランドデザインとして検討中ではありますが、総合戦略の中心と位置づけていたワインプロジェクトは余り進んでおりません。

その他、商業分野ではプレミアムつき商品券の継続支援、平成28年度には中小企業振興条例、平成30年度には企業立地促進条例を制定、商工業の活性化を図ったところであります。

4点目、未来を担う子供たちが元気な町では、高等学校通学助成を平成24年から継続実施、平成28年8月からは町単独の加配教職員の配置、そして平成30年度からは各種検定料助成事業をあわせ、外国人のALTを採用、また平成31年度からはICT環境整備事業を実施してまいります。

5点目の安全・安心で元気な町では、平成28年度に定住促進として住宅取得支援事業、平成29年度には民間アパート整備による助成事業も実施、そのほか防災倉庫の建設、さらには今年度は災害時の各家庭への非常用のバッグ配置なども実施してまいります。

しかしながら、パークゴルフ場推進事業については進んでいない状況です。

また、コンビニやJ Aストア誘致については、平成30年4月に農協さんのご尽力によりピコルAマートうらうす店が開業し、今年6月1日はローソンがオープンすることとなっています。

このように、5点の公約についてはある程度実現できたと、私自身の正直な感想でございますが、先ほど申し上げましたとおり、その成果がまだまだあらわれてきていない事業も多くあり、自己評価については四、五十点という感じに思っている次第であります。

2期目も残り1年となり、住民サービスの向上はもとより、特に総合戦略のジビエ倍增事業の10月稼働についてはしっかりと推進し、また浦臼町の産業観光を担っているワインプロジェクトの実現に向けて、これまで以上に努力してまいりますので、議会議員の皆様の一層のご理解、ご協力をお願いいたします。

以上でございます。

○議 長

小松議員、再質問ありますか。

小松議員。

○8番（小松正年君）

それでは、ただいま町長の方から順序よく説明いただきました。

今回、私はこの質問に対しましては、我々議員、ことし改選期に当たりまして、この一般質問がきょうが最後になるかもしれないということで一般質問をさせていただいているわけなんですけれども、町長が今一つ一つ説明の中にかなり実行されたもの、経過にあるものも含めて、自己評価で町長、随分謙虚な数字を上げたかな、四、五十点と自己判断をされているようだけれども、私は70点、80点というところまで上げてもいいのではないのかなと思っております。

ここに書かれない部分でもかなりの事業、それから公約に関する部分ではいろいろと町長の公約どおりの内容についても行っていることですし、この後にもいろいろとあるかもしれないですけど、財政についてもかなり考えた財政の配分、そこら辺も考えた中でおのこの公約について実行されてきていると、私は個人的にはそう考えています。

それで、再質問になるわけなんですけど、ここでちょっと町長の方でも書いてはあるんですけども、グランドデザインは今検討中ということで書いてありまして、またワインについては余り進んでいないですという正直な返事でもございましたけれども、この今検討委員会でグランドデザイン、いろいろと検討している最中でございます。

今年度末にはある程度方針的なものが提案されると思うんですけども、この部分についてはかなりの予算を要する大きな事業になろうかと思うのですが、町長の考えがどうなのかという部分も我々、実行委員会の中でも協議するんですけど、随分心配しているところなんです。

予算がかなり大きくなると、本当に方針の中でこれを出していいのかとか

思う部分もありまして、町長の考えがどこら辺まで至っているのかな、そういうところをちょっとお聞かせ願いたいと思っていますところでございます。

また、一つ、ワインのプロジェクト、これが余り進んでいないということで、これ一たんワインプロジェクトの検討委員会の方も終結したのですが、グランドデザインの検討委員会の中での話にもなかなか上がってこない内容になっていまして、私はこのワインについては本当に浦臼町は頑張っ
て推進する一つの大きな産業の中でもあるし、進めるべきだと私は思うので
すけれども、そこら辺の町長の考えを少しいただければと思います。

以上、2点、ちょっと質問させていただきます。

○議 長

齊藤町長。

○町長（齊藤純雄君）

全体の公約の中では、私も数えてみましたら、件数では7割ぐらいはでき
ているということでありましてけれども、やっぱり一つ一つの事業の重みもあ
りますし、またただやったというだけのもので、その後に続かないものもあ
りますので、私としては50点ぐらいかかと、そんな評価をしたところであ
ります。

グランドデザインについては、今検討委員会の方でいろいろと議論をして
いただいております。

ただ、やっぱり多機能な施設を議論の中では出ているようで、今の休養村
のところに道の駅の機能もあるよ、それから今の休養村のレストランとかも
あるよと。さらには加工施設までもある、さらには温泉ということで、普通
に考えたら本当、三つ以上の事業を一つの中に集約しているということであ
りまして、それによって機能がちょっと足りない部分といいますか、ちょっ
と押し出されるような部分もあるので、私としてもちょっと図面を見たとき
には、まだこれをゴーという感じにはならないかなと。

今の段階ではかなりの金額が出るだろうと。今の情勢から見て、それがま
だ1.5倍ぐらいの話になると、うちの町で本当にそれができるのかという
のは、これから慎重に中身も含めてちょっと検討していかなくてはいけない
と思っております。

ワインプロジェクトについては、やはり中心になる北海道ワインの考え、
それに対して町がどれぐらいの支援、応援ができるかということで話をして
きました。

今のところ、北海道ワインさんが少し停滞をしていると。いろんなところ
で小さなワイナリー、それから小さな蒸留所というのがたくさん出ています。

浦臼町はもっともっと40年もたつ、そういう経過がある中で醸造所がな
いということで、ラベル法の改正から鶴沼というワインのラベルを使うこと
ができなくて、今鶴沼収穫という名前を入れないと張れないということもあ
りますので、ぜひともここはうちの町の基本的な観光、産業の分野だと思っ
ていますので、何とかこれから社長ともいろんな話をしながら、形になるよ

うに協議をしていきたいなと思っています。

以上です。

○議長

再々質問ありますか。

小松議員。

○8番（小松正年君）

それでは、任期あと1年残されています。あと1年の中でいろいろな政策、また残された課題もあるんですけど、それに向かって頑張っていたかと思えます。エールを送って質問にかえさせていただきます。

○議長

答弁よろしいですね。

○8番（小松正年君）

はい。

○議長

発言順位5番、牧島良和議員。

牧島議員。

○7番（牧島良和君）

31年第1回定例会に当たり、質問を町長に2点させていただきます。

今期定例会は、私ども議員にとっても最後の会議ということで、午前中は多くの傍聴者もいらしたし、そういう中でこの身に立てるといのは議員それぞれにとっても大きな場所であり、大きな重みとして感じながら、質問をいたしたいと思えます。

まず、第1点目であります。昨年1年間を振り返りますと、30年ですね、私の質問もジビエが非常に大きかったなと思えますし、そういう中で今の質問をさせていただきます。

「ジビエdeそらち」「微生物による高度減量化」システムの周辺を問うとして題しております。

要旨については、私どもこの間、枝幸町の視察、それから富良野市の視察、それから個人的にはネット上での検索であったり、それから町、理事者、職員の皆さん方からの報告や、それから資料をいただきながら、この問題について議論をしてきています。

エゾシカなどの有害鳥獣については、枝幸式発酵減量化マニュアル、こういうものが発行されています。

それから、今ほど言いましたLLP富良野エゾシカ有限責任事業組合、こうしたところでの勉強、そして微生物によるエゾシカ減量化処理手引書、これは北海道が出しているわけでありましてけれども、それらを見ながら、今回質問を起こしてみました。

7点ありますが、まず今ほど申した減量化処理手引書、道が出しているこの手引書以上のもの、その後、技術的、あるいは制度的に道はどう示されているのか、本日会期中までにもしあれば早々に示されたいとして、一つ目で

す。

二つ目、国、道のモデルとは、性格上、分解菌の受けるべき認証があると考えますが、それはどのような認証なのか。

三つ目、枝幸町での試験、これは私、ちょっと書き間違えたんですが、あそこではまだたしかエスパス菌は使っていないので、通常の菌によるシステムであります。これは私たち議員も農林の関係で直接視察にも行きました。

それで、そのペーパーを読み返すときに、このエスパスというのはちょっと削除してください。

ペーパーによりますと、そこでは口蹄疫や狂牛病の観点が大変示されております。なのに今回の一般廃棄物処分場での最終処分になるのか、この点をお尋ねをいたします。

次に、町が持つ減量化施設での個体の受け入れに対する費用はどのくらいと考えているのか。

次に、予想される指定管理期間は、私は今までの説明から理解するところ、また制度とすべきところはその期間は2年とすべきだと考えておりますが、今の時点で積算できる管理料について、施設分、あるいは利用料でおよそどのくらいになるのかをお示しいただきたい。

次に、移動処理車は2台が必要とされていますが、その根拠についてご説明をいただきたい。

最後に、これら減量化施設にあつての車庫、それから重機を必要とするために車庫、これについては重機も含めてどのように手当てをされるのかお伺いをしたいと思います。

次に、二つ目であります。乗り合いタクシーについてであります。

私どももこの間、町内の説明会があったり、それから委員会での話の説明のある中で、一般紙、2月の段階で私ども説明受けながら、記事にしていたところがありまして、駅前開発とあわせてこの乗り合いタクシーについても町民の意見を集約すべく方向で考えますよということが言われてもいたし、記事としてもあります。

私も読んでいたんですけども、その記事、飛んでいて、改めて制度の中にそれをどう求めるのかという聞き方をしています。

それで、今の時点で多分お答えもいただけるのだらうと思っておりますので、その周辺についても議論をしたいということで述べさせていただきます。質問いたします。

次年度でJR線廃止となります。そうした中、駅前整備にはどのような手順を考えられているのか、前段、野崎議員からも質問ありましたが、私はその移動手段については、これまで同様と考えながら、要望としてあると考えております。

町民が利用実態を進めつつ、ニーズに合わせた運行が求められていると思っております。

私は、今町内で運行されている乗り合いタクシーを月形線、美唄線、奈井

江線、そして時間を持って1台でも運行できるのではないのかと考えるところであります。

利便性を高めることで町はその運行に当たらなければならないと考えておりますが、そのことについて改めて報道もありましたし、私も事前に聞いておりますけれども、その考え方についてお尋ねをするものであります。

○議 長

1点目について答弁願います。

石原課長。

○産業振興課長（石原正伸君）

牧島議員のご質問にお答えいたします。

エゾシカの微生物処理マニュアルに関するご質問ですけれども、議員お示しのとおり北海道が作成しました微生物によるエゾシカの減量化処理手引書とエゾシカなど有害鳥獣の枝幸式発酵減量化マニュアル等を参考にしており、これ以上のマニュアルはないという状況でございます。

次に、分解菌の認証に関するご質問ですけれども、エスパス菌につきましては糸状菌類、放線菌類、細菌等がバランスよく含まれ、高次的に働くよう設計された強い分解力を持つ微生物の集合体でございます。

公的な認証をとっているものではございませんが、多くの実績を持つ分解菌でございます。

菌床の最終処分に関するご質問ですけれども、さきの折坂議員のご質問で回答いたしましたとおりでございます。

次に、減量化施設での処理料に関するご質問ですが、浦臼町で捕獲され地元猟友会が持ち込むシカについては処理料を免除する予定でございます。

また、食肉加工施設から出る廃棄物については有料とし、単価については現在株式会社アイマトンと協議中でございます。

次に、指定管理の期間及び利用料に関するご質問ですけれども、指定管理の期間につきましては、これまでの例により最長の10年と考えております。

また、使用料につきましては、平成30年5月2日に取り交わしをいたしました覚書に基づきまして、契約前の設計金額で試算しますと、企業の負担額は約3,800万円となっており、耐用年数22年で積算いたしますと、年間約170万円の使用料となる計算となります。

次に、移動処理車の台数に関するご質問ですけれども、各種認証を取得し、安全・安心なシカ肉を提供するためには2時間以内の内臓摘出処理の条件が必須となり、計画頭数を確保するためには、移動処理車は2台で運用する必要があると考えてございます。

次に、車庫と重機の手当てに関するご質問ですけれども、株式会社アイマトンとの協議の中で、移動処理車の車庫は設けず、攪拌する重機については最終処分場で管理しておりますホイールローダーを活用する方向で検討してございます。

以上でございます。

○議 長

2点目について、答弁お願いをいたします。

河本課長。

○総務課長（河本浩昭君）

2点目のご質問にお答えをいたします。

まず、駅前整備の手順につきましては、野崎議員のご質問にもお答えいたしました。検討委員にご意見を伺い、整備内容を検討していきたいと考えております。

次に、議員ご提案の乗り合いタクシーについてでありますけれども、現在、浦臼・月形間の代替交通につきましては、バスだけではなく14人乗りのワゴン車も視野に入れて、月形町及び運行事業者と協議をしているところであります。

また、奈井江線につきましては現在マイクロバスを使用しておりますが、一番利用者数の多い便にありましても乗車人数が10人未満となっており、ワゴン車等での対応が可能な状況となっており、今後奈井江町運行事業者と車両や運行形態について協議をしていきたいと考えております。

利便性や経済性はもちろん、町の活性化、町民の移手段の確保のため民間交通事業者及び雇用の場の確保という視点でも協議し、廃線後に支障のないよう検討してまいります。

以上でございます。

○議 長

牧島議員、1件目について再質問ありますか。

牧島議員。

○7番（牧島良和君）

ただいま答弁をいただいたところであります。

そもそも今回は全国レベルでのモデル事業ということでもあります。

それで、私自身考えるのは、モデルなのかテストなのか実施なのか、それで少なくとも私が質問に一番初めに起こしました国のモデル事業であって、この手引書以上のものがあるのかということなんです。私も検索少しやりましたけれど、ないですね。

それで、ただいまご答弁いただいたように、微生物によるエゾシカの減量処理施設というのは平成26年5月に北海道環境生活部環境局エゾシカ対策課というところがつくっているんですね。

それで、それは今環境生活部環境局生物多様性保全課と、今名前変わっているようなんです。

あくまでも手引書なんですね。そして私ども農林建設常任委員会が枝幸町に行ったときのペーパー、先ほど若干の訂正をいたしましたけれども、いわゆるそのときにはエスパス菌を使わないで処理する方法で、少なくともこれからこういうことが考えられるから、形を変えるための一つの方策として提案をするというものなんですね。

それと、これも検索上なんだけれども、興部町がやっていて、その報告文書も出ています。これについてはエスパス菌を使って、今後有望な手段となり得る提言書なんですよ。

それで、私が問題にしたい第1番目は国がこぞって創生資金でこの事業をやりましょうという気になりました。

しかし、私が指摘したいのは、この周辺の法整備が整っていないということだと思うんですよ。

早くに課長が言われた、ぜひこれを実現したい、私も実現したい、実現するための課題や問題点をどう整理するかというのが、今浦臼町、東北以北、北海道でこのことをやろうとすることのいわゆる整理の文言だと私、思っているんですよ。

それで、今あくまでも出ているのは手引書、これで大学の先生含めて4人の方が携わっています。これ以上のものはありません。

しかし、こうせいという法的な根拠を持つものではないんですね。

それから、前段申したように、あくまでも提言書、そういう位置なんですよ。

それを国のやろうとするエゾシカ対策に対する進めようの中で、そのまま使っているわけ。そのまま移行してこれでやりましょうとなっている。

だけれど、この微生物エゾシカ減量化手引書の中で言われているように、問題点をたくさん指摘しています。後でまた議論するけれども、いっぱい指摘している。

だけれど、それは国の法整備としてなっていないんですよ。指摘されていないんですよ。

減量化施設の路盤があります。コンクリートにきなさいと。だけれど浸透水や水が落ちるから、それを対策しなさいとまでは言っているけれども、それでは表面に防水装置を加工しなさいとか、溝をつくりなさいとか、そう言わないで、かけた水は熱で発酵するからその処分はしなくてもいいですよという形の範囲でしかないですね。そうせいとはなっていないんですよ。

だけれど、現実には、前段、折坂議員もその周辺でお話していたけれども、水は使っているし、出るんですよ。

そういうものに対する法整備を、今この事業をやると同時に国に対して、もっとしっかりとしたものにしなさいと、昨年から、あるいはそれ以前から従前のごみ処理問題で苦しんでこられた第1町内、第2町内、第3町内、ここから出ているいろんな意見に対して真摯にこたえる形になっていかないんですよ。

これはやっぱり国のやろうとしているジビエのモデル事業として言葉を濁しながらやろうとしていることに、僕はほかならない。

そして、地元の問題は理事者、町長との、あるいは職員の皆さんと地元との対立は時間の差はあっても払拭し切れないうところだと思うんです。

4月から幸いにも道職員が派遣されるということだから、今回の議論を通して、私も一生懸命その法整備の部分で、道がしっかり考える、それからエゾシカ対策を多様性保全課のところで起案をしていただいて、そしてやっていただくということが大事だろうと思うんですね。

それで、今回、ですから、私、ここの質問で求めたいのは、全体として道の指標、基準、それから法的整備、これをもっとしっかり角度からやらないと、それを見切りにして今回のこの事業をやっていけば、また後で議論するいろんな問題を引き起こす要因になってしまうし、その責任の所在が明確にならない。

私、なぜこういうことを言うかということ、去年の秋、懇談会がありました。浦臼町3地区でやりました。それで町からこのことについての説明もありました。

それで、地元の意見も私も直接耳にすることができました。

もう2回、3回、こんな苦しい思いさせないでくれと、もっとそのためにどうすればいいのかということいろいろ考える。

それから、中央での懇談会ではこういう意見がありました。とあるビルの解体をしようとしたら、石綿を使っていて、それを除去するのに数百万円かかる。

やっぱり当時はいい技術であっても、非とする事実が20年たって見つかってしまった。

30代の青年がこれから農業をやっていくときに、より安全でよりしっかりとしたものをつくってくれと。エゾシカ対策で困っていると、アライグマでも困っていると。

だから、後々危惧する課題について、今の時点で可能な限りしっかりと組み立ててほしいというのがあのときの意見だったと思うんですね。

町長もいらした、担当の方もいらした、そこにどうこたえていくのかということだと思うんですよ。

ですから、今この手引書以上のものがないとすれば、やっぱり国がやる事業がゆえにその法的整備は当然求められていかなければならない。

後段述べた質問を起こしているところにも、今お答えをいただきましたけれども、モデルと言いながら、今回のエスパス菌、認証を受けているものではないと。

一部にはJAS認証も受けた部分もあるんですね。だから商品としてはOK、国の機関も認めているんだけど、減量化施設に使うときに、それがトータルとしていいのかどうかというのは別だと思うんですね。

そこも僕は整理されなければならない。私たちが使う農薬もジャガイモにはいいけれど稲にはだめだとか、同じ品種でもね。

だから、エスパス菌もそういうやっぱり使われ方がされなければならないし、そういう国の認証を受けたものを使って、初めて町民、住民は、ああ、そうかと安心できるのだと思うのですよ。そこが今全然ないんです。垣根な

いんです。

それで、与えられた時間でやらなければならないから大変なんですけれど、ここは2回目で1回目で答えてほしいと思っているのは、多分国に対して申請を起こしている書類の中で、基本的には国は焼却としているんですね、この最終段階のね。

それで、申請書の括弧書きの中に減容化もいいとしているんですよ。その減容化はいいですよとしている。

うちが今やろうとするのは減量化なんです。この文言の違いをどう整理するのか。いやいや、読み方だけの違いで同じなんだという答えなのか、減容化と減量化にその縛りの基準があるのか、同等に見るのかどうか。

これは未定稿としてネットでも出ていたんですけど、30年の1月に出版している文書なんです。

それで、19生産第9, 424号ということで、20年3月31日に出ているものを今未定稿として30年1月に出版しているものなんです。

農林水産省生産局長通知ということで出版しているんですが、ここでは今言った事業の内容で焼却施設（減容化のための施設を含む）としている。減量化との違いはどうか。

そういうところをまずお答えをいただきます。

それで、エスパス菌の関係なんだけれども、エスパス菌そもそもが枝幸町の段階では使われていないけれども、口蹄疫や狂牛病の問題は指摘している。

それから、この減量化の道の26年5月に出版したこの文書にもそれらが載せられている。

それで、この部分ではそうした減容化の施設にあっては近隣住民の生活環境に影響を及ぼさないこととか、汚水を施設外に流さないようにするとか、それから消毒のポイントを前段言われていたけれども、ほか野生動物の捕食行動への影響ということで、その項には人獣共通感染症を引き起こす病原体の一例としてCWDを書いてあると。ほかにも書いてある。

それで、だからまだCWDの問題ではリスクは不明で、まだ手当てはし切れていない。

ほかの病原菌に対する問題点についてもまだ整理されていない。

それで、そういう意味では外国で発生する、国内ではないよと、実態はないとしながらも、国自体もそこはまだこの手引書の中でもクエスチョンなんです。対策については。

だから、今回その施設の運用に当たっての焼却をやっぱり基本とすると。

そして、深川市も今つくりました。4月から運用を開始すると。今の時点ではどうかわかりませんが、もう半月ぐらいの前では焼却にするか、埋め立てにするかはまだ決めていないと、こういうところにもあるわけです。

それで、お話があったように、2施設の焼却でありますけれども、これはエスパス菌をつくっている会社自体が焼却していることと、ほか1社が焼却をしていると。あとほかは焼却していないということなんです。

私はそういう意味から一つは制度の仕組み、それから国として責任が持てる条項の整理、そうしたものが絶対必要と考えているところです。

それから、このエスパス菌ですけれども、そういう菌があって、それでいろいろ読んでいくと、ぬかや何かも混入して、微生物のえさとするわけですけれども、EM資材とする資材が本町でも、多分エスパス菌の中であわせて使われるのはHDM2と3という薬で、それぞれ3リッターずつ、何ぼに対してというのはあれですけれど、3リッター使うことになっています。これは現段階でも研究用に出されている資材であります。

それから、エスパス菌とする菌は先ほど説明あったいろいろなものを入れるんだけれども、それもまた読み解いていくと、現代の生ごみは昔と違い、農薬、保存料、香料、調味料など化学合成された物質が多く含まれていると。これらの影響を考慮しなければ、分解は思うように進みませんと。私はシカがそうかどうかはちょっとわからないんだけれども、進まないと。

だから、エスパス菌にはその点を考慮して、強い菌、主にシュナードモナスが配合されていますと、こう書いてあるんですね。

それで、このエスパス菌自体は空中にある菌をみんな取り込んで腐らせる仕組みをより加速度的に増殖したものを投入していくんだと思うんだけれども、それにも増して腐らせるためにシュナードモナス菌を配合するよということなんですね。

でんぷんか何かの培養地にこの雑菌の菌床をつくって、そして高濃度に分解させるためにやると。

自然界では枝幸町でやったように2週間とか3週間かかる、1カ月かかるものを3日で骨まで腐らせてしまうというわけだから、相当強いものですよということなんです。

それで、その分でもエゾシカ対策課は先ほど言ったように従業員の健康被害も含めてマスクだとか眼鏡だとか手洗い、それから車の洗浄、それから重機の洗浄、それらは当然のこととしてやらなければいけませんよと言っているわけですよ。

だけれど、あくまでも手引書だから、そうせいとはならないのさ。

だけれど、地域住民の人はそういう課題があるからより正確なところで手引書以上の国の仕組みとしてつくる側の、補助を交付する側の責任として、後々の責任もしっかり持たせることが必要なんです。

私はそういう意味で、より以上の形をつくらないと地元の方はこれで理解しないですよ。

ですから、今の時点では焼却が大前提ですよ。減量化ではだめなんだ。減容化、減量化と含めてお聞きしていますけれども、それは焼却でしかないんですよ。

同じように、どの部位であれ、一般処分場に入れば、町の廃棄物に入れば若木橋の下におのずと垂れ流しになるんですよ。廃液が。

だから、やっぱりまだリスクがあることを認めているの、今の段階では。

だったら、それはないようにすべき最終的な形を整える。

道は減量化なのか減容化なのかはわからないけれども、それをつくればよしとしているけれども、それではそのリスクを回避することはできない。

今の時点で2点について、国の制度、仕組みについての上申といいますか、制度の確立と、それから現時点では焼却するという、その点での考え方をお尋ねしたいと思います。

○議 長

答弁願います。

石原課長。

○産業振興課長（石原正伸君）

ただいまのご質問にお答えいたします。

牧島議員が言われるように、国の方では法整備という部分では手つかずの状態になってございます。

こういった微生物分解する仕組みにつきましても、エゾシカのみならず、ごみの廃棄物処理の方法として、従前から取り組まれている工法とも聞いてございます。

特段、国がこれに対して、正式な何か取り扱いのマニュアルですとか、それに伴う必要な法整備というのは今の段階でございませんし、町としてはこのエスパス菌につきましては、メーカーさんの方からさまざまな資料をいただきながら、実績も伺っているところでございますので、いろんな病原体等、その辺の懸念もございまして、そのあたりはしっかりと整備して、安全に運営していきたいと思っております。

先ほど、牧島議員の方からお話があった枝幸町の減量法のマニュアルですね、こちらの方のページの中には今回の好気性発酵で分解できない部分というのが明記されてございます。

北海道の手引書にも一部載っているんですけども、枝幸町の方がより詳しくいろいろな分析、解析をしていますので、その内容でいきますと主に大腸菌ですとか、サルモネラ菌、あと先ほど来言われていますCWDというものも可能性としてはありますよと記載してございまして、この発酵の段階でおよそ60度から70度の温度になってきますので、その温度においてはこれら大腸菌ですとかサルモネラ菌ですとか、人体が食することによって、何かの症状を発生するという菌につきましては、60度、70度ですべて死滅するというものになってございますので、減量化の菌床の中にはそういった菌はまず死滅して存在しないということでございます。

ただ、何項目か菌は残ってございますので、Q熱ですとか3種類の菌が残ってくるという研究結果になってございますので、そのあたりは直接口に入ればそういった症状が出てきますので、従事される職員の方々も含めて、衛生管理という部分では気をつけなければならないのかなと思っております。

あと国で言う減容化という表現をする箇所がございましてけれども、減量化と減容化の区別は特になくて、物の言い方として、減容化というところもあ

れば、減量化と、量を減らすのか、重さを減らすのかというような意味合いで、ちょっと使い分けをしているわけではないんですけれども、それぞれ同じ意味合いで使われているというのが現状でございます。

あと焼却という意味ですけれども、先進地でいけば埋め立てをしていると。そこについてはあるかないかわからないCWDという、仮にあったとした場合に、それをシカ類が捕食することによって、病原体が広がるというところを防ぐために、捕食できないようなことで埋め立てをするという部分と、もう一つ、焼却して完全に菌を死滅してしまうと、この二つの方法があるとなってございますので、今の段階では焼却をしていくという考えはございませんけれども、CWDというものが日本に入ってきてという部分が状況にもよりますけれども、そういったような状況になってくることがあれば、間違いなくそこは対処していかなければならないかなとは思ってございます。

以上でございます。

○議 長

再々質問ありますか。

牧島議員。

○7番（牧島良和君）

結局、減量化、減容化という文言も、やっぱり国でしっかり整理しなければならぬことなのさ。私から言われる前にね。

だから、お答えはそれは変わらないですということなんだけれども、それはどっかで統一しないとまらない話だと私は思っているんですね。

それで、そのシュナードモナス菌なるものを、私、言いました。空中にあるからそれを採取して培養して、より高速度に減容化していく、減量化していくということには使われるんだけど、ここで言っているのは結局口からとか、皮膚からとか、あるいは吸い込む、接触する、そういうことも緑膿菌が主体のところにあるようなんですけれども、あり得るよと、だから相当マスクのことが出たりするわけですよ。

それは普通の健康状態でといったら、余り影響はないかなという書き方はしてあります。

だけれど、その時々体調変化やあれこれでもって、それに接触、感染するということはあり得るんだということも書いてありました。

いわんや、CWDについても偶蹄疫、シカや牛とかが同じ偶蹄類に入っていくということからの、やっぱり広い意味でのCWDでありまして、アメリカから輸入される牛肉も全部2歳以上とっていたのがだんだん若くなってきたりして、それで検査するのは1%で、それはないとは言えないぐらいの状態になっているのも実際なんです。

それは食物連鎖の中で危惧されている部分なんだけれども、野生であれ、絶対いないということではないし、今少なくとも26年の5月の段階で出ている手引書以上のものがなければ、こうやって北海道の先端たる先生方がこれだけのペーパーにまとめたものをしっかりと踏み込んで、そのシートをつ

くるということは当たり前のことだと私は思っているし、そうでなければならぬ。前段も申し上げたように。

それで、施設のところで、例えば僕は堆肥場にしても、ホイールローダーが出入りして、それでもつのかもたないのか、もち得る形になるのかどうなのか、これの平面的な設計図しか見ていないから、私、わかりませんが、振り子も含めて、あるいはコンクリート板が割れるとか、そういうことだあってあり得る話なんですよ。

当然にやっぱりその対策は表面下の防水加工、あるいは中断面での防水加工、それから排水処理、処理した水は浄化をかけて、残ったものは燃やすとか、そういうことがやっぱりなされて、初めて減量化施設に対する信頼を得ていくのだと思うんですよ。

やっぱり、それで何点かは質問しているけれども、時間との関係で。ホイールローダーですよ。それで処分場にあるホイールローダーを運搬してきて、施設で使うと。それで行ったり来たりすると。人もそこで半分半分にするからということもあるんだけど、結局ホイールローダーが来て、バケツでがばがばまぜて、それで足だけ洗って出ていっていいという話でないよね。石けんつけて洗って、それでいいという話にはならないのさ。

そうしたら、ジェットの高圧洗浄機も要るだろうし、使えば水も出てくると。これはやっぱり処理対策しなければならないんですよ。そこら辺も全く議論していない。

それから、私が出しているトラックも当初2,000万円というトラックも、今2台で一千七百万円ということ、かなり価格安くなりました。装備も落としました。それで使えるの、使えないのということが、ちょっと今の時点で、私自身見比べられないし、この次のまだ課題としてあると思うんだけど、そこら辺も本当に車自体だあって全然検討していないからね。議論していないしよ。私らと。

だから、やっぱりそういうことが全くの見切り発車なんですよ。

それから、今、車のこと聞きました。

それから、ホイールローダーのこと、二つ目ね。

それから、もう一つ、当初から聞いている指定管理の期間を12年とすべきと、私、こう言いました。

町は予算の都合上、交付税措置の部分もあるから、2年周期、10年で来るから12年後には全部回収できるんだよと。

ほか回収できないのは利用料として負担していただきますと、こうなっているわけだ。それを今の計算で22年で割って年間幾らとなっていますね。

よしんば、12年でそうなったとして、それまでに町が持ち出している10年の契約で指定期間終わる。その先わからんわとなったときに回収できないということに議論としてなりますよね。これどうしますか。

それから、減量化施設で26年に出したマニュアルでは、処理費用という項目があって、1頭当たり2,500円から8,000円、1万円とあるん

ですね。処理費用でね。

それで、シカ1頭100キロあったとして4割使ったら6割残滓が出ると。うちで直接個体で入る分はそういう計算になるけれども、アイマトンからは余計なものを除いて入ってくるから、1頭換算でいって10キロあるのか、5キロあるのかということがあるから、やっぱりその処理料でいえばそれに相応した処理料はいただくべきだし、そうでなければ町が年間400万円、500万円の減量化施設での費用を賄うことができませんよね。出しっぷりになっちゃう。

ですから、そのところは幾らにしますかという問いをしているけれども、お答えいただいていたかと思うので、私は少なくともキロ単価当たりの残滓に対する負担を求めていくと、これは当たり前のことだろうと思いますが、いかがですか。

○議 長

石原課長。

○産業振興課長（石原正伸君）

ただいまの質問にお答えします。

まず、減量化施設の床ですね、コンクリート板で透水性のないような構造とするということで、こちらにつきましてもホイールローダーが入って攪拌をするということを想定に重量計算してございますので、そのあたりのひびが入って、壊れて浸透するというおそれはないと考えてございます。

あとホイールローダーに関しましては、攪拌する頻度もございますけれども、攪拌した作業が終わりましたら、施設の中で水で洗浄するというものを想定してございます。

あと指定管理10年ということでお話しいたしましたけれども、その後その指定管理が続かなかったときのことのご質問かと思っておりますけれども、それらについても間違いなく企業の方で負担するという約束事を交していきたいと思っております。

基本的には10年の更新で引き続きやっていただくとは思っておりますけれども、そのあたりもしっかりと約束を交わしていきたいと思っております。

あと処理費用の件ですけれども、こちらでも施設の維持管理に係る費用とそれらキロ当たり幾ら、もしくはその維持管理に係る費用の一部を負担していただくということで試算していきたいと思っております。

よろしいでしょうか。以上です。

○議 長

2件目について再質問。

○7番（牧島良和君）

乗り合いタクシーの関係です。

先ほど申したように、今後のまちづくりの、私がこの質問を起こして、翌日町内会の回覧で委員会をつくることでの案内が入っておりました。

それを見たのと、先ほど言ったように新聞報道をひっくり返して見たときに、ああ、そうだったなと理解をしたところです。

いずれにしても、JRの廃線を含めて今後の時間の中で中身濃く議論をするということになるのだろうと思います。

それで、今回の委員会の中ではそれぞれ乗り合いタクシーや、それから町営バスの運行にかかわって、当時の地域公共交通確保維持改善事業の概要、あるいは交通会議において資料も出されたり、意見も出されたりということでもあります。

私は、月形町への移動も現状、正確には把握していませんけれども、先ほどあったように、お答えではバス1本は確実に毎回動かすよと。ほかに乗り合いタクシーという話の中身だったかなと思うんですね。

それで、交通会議の中で議論していただいているペーパーを読みますと、町営バスの運行はそれような動きもありますし、乗り合いタクシーとの比較の観点で議論されているのは、やっぱり乗り合いタクシーの方がデマンドでもって非常に利便性が高くなってきていると。

30年度の動き、まだちょっと報告もまとまった部分では手にしていないからわからないんですが、いずれにしても経過を見ると、冬場の利用であったり、それからデマンドの利用が高いと。

であれば、12人、13人乗りを全部デマンドにして、そして必要なときだけ走ると。

多分、月形間でバスを走らせても、それが空気をまた運ぶことになりはしないかなと。だから町界を越えてでも路線をふやして、そしてそれぞれに動きながら、必要なところを運行するというのが一番ベターではないのかなと私、今考えております。

それで、昨今月形町への初めは通学もかなり問題視されましたけれども、ここ2年間にあっては、受験、それから入学される方も今のところはいないと。であれば、そうした視点もしっかりと据えていくのがいいのかなと。

報告にありますけれども、公共交通機関連絡会議の中で調整をしながら、運行や利用者の向上に努めていきたいと町営バスの部分では述べられてもいますし、乗り合いタクシーにあってはデマンドで動くことへの利用便数もふえてきているということで、そこはかなり力を置いて、重きを置いて、そしていくことが大事かなと。

あわせて、先ほど小松議員からもあったように、町長お答えになった施策の中で、タクシー券の増額ということもありました。まだまだ車を運転する人はいただくまでもない、やっぱりそうした自分の交通機関を使うわけですから、やっぱりそのところをより厚くすれば、例えば砂川市に行って帰ったら、もう1万円もタクシー券、費用がかかるぐらいの時代ですし、今の中核機関、医療機関となれば美唄市なのか、砂川市なのかということになりますから、そういう視点でのやっぱり手当てを考えたときに、高齢者がかかりたい病院に安心して少額でかかると。

今は乗り合いタクシーも300円ということだけれども、若干ご負担もいただきながら、そういう方向性がいいのかなと私も思いますから、今ほどの発言をしております。

まず、この点で、お答えいただいたところにかぶせるような質問かなと思うんですけども、実態とあわせて今お話をしましたけれども、年度末までにはとは言いながら、やっぱり5月からもうJRは廃線ですから、どこら辺までめどにして、その交通会議を進めていきたいという視点も含めてお答えをいただければと思います。

○議 長

齊藤町長。

○町長（齊藤純雄君）

議員の質問なんですけれども、基本的には札沼線の廃線に伴う代替交通ということでありますから、一番はやはり浦臼・月形間を利用者の不便なく走らせるということだと思います。

確かに高校生、ことしもゼロでありますけれども、月形の駅までに札比内とか月形町はありますので、うちは乗っていなくても、そこから乗る方もいるのではないかと思いますので、そこは協議をしながら、いろんな形で何人ぐらい乗るかということで協議をしていかななくてはいけない。

また、これだけの高齢化になってくると、本当にドア・ツー・ドア、タクシーが一番いいのは乗る方の身になれば当然だと思います。

ただ、1台で3路線をとというのは非常に、これは1路線1台ということで、それとも美唄市、それから奈井江町、それから月形町、多分難しい、帰ってきてすぐという話にはちょっとならないと思うんですけども、そうすると1路線1台であれば可能かもしれませんけれども、業者が運転手も含めて、それだけ確保するということが可能なかどうかと、また違う問題も発生はしてくるのかなと思いますので、業者とも協議をしながら一番いい利便性の維持できるものを考えていきたいと思います。

以上です。

○議 長

再々質問。

○7番（牧島良和君）

私も改めて今逆質問で1台かということだけれども、やっぱり情報は早い段階で共有すると。

先日、年前にも行った町政懇談会もやっぱり年々再々の行事としていつの時点でもこのころにはあるなど。それからこんなことが課題になっているよ、そういうことがやっぱり早く伝わることだと思うんですよ。

私も、今あえて1台と言ったのは、1台は無理なの。だけれどそう言うておいて、考え方を日常の中で、頭の中で喚起していくと、それぞれに。町民も情報をもらえれば。やっぱりそういうことだと思うんですよ。

だから、あえて理事者側はそういう情報の発信、私たちは町民の付託にこ

たえながら町民の意見について耳を傾けながら、やっぱりこういう一般質問で町民の思っていることを代弁していくと。そういうことでのやりとりをしながら、まちづくりをしていくことが大事なんだろうと思うのですよね。

ですから、僕は8人、10人が2台あっても、それは町で手当てをすればそんなに難しい話ではないと。

さきに岸町長のお祝いがありましたけれども、あれも一生懸命ためてくれました。ためて無造作に使うことではないけれども、寄付金もあわせてどう構築するのかというのがまさに31年度の時点でこの公共交通については課せられた大きな課題だと思うので、いつの時点でそのめどを立てるのか、その点について再度お尋ねをいたします。

先ほど、4回目の質問はできませんでしたがけれども、私たちも一人一人のここにいる職責として町民の疑問や質問にどう答えながらまちづくりをしていくかということの場所に立っているわけで、そういう重みを含めて、次はわかりませんが、それぞれに研さんし努力していきたいものだと思います。

○議 長

齊藤町長。

○町長（齊藤純雄君）

検討委員会の会議はちょっと何回やるのかというのはあれですけど、来年の5月6日で終わると。5月6日まで走って、7日から走らなくなるということですので、来年の4月1日からはこの代替交通をちゃんと走らせていかないとだめだということでは一致した内容になっていますので、これからはそれに向けて検討会議で月形町が入ったやつですけども、そちらで協議をしていくということになります。

○議 長

ここで、暫時休憩といたします。

会議の再開は2時50分とします。

休憩 午後 2時40分

再開 午後 2時49分

○議 長

休憩を閉じ、会議を再開いたします。

発言順位6番、静川広巳議員。

静川議員。

○6番（静川広巳君）

それでは、議長のお許しをいただきましたので、第1回定例会における質問を町長、また教育長にさせていただきます。

それでは、町長に2点でございますが、まず1点目、行政センター喫煙所の検討についてであります。

皆さんもご承知のとおり現在行政センターにおける喫煙所は正面玄関横隅にむき出しで確保されていますが、出入りする人方にとっては、やはり違和感があるような感じがいたします。

そこで、喫煙場所について検討してはどうかということで、一つご質問をさせていただきます。

続きまして、2点目ですが、町職員の健康管理についてであります。

職員がその意欲と能力を十分発揮し、活力ある職場づくりができるためには、当然職員の心身の健康づくりが必要と考えられます。

つまり、職場の健全な運営は職員の心身の健康であることが重要である。

近年、メンタルヘルス上の問題を抱え、長期の休養を余儀なくされている職員が増加傾向にあり、職場復帰をしていく上でも、精神面のケアの重要性が高まっていると。

町としては、職員の健康管理はどのような状態になっているのかお伺いをいたしたいと思います。

続きまして、教育長に質問でございます。

子供たちの通学路の安全対策についてであります。

教育長の執行方針でもあります子供の安全確保については、火災や地震などの自然災害から身を守るために必要な知識や能力等の育成に向け、日々校内対策マニュアルの確認、避難訓練など防災教育の推進や事件・事故に対する危険予測、危機回避能力を身につけさせる防犯教育に努めることも重要であるが、現在における通学路の検証と通学路の安全対策についてはどのようなものかお伺いをいたしたいと思います。

以上でございます。

○議 長

1件目について答弁願います。

河本課長。

○総務課長（河本浩昭君）

静川議員のご質問にお答えをいたします。

本町においては、一昨年の9月から庁舎内禁煙とし、現行の喫煙所としております。

議員ご指摘のように、来庁される方から見て違和感があるということも理解するところであります。

昨年、一部改正されました健康増進法の内容に照らし合わせ、7月からの全面禁煙も視野に入れ、適切に対応していきたいと考えております。

次に、2点目のご質問にお答えをいたします。

職場におけるメンタルヘルスの問題は、現在全国的なものとなっており、平成26年6月には労働安全衛生法が改正され、労働者が50人以上の事業場にはストレスチェックが義務づけられたところであります。

本町につきましては、50人以上の事業場がないことから、産業医及び衛生管理者の設置義務がありませんが、議員ご指摘のとおり職場の健全な運営

には職員の心身の健康は重要でありますので、今後メンタルヘルス不調を未然に防ぐためストレスチェックの実施などについても検討したいと考えます。

以上でございます。

○議 長

3点目について答弁願います。

浅岡教育長。

○教育長（浅岡哲男君）

6番、静川議員の子供たちの通学路の安全対策についてというご質問にお答えいたします。

現在における通学路の検証と通学路の安全対策についてというご質問の要旨でございますが、小学校においては従前より児童登下校時の安全確保のため通学路を指定し、平成24年7月には関係機関と連携し、緊急合同点検を実施、引き続き取り組みを行うため、平成27年度に浦臼町通学路交通安全プログラムを策定し、関係機関の連携体制を構築、それぞれの役割分担を明確にして、児童生徒の安全確保に向けた対策を講じてまいりました。

しかし、平成30年5月に新潟県において下校途中の児童が殺害されるという痛ましい事件が発生したことを受け、関係省庁より登下校時の子供の安全確保のための対策が協議され、同年6月に関係閣僚会議において登下校防犯プランがまとめられたことから、本町においても従来の交通安全に主眼を置いた浦臼町通学路交通安全プログラムに防犯及び災害を加え、さらには浦臼町子ども広場、浦臼中学校も対象として、新たに浦臼町登下校安全・安心プログラムを9月に策定し、改めて関係機関、役場総務課及び建設課、砂川警察署、札幌開発建設部滝川道路事務所、小中学校及びPTA、教育委員会の役割を明確にし、連携して児童生徒が安全・安心に登下校できるよう通学路の安全確保について確実に役割を実行し、点検による危険箇所の把握に努め、危険箇所の改善及び対策の充実を講ずることとしております。

今後においても、引き続き本取り組みを実施し、児童生徒の登下校時の安全性の向上を図っていくところでございます。

以上でございます。

○議 長

1件目について再質問ありますか。

静川議員。

○6番（静川広巳君）

喫煙所のことなんですけれども、健康増進法の一部が改正されたということなんです、町も7月に全面禁煙も視野に入れるという答弁をいただいたんですが、たばこを吸っている方も現におられるということを考えてときに、全面禁煙を視野に入れて適正にという、ちょっとこの辺の考え方が、現在たばこを実際に吸っておられる方、または来庁される方も含めて、その辺の適切に対応というところの全面禁煙をどのように考えておられるのか、ち

よっとお聞きをしたいと思いますけれど。

それと、もう一点ですけれども、今たばこが通常のたばこ、それと電子たばこというのが実は普及しています。

電子たばこを吸う方も、今は結局喫煙場所で吸うという状況にならざるを得なくなっています。

これも含めて、結局その辺のことも考えたときに、全面禁煙にしたとしたら、どこをするのか、どこからどこの範囲をして、もしたばこを吸う方がいられたらどうするのか、その辺をちょっとお聞きしたい。

○議 長

斉藤町長。

○町長（斉藤純雄君）

全面禁煙ということは敷地内全面禁煙を考えております。

このような法律の改正もあり、また時の流れというところもありますので、うちの職員についても吸っている方は全職員の10%ぐらい、非常に減ってきている状況ではあります。

そのようなことをかんがみて、敷地内の全面禁煙、それから組合などとも協議しながら、できれば7月からそのようにしたいと思っているところであります。

以上です。

○議 長

電子たばこについては。

○町長（斉藤純雄君）

今の中では、電子たばこも普通のたばこも同じような取り扱いと思っております。

以上です。

○議 長

再々質問ありますか。

○6番（静川広巳君）

であれば、敷地内全面禁煙ということは、庁舎敷地内、たばこを吸われる方は敷地外でいいという判断になってしまうのですけれども、敷地外にそういう場所は設けるのか、あるのかないのかといったらおかしいですけど、設けることも考えているのかどうかをちょっとお聞きしたいと思います。

○議 長

斉藤町長。

○町長（斉藤純雄君）

特に考えてはおりません。敷地内の全面禁煙ということで、私も新聞見たときに、岩見沢市というでっかい市もそういうことをやっていくという記事もありました。

多分、うちよりもたくさんの方が来られて、いろんな手続などをやっていくのだらうなと思うんですけれども、会議もあったりすると思うんですけれ

ども、そういうところでも敷地内の全面禁煙をやっていくという方針でありますので、うちの町としても特に場所を設けるという考えは持っておりません。

以上です。

○議長

2件目について再質問ありますか。

静川議員。

○6番（静川広巳君）

職員の健康管理なんですが、確かに労働安全衛生法の中で、50人以上の事業所には設置義務がないと。管理者がないのですが、今ストレスチェックを実施したいというお答えでしたけれども、これは例えばどこがストレスチェックの実施を行うのか、ちょっとわからないんですけれども、その辺の、例えばどこが行うのか。

それと、確かに50人以上だとうなるのですが、メンタルヘルスを含めたストレスチェックを行う場合には、多分恐らくどこが行って、どうするのかということを決めなくてはいけない感じがするんですけれども、そういった場合、町のたしか職員の健康管理条例というのが必要になってくるのではないかと思うんですけれども、その辺、ストレスチェックも今後検討したいという話になれば、当然そういったちゃんとした、何をするのか、どういうことをやるのかということとはたしか条例で制定をするような格好になるのではないかと思うので、その辺、いかがでしょうか。

○議長

河本課長。

○総務課長（河本浩昭君）

ただいまのご質問にお答えをします。

まず、ストレスチェックをだれがするのかということでございますけれども、これにつきましては、質問項目等を国が推奨する57項目の質問表と具体的に示されたものがありますので、これを受託している委託業者につきましては複数あると、そこに委託をすることになるかと思えます。

そこでチェックをした結果、問題があるとなった場合等についても考えられますので、そこら辺につきましては今後検討してどういう対策を講じるべきかという、そこら辺も考えた上でストレスチェックを将来的には実施したいと考えております。

議員ご指摘の条例云々の部分もあると思えますけれども、その辺についても事前に十分検討した上で実施をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長

再々質問ありますか。

○6番（静川広巳君）

ありません。

○議 長

3件目について再質問。

静川議員。

○6番（静川広巳君）

子供たちの通学路なのですが、現段階でスクールバスで通っていない子供たちがその通学路を当然使うんですが、スクールバスで通学していない子供たちの把握というものがしっかりとできていられるのかどうか。

その通学路の子供たちのある程度の家庭なりそういった部分でのしっかりとした、歩いて通っている、もしくは自転車で通っているという部分の把握はできているかどうかをお聞きしたいのと、それからスクールバスの通学しているところの安全性についてはどうなっているのかをお聞きしたいと思います。

○議 長

答弁願います。

武田局長。

○教育委員会事務局長（武田郁子君）

スクールバスで通っていない子供たちの通学路ということですがけれども、小学校におきましては経営計画の中に通学路を示してございまして、一応先生方で見回ったりしたりしていることもございます。

歩きとか自転車の方につきましても、一応その通学路を通る形で学校の方からの指導により実施していただいているところでございます。

あとスクールバスで通われているお子さんたちにつきましては、うちで指定しております停留所までお子さんたちに来ていただいて、そこで乗車してもらおうという形を現在はおとってございます。

以上でございます。

○議 長

再々質問ありますか。

静川議員。

○6番（静川広巳君）

質問の仕方が悪いのか、私の聞いているのは、通学している子供を把握しているかどうかということです。要は。何人の子供が、どういうところの家庭の子がちゃんと通学路を歩いているとか、自転車だよと把握しているかどうかということです。

それとスクールバスが運行する道筋というか、運行している部分の安全確保はできているかということです。乗ることではなくて。スクールバス自体が走る部分についての安全確保はできているかということです。

○議 長

答弁願います。

武田局長。

○教育委員会事務局長（武田郁子君）

徒歩のお子さんたちの人数的なものはスクールバスに乗車されていない子たちということで把握はしてございますけれども、実際に今何名というのはちょっと資料等がございますので、お答えすることができませんので、後ほどでもお答えしたいと思っております。

あとスクールバスの運行路線につきましては、一応教育委員会の方でその路線を決定する前に時間なり道路状況なりを確認しながら路線を設定させていただいておりますし、スクールバスの運転手の方々につきましても安全で運転していただけるようにということで、うちの方からは指導させていただきながら子供たちの安全・安心を確保させていただいているところでございます。よろしいでしょうか。

○議 長

以上で、一般質問を終わります。

◎日程第3 議案第9号～日程第7 議案第13号（一括議題）

○議 長

お諮りします。

日程第3から日程第7までの5件については、関連がありますので、一括して議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、日程第3、議案9号 浦臼町長等の給与に関する特例措置条例の一部を改正する条例について、日程第4、議案第10号 平成31年度浦臼町一般会計予算、日程第5、議案第11号 平成31年度浦臼町国民健康保険特別会計予算、日程第6、議案第12号 平成31年度浦臼町後期高齢者医療特別会計予算、日程第7、議案第13号 平成31年度浦臼町下水道事業特別会計予算の5件につきましては一括議題とすることに決定いたしました。

本件については、予算審査特別委員会に付託しておりますので、審査結果の報告を柴田予算審査特別委員長に求めます。

柴田委員長。

○予算審査特別委員長（柴田典男君）

平成31年3月5日、第1回定例会において、議案第9号 浦臼町長等の給与に関する特例措置条例の一部を改正する条例について、及び議案第10号 平成31年度浦臼町一般会計予算、議案第11号から議案第13号までの各特別会計予算についてが予算審査特別委員会に付託され、3月12日、13日に委員会を開催し、審査いたしました。

議案第9号 浦臼町長等の給与に関する特例措置条例の一部を改正する条例については、中川委員より、町長は任期途中であること、平成31年度は大型事業が重なっており、またジビエ倍増モデル事業の経過をかんがみると、

今回の減額措置を緩和する改正条例は時期尚早であることから、現在の減額措置を継続すべきとの理由で修正案が提出され、賛成多数で修正案が可決されました。

修正可決した部分を除く原案については、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

議案第10号 平成31年度浦臼町一般会計予算については、賛成多数で可決すべきものと決定し、議案第11号から議案第13号までの各特別会計予算については全員一致で可決すべきものと決定いたしました。その他予算編成に対してさまざまな意見が各委員より出されました。内容については書面をもって報告いたします。

以上です。

○議 長

ただいま、予算審査特別員会委員長より報告がありました。

お諮りします。

議案第9号 浦臼町長等の給与に関する特例措置条例の一部を改正する条例について、ほか4件については、議長を除く議員全員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託した審査案件であります。

この際、討論は省略し、予算審査特別委員長報告のとおり可決することにしたと思います。

ご異議ありませんか。

[「異議あり」と言う人あり]

○議 長

異議がありますので、初めに議案第9号 浦臼町長等の給与に関する特例措置条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

討論ありませんか。

討論がありますので、まず原案に対する賛成討論の発言を許します。

小松議員。

○8番（小松正年君）

議案第9号 浦臼町長等の給与に関する特例措置条例の一部を改正する条例に賛成する立場から討論を行います。

私は、給与減額条例の始まりから考えていきたいと思っております。

平成15年12月に中空知地域に合併協議会が解散し、浦臼町が単独運営することとなり、行財政健全化に向けて取り組むことになりました。

平成17年から5年間、行財政改革プランが始まります。当時の山本町長の給与13%削減、職員数の削減、また各種手当の削減などが始まり、ここから始まったと私は思っております。

まず、実質公債費がこの年で平成19年は24%でありました。このとき全道ワースト17位ということで、この25%を超えると起債の制限を受ける財政健全化団体になる寸前のところでございました。

平成20年からは岸町政にかわり、さらに健全化に向けて強化していきま

す。

平成22年からの5年間、行財政集中プランが始まり、職員給与月額2.5%から3%の削減、それから役職加算の減額、固定資産税率の1.4%から1.5%の引き上げ、また軽自動車税の標準課税率を1.5倍に引き上げる。そして各団体などの助成金の大幅カット、そういった町民にも負担をしていただきました。

岸町長はみずからの給与を前町長よりも2倍の26%削減し、町民に対し協力と理解を求めたものと思います。

目標の18%を平成23年に達成し、平成24年からは斉藤町政にかわりました。

平成26年からは職員給与や手当減額の解除、固定資産税や軽自動車税ももとに戻し、町民の負担も戻していきました。

町長の給与削減は13%と変えず、2期目の平成28年度からは行財政改革集中プランが継続、給与については20%の減額を行ったところでございます。

この時期から急速に改善をし、年4から5%の幅で改善し、平成29年度の実質公債費率は1.3%、全道上位6位であります。町財政状況は大変よくなっていると考えます。

また、経常収支比率においては、交際費、人件費、扶助費といった固定費の比率であります。70から80%が一般的と言われております。平成19年、10年前におきましては89.7%、これが今平成29年度には76.5%と改善しております。自由度の高い財政状況であると考えます。

基金につきましても、現在30.1億円と、10年前の約2倍以上の基金の積み立てがあります。

浦臼町の財政が大きく改善したことが一つの理由であります。

また、全道の144町村の中、78.5%が町長給与減額条例の廃止を行っており、しかし空知においては空知の3町のみが廃止しておる状態でございますが、空知14町村の平均値に近い減額額であり、問題ないと考えております。

また、改選後の議員報酬について、昨年1年をかけて協議検討してきました。全町村の94.4%が減額条例の廃止、空知管内は浦臼町と由仁町の2町を除く12町が既に減額条例を廃止しております。町財政も改善したということから、議員報酬減額条例の廃止と決めたものでございます。

このことから、自分に甘く他人に厳しい、そんなことにはならないでしょうか。

以上のことから、きょう提出の原案、賛成するというので、私の賛成討論とさせていただきます。

以上です。

○議 長

次に、原案及び修正案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長

次に、原案に対する賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長

次に、修正案に対する賛成討論の発言を許します。

中川議員。

○2番（中川清美君）

修正案に賛成討論をいたします。

私は、議案第9号の修正案に賛成の討論の立場をいたしました。

平成12年より緊急財政プランが発動され、歴代町長の努力により継続されてきた経過を踏まえ、斉藤町政も継続努力され、2期目を残すところとなり、町の財政も安定的に執行されているところを評価するところであります。

平成31年度における予算において、ひばり団地建替事業、ジビエ倍増モデル事業に伴う食肉加工施設建設事業、雪寒機械購入事業など大型の投資があり、前年度より2億1,850万円の増額の35億9,350万円の大型予算となっております。

その財源として、基金より6億5,079万円の繰り入れを予定され、厳しい予算と思われ、本年2月の臨時議会において可決されたジビエ倍増モデル事業においては、幾度も地元町内会に対し理解を求める説明会などを実施してきたが、理解、賛同を得ることができず、また地元猟友会に対しても協力体制も組めないままの状況となっている。

また、地元との説明会の中で、地元の理解のない中での実施は無理との発言、さらには鶴沼3地区より反対要望書が出され、解決されない中での議案提出に対し、看過できないと思われる。

ジビエ事業においては、この3月より事業開始され、10月より稼働されることとなっております、まだ始まったばかりであります。

町長は政治家であり、何よりも結果が求められるものであり、事業半ば、任期途中での給与削減緩和に時期尚早と、着手することは望ましくないと考えます。

町長におかれましては、任期は残りあと1年、最終年の仕上げの思いで事業の推進に当たっていくことを期待し、賛成討論といたします。

○議 長

ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第9号 浦臼町長等の給与に関する特例措置条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は修正可決であります。
まず、修正案について採決いたします。
修正案について、委員長報告のとおり決定することに賛成の議員は起立願
います。

(賛成者起立)

○議 長

起立多数です。
したがって、修正案は可決されました。
次に、ただいま修正議決した部分を除く原案について採決します。
修正部分を除くその他の部分について、原案のとおり決定することに賛成
の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議 長

起立全員です。
したがって、修正議決した部分を除く部分については原案のとおり可決さ
れました。
これより、議案第10号 平成31年度浦臼町一般会計予算の討論を行います。
討論ありませんか。
討論がありますので、まず本案に対する反対討論の発言を許します。
牧島議員。

○7番(牧島良和君)

大きく2点あります。私は反対する立場から討論をいたします。
一つは、本定例会にあっては議案の加除がありました。議会運営委員会での
取り扱いもそのこととしておりますが、私ども議員に対する抗告の期間
の保証、そういう点で1点問題があります。
もう1点は、今ほども述べられておりましたけれども、ジビエにかかわる
事業が基本的に地域住民の理解を得られない中での31年度予算ということ
でありますから、ここに至って、こうした予算編成の点に対して反対をする
ものであります。

○議 長

次に、賛成討論の発言を許します。
小松議員。

○8番(小松正年君)

平成31年度浦臼町一般会計予算に賛成する立場から討論を行います。
国は引き続き財政健全化を基本とした経済財政運営と改革の基本方針に基
づく取り組みを優先するという方針が出され、さらに現在進めている地方創
生、働き方改革、外国人の受け入れ等についても、今後の推進課題としてい
ます。
また、東日本大震災から8年、昨年発生した北海道胆振東部地震など各地

の災害からの復興や防災・減災対策の強化などの実施に向けた予算編成となっており、現在、国会で審議されているところであります。

その財源については、平成30年度当初を上回る約101兆4,564億円と100兆円を超える大型予算となっていますが、その中での地方交付税については、前年度2.5%増の約15兆9,000億円計上されたところでありますが、総額に占める公債依存度は32.1%であり、前年度より2.4%抑制されているものの、依然高い水準となっています。

また、生活基盤である社会保障関連予算では約34兆円が計上され、前年度より1兆円の増額となっており、総額の約34%となっている状況となっています。

こうした状況の中、平成31年度浦臼町一般会計予算を見ますと、昨年同様歳入の多くは地方交付税であり、国の増額は期待できず、国・道の支出金や町債、目的基金の繰り入れなどによる財政確保がされているところであります。

また、歳出におきましては、まちづくりの基盤の維持に資する予算、将来に向けた予算措置がされたものとなっており、一端を見ますと、公営住宅ひばり団地建替事業や浦臼消防団本部の建てかえでの基本・実施設計の実施、河川災害防止のための改修、継続事業では保育料や給食費の無料化など、子育てに優しい町を目指した施策、基幹産業である農業振興事業では、TPP11やEPAを見据えた対策の一部としてのスマート農業の推進関連事業や中山間事業第5期対策のための航空測量の実施、また議論を呼んだ浦臼町総合戦略に基づき実施され、国のモデル事業となっているジビエ倍增モデル整備事業が秋より稼働することになり、有害鳥獣駆除の強化が図られ、被害減少に期待するものであります。

商工業に関する振興策として、企業誘致を推進するための事業継続や開町120周年記念事業としてのプレミアムつき商品券の継続支援、浦臼町観光の推進を図るためのグランドデザインの基本計画の策定、その他、交通・防災対策や住環境の整備、教育環境の整備等多面にわたり、まちづくりに配慮した予算計上となっております。

また、毎年気になります公債費におきましては、実質公債費比率が平成29年度では1.3%と大幅に改善されておりますが、平成31年度におきましても、繰上償還を実施することとしており、町の財政健全化に大いに役立つものであります。

多くの難問はありますが、大局的見地から判断し、今後も検討を加える余地が多々あることを考慮しても、次年度以降の予算編成の基礎となる役割を持った予算と評価いたします。

以上のことから、私は議案第10号 平成31年度一般会計予算に賛成するものであります。

議員各位におかれましてもご賛同いただきますよう心からお願い申し上げます、賛成討論といたします。

○議 長

ほかに討論ありますか。

折坂議員。

○5番（折坂美鈴君）

私は、平成31年度浦臼町一般会計補正予算に反対する立場から討論いたします。

総務費、地方創生事業費の中にエスパスシステム導入業務委託料、食肉加工施設等建設工事費が上げられておりますが、先ほどの私の一般質問においても、安全性において確認ができませんでした。

徹底した衛生管理のシステム、具体的には消毒施設や洗浄設備、排水溝の設置を求めるものであり、設計図の変更がないのなら、この計画には反対するものであります。

町には町民の生命を守る義務があります。町が運営する減量化施設の設置条例、規則において町民の生命、町民の安心・安全を守るための条項を定めなければならないと強く思います。

リスクの高い病気のシカは受け入れないとしてください。これが最低限です。

感染症対策については、まだ確立したものではないので、より慎重に行わなければならないのではないのでしょうか。

ホイールローダーの最終処分場との兼用は汚染の拡大につながり、もってのほかと言わざるを得ません。

地元の町内会との話し合いを続け、付近の住民の生活環境が悪化しないよう、汚染が施設外へ流出しないよう配慮が必要で、町民に対して約束を守る町の姿勢が変わることのないよう文書にして残すことをこれからの最重要の仕事としていただきたい。

町民の心情を代弁するならば、野生動物が持つさまざまな病原体が完全に死滅しないとしたら、近隣町村のシカを引き受けるリスクを浦臼町民に強いことをどうしても理解はできません。

ですから、ジビエ事業全般において、到底賛成することができないことから、平成31年度浦臼町一般会計補正予算を反対するものであります。

○議 長

ほかに討論ありませんか。

中川議員。

○2番（中川清美君）

議案第10号 平成31年度浦臼町一般会計予算に賛成する立場から討論をいたします。

予算審査特別委員長報告では、新年度予算案について数多くの要望事項が指摘されました。要望された事項について、熱意ある対応がされることをまず求めておきたいと思っております。

現在、過疎化が進んでいる本町を取り巻く環境を考慮するとき、今取り組

むべき課題は山積していると言わざるを得ません。

人口減少対策や産業の振興、防災対策などの課題に迅速に取り組むため、今年度の予算案においては、公営住宅の建設、雪寒機械購入事業、浦臼消防団本部建てかえ設計、食肉加工施設建設等など投資的経費が前年度比23.2%増加していることも特徴であります。

また、本年開町120周年を迎えるための記念事業に要する経費や昨年度オープンした認定こども園への給付費、そのほか継続事業を含む補助費が前年度比5.4%増加など、いずれの事業も必要なものであると受けとめております。

しかし、これらの事業については、地方債を財源としているところでありますので、これまで以上に将来負担を見きわめつつ、財政運営に規律ある秩序が保持されることが重要であります。

町財政においては、依然として厳しい状況ではありますが、浦臼町総合振興計画と浦臼町総合戦略が着実に進められ、地域活性化・雇用・子育て施策など、農業、商工業に対する振興策、生活環境の整備、福祉のまちづくりの推進等に今後大いに資する予算計上となっているものと評価します。

以上のことから、議案第10号 平成31年度一般会計予算の賛成討論いたします。

以上でございます。

○議 長

ここで、ちょっと暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時34分

再開 午後 3時35分

○議 長

休憩を閉じ、会議を再開いたします。

折坂議員。

○5番（折坂美鈴君）

先ほどの反対討論の訂正をさせていただきます。

私が冒頭と最後に申し上げました一般会計補正予算に反対すると言いましたけれども、31年度浦臼町一般会計予算に訂正をお願いいたします。

○議 長

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第10号 平成31年度浦臼町一般会計予算を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は原案可決すべきものです。

委員長報告のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議 長

起立多数です。

したがって、議案第10号 平成31年度浦臼町一般会計予算は原案のとおり可決をされました。

これより、議案第11号 平成31年度浦臼町国民健康保険特別会計予算の討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議 長

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第11号 平成31年度浦臼町国民健康保険特別会計予算を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は原案可決すべきものです。

委員長報告のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議 長

起立全員です。

したがって、議案第11号 平成31年度浦臼町国民健康保険特別会計予算は原案のとおり可決をされました。

これより、議案第12号 平成31年度浦臼町後期高齢者医療特別会計予算の討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議 長

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第12号 平成31年度浦臼町後期高齢者医療特別会計予算を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は原案可決すべきものです。

委員長報告のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議 長

起立全員です。

したがって、議案第12号 平成31年度浦臼町後期高齢者医療特別会計予算は原案のとおり可決されました。

これより、議案第13号 平成31年度浦臼町下水道事業特別会計予算の討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議 長

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第13号 平成31年度浦臼町下水道事業特別会計予算を

採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は原案可決すべきものです。

委員長報告のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議長

起立全員です。

したがって、議案第13号 平成31年度浦臼町下水道事業特別会計予算は原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第14号

○議長

日程第7、議案第14号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

石原課長。

○産業振興課長（石原正伸君）

議案第14号 工事請負契約の締結について、次のとおり工事請負契約を締結する。

平成31年3月18日提出

浦臼町長 斉藤純雄

本議案につきましては、ジビエ倍増モデル整備事業に係る食肉加工施設及び減量化施設の建築工事につきまして、工事請負契約を締結するに当たり、議員の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に係る条例に基づき議会の議決を求めるものでございます。

1、契約の目的は、食肉加工施設等建築工事でございます。

2、契約の方法は、指名競争入札、最低制限価格を適用してございます。

3、契約の金額は9,720万円、うち消費税額は720万円でございます。

4、契約の相手は、雨竜町字満寿32番地169、株式会社池上木工、代表取締役池上充男氏でございます。

以上が、議案第14号 工事請負契約の締結についての内容でございます。ご審議いただき、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長

これより、質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

牧島議員。

○7番（牧島良和君）

前段、一般質問を起こしましたように、この案件については疑義を持つものであり、前段の質問同様反対するものであります。

○議 長

次に、賛成討論の発言を許します。

小松議員。

○8番（小松正年君）

工事請負契約の締結についての賛成の立場から討論をいたします。

この案件につきましては、さきの臨時議会におきまして、債務負担行為で協議した内容になるものでありまして、予算内の範囲で締結されたものと思ひ、賛成という立場で討論をいたします。

○議 長

ほかに討論ありませんか。

折坂議員。

○5番（折坂美鈴君）

私も先ほど申し上げましたように、この食肉加工施設等建築工事について、安全性において確認ができませんので、これを反対いたします。

○議 長

ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第14号 工事請負契約の締結についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議 長

起立多数です。

したがって、議案第14号 工事請負契約の締結については原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第15号

○議 長

日程第8、議案第15号 財産の取得についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

石原課長。

○産業振興課長（石原正伸君）

議案第15号 財産の取得について。

次のとおり財産の購入契約を締結する。

平成31年3月18日提出

浦臼町長 齊藤純雄

本議案につきましては、ジビエ倍増モデル整備事業の食肉加工施設内に設置いたします加工用備品の購入契約を締結するに当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

1、名称・種類・数量につきましては、食肉加工施設等備品一式でございます。

2、契約の目的は、食肉加工施設等備品の購入でございます。

3、契約の方法は、指名競争入札でございます。

4、契約の金額につきましては5, 162万4, 000円。うち消費税額382万4, 000円でございます。

5、契約の相手方は、札幌市白石区菊水1条4丁目1番8号、ホシザキ北海道株式会社、代表取締役丸山暁氏でございます。

以上が、議案第15号 財産の取得についての内容でございます。ご審議いただき、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長

これより、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありますか。

牧島議員。

○7番（牧島良和君）

一般質問、また前段議案同様反対をいたします。

○議長

次に、賛成討論の発言を許します。

小松議員。

○8番（小松正年君）

財産取得について、賛成討論をします。

先ほど申し上げたように、この案件につきましてもさきの臨時議会の中におきまして、債務負担行為で置かれました予算内での取得、契約でございまして、何ら問題ないと考えます。

以上です。

○議長

ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第15号 財産の取得についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議 長

起立多数です。

したがって、議案第15号 財産の取得については原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第16号

○議 長

日程第9、議案第16号 財産の取得についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

石原課長。

○産業振興課長（石原正伸君）

議案第16号 財産の取得について。

次のとおり財産の購入契約を締結する。

平成31年3月18日提出

浦臼町長 斉藤純雄

本件につきましては、ジビエ倍増モデル整備事業に係るエゾシカ移動処理車2台の購入契約を締結するに当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

- 1、名称・種類・数量につきましては、エゾシカ移動処理車2トン車2台。
- 2、契約の目的は、エゾシカ1次処理車両の購入でございます。
- 3、契約の方法につきましては、指名競争入札でございます。
- 4、契約の金額は1,642万3,957円でございます。うち消費税額120万7,099円でございます。
- 5、契約の相手先方は、札幌市中央区宮の森2条1丁目2番55号、北海道いすゞ自動車株式会社、代表取締役千葉哲男氏。代理人、砂川市空知太東1条5丁目1番6号、北海道いすゞ自動車株式会社空知支店、支店長三浦雅之氏でございます。

以上が、議案第16号 財産の取得についての内容でございます。ご審議いただき、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議 長

これより、質疑を行います。質疑ありませんか。

牧島議員。

○7番（牧島良和君）

けさほどエゾシカ処理車の仕様書をいただきました。

残念ながら、前段の1号車二千数百万円との価格差を私自身見ることができませんでした。

ただ、1台二千数十万円という車がこのたびの仕様を合わせて1台、これから計算すると800万円ということになるわけです。大幅に減額され、1号車がそもそも高かったといえれば高かったのかもしれませんが、その

価格差の大きな点というのは何なのか、えてして計画的に設計したものが価格圧縮のために装備が脆弱になると、これはかつてもいろんな形での経験をしているところでありまして、そういう視点からどのような装備のものなのか、説明をいただきたいと思います。

○議 長

石原課長。

○産業振興課長（石原正伸君）

ただいまのご質問にお答えします。

牧島議員がおっしゃっていたジビエ第1号車というものの車両につきましては、内臓摘出後、剥皮を行い、解体までする仕様となっております。

浦臼町で導入します本車両につきましては、内臓を摘出後、保冷をし、食肉加工施設まで搬入するというので、剥皮並びに解体をするような仕様としてございません。

したがって、車両の装備等に大きな仕様が異なっておりますので、その部分の差額ということになってございます。

以上でございます。

○議 長

ほかに質疑ありますか。

牧島議員。

○7番（牧島良和君）

もう1点、今回2両の求めようということであります。

前段、早い時点でのその施設の容認というのは時間的雇用も含めて3人ないし4人とも言っていたかと思いますが、これが2両の中で2両同時に運行するなどということは到底考える域ではないのではないのか、よしんば議論の結果として、私は1台求め、もう1台は地域猟友会への対応を含めた考え方、私ども枝幸町などでの研修などからすると、そうした議論の結果が適切かなと私は思っております。

今回、同じものを2台求めて、その運行がベターなのかということを変疑問に思うところではありますが、答えをいただきたい。

○議 長

石原課長。

○産業振興課長（石原正伸君）

ただいまのご質問にお答えします。

本施設につきましては、当初の計画どおり5名職員を常駐した中での車両を運行すると計画を聞いてございます。

2台同時に動くことを想定しますと、1台では不足する部分があるということで、協議の中で2台を運用していきたいということで話を進めてきてございますので、そういった計画でございます。

また、運行状況によっては地元の猟友会との連携を深めながら、余力があればその1台を使いながら、町内でも運用できるのかなと考えてございます。

以上でございます。

○議 長

ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議 長

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

牧島議員。

○7番（牧島良和君）

前段一般質問でもこの件に当たっての議論というのは、今ほどお答えをいただきましたけれども、業者さんが受け持つ部分だからいいでしょうという、そういうふうにも見受けられます。全体としてその討議の不十分さを単に2両買うというところに結果としてなっているのだと思います。

あわせて、今回のジビエの係る私どもの意見の前提にあって反対といたします。

○議 長

ほかに討論ありませんか。

小松議員。

○8番（小松正年君）

財産取得について、賛成の立場から討論をさせていただきます。

これも先ほど申し上げたように、債務負担行為における予算内での執行になるかと思えます。何ら問題ないと考え、賛成討論とさせていただきます。

○議 長

ほかに討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議 長

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第16号 財産の取得についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議 長

起立多数です。

したがって、議案第16号 財産の取得については原案のとおり可決されました。

暫時休憩といたします。

休憩 午後 3時54分

再開 午後 3時55分

○議 長

休憩を閉じ、会議を再開いたします。

お諮りします。

ただいま、斉藤町長から議案第17号 平成30年度浦臼町一般会計補正予算（第8号）が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第1号として議題にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、議案第17号 平成30年度浦臼町一般会計補正予算（第8号）を日程に追加し、追加日程第1号として議題にすることに決定いたしました。

◎追加日程第1 議案第17号

○議 長

追加日程第1、議案第17号 平成30年度浦臼町一般会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

明日見主幹。

○総務課主幹（明日見将幸君）

議案第17号 平成30年度浦臼町一般会計補正予算（第8号）。

平成30年度浦臼町一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ636万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ35億5,483万4,000円とする。

2 歳入歳出の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成31年3月18日提出

北海道浦臼町長 斉藤純雄

歳入歳出予算の補正について、歳出よりご説明を申し上げます。8ページをお開きください。

2款総務費、1項4目財産管理費、補正額100万円の追加でございます。

1.1節需用費におきまして4月から採用いたします新採用職員の住まいとなりまして、旧JR官舎分といたしましてフローリング、畳、壁紙等の修繕で50万円、また北海道から派遣をされます職員の住まいとなっております中学校横の赤レンガの職員住宅をおふろ、畳、壁紙など50万円を修繕するものでございます。

2項1目職員給与費、補正額90万円の追加でございます。3節職員手当

におきまして、職員の時間外勤務手当でございますが、2月分における時間外勤務不足の積算見込み不足とこれから実施されます統一選挙業務の対応などを見込んで計上となるものでございます。

3款民生費、1項1目社会総務費、補正額76万5,000円の追加でございます。

23節償還金利子及び割引料におきまして、平成29年度臨時福祉給付金事業が確定したことによりまして、返還金が生じるため追加をするものでございます。

2項5目児童福祉施設費、補正額358万6,000円の追加でございます。19節負担金補助及び交付金におきまして、認定こども園なかよしへの事業運営助成金として主に派遣している職員の2名分の人件費等を助成するものでございます。

3項1目老人福祉総務費、補正額11万7,000円の追加でございます。19節負担金補助及び交付金におきまして、3月5日の補正予算確定後におきまして、社会福祉法人等利用者負担軽減事業の利用者がふえたため追加をするものでございます。

歳出合計636万8,000円の追加でございます。

以上が、歳出についてのご説明でございます。

続きまして、歳入についてご説明を申し上げます。6ページをお開き願います。

1款町税、2項1目固定資産税、補正額3万4,000円の減額でございます。1節現年課税分として3月5日の補正予算確定後におきまして、固定資産税の還付が発生し、その還付額までの収入が見込めるための減額でございます。

6款地方消費税交付金、1項1目地方消費税交付金、補正額351万3,000円の追加でございます。平成30年度交付金の確定により追加をするものでございます。

18款諸収入、3項2目雑入、補正額23万4,000円の追加でございます。1節雑入におきまして、いきいきふるさと推進事業助成対象事業の確定によるものでございます。歳出におきまして2款1項3目企画費におきまして財源更正をしております。

3目宝くじ交付金、補正額82万2,000円の追加でございます。平成30年度交付金の確定によるものでございます。

5目地域支援事業費委託金、補正額10万円の減額でございます。事業費の確定により精査した結果、減額をするものでございます。

20款繰入金、1項1目基本財産繰入金、補正額193万3,000円の追加でございます。財政調整といたしまして、財政調整基金から繰り入れをするものでございます。

歳入合計、歳出と同じ636万8,000円の追加となっております。

以上、議案第17号 平成30年度浦臼町一般会計補正予算（第8号）の

内容でございます。ご審議いただき、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議 長

これより、質疑を行います。歳入歳出一括して質疑を受けます。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第17号 平成30年度浦臼町一般会計補正予算（第8号）を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議 長

起立全員です。

したがって、議案第17号 平成30年度浦臼町一般会計補正予算（第8号）は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 所管事務調査

○議 長

日程第10、所管事務調査についてを議題といたします。

総務・農林建設常任委員長並びに議会運営委員長から、閉会中の事務調査について、会議規則第73条の規定により申し出があります。

お諮りします。

両常任委員長並びに議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の調査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、総務・農林建設常任委員長並びに議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の調査に付することに決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議 長

これをもって、本会議に付議された案件の審議はすべて終了いたしました。

したがって、平成31年第1回浦臼町議会定例会を閉会といたします。

大変ご苦労さまでした。

閉会 午後 4時05分